

第 2 期岩倉市行政経営プラン行動計画　一覧

所管課	位置づけ	No.	取組業務	数値目標	うち財政効果
秘書企画課	(1)①	1	行政需要等に応じた組織・機構の構築		
秘書企画課	(1)①	2	年次有給休暇等の取得促進	○	
秘書企画課	(1)①	3	時間外勤務の縮減	○	
秘書企画課	(1)②	4	人材育成基本方針の推進		
消防本部総務課	(1)②	5	救急業務の高度化	○	
秘書企画課	(1)③	6	職員数の最適化		
市民窓口課	(2)①	7	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	○	○
税務課	(2)①	8	市税の収納率の向上	○	○
長寿介護課	(2)①	9	介護保険料の収納率の向上	○	○
学校教育課	(2)①	10	給食費の収納率の向上	○	○
子育て支援課	(2)①	11	保育料の収納率の向上	○	○
子育て支援課	(2)①	12	放課後児童健全育成手数料の収納率の向上	○	○
行政課	(2)①	13	使用料、手数料等の適正化		
税務課	(2)①	14	クレジットカード収納の実施		
秘書企画課	(2)②	15	ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進	○	○
行政課	(2)②	16	土地開発基金保有土地の適正化		
行政課	(2)②	17	公共施設の活用による財源確保		
企業立地推進室	(2)②	18	新たな企業誘致による市税収入の増	○	
行政課	(2)③	19	将来にも責任ある計画的な予算編成		
会計課	(2)③	20	支給物品等の消耗品購入費の削減	○	
—	(2)③	21	経常経費の削減		○
行政課	(2)④	22	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供		
行政課	(2)④	23	市債残高の削減	○	
上下水道課	(2)⑤	24	上水道事業の健全経営	○	○
上下水道課	(2)⑤	25	下水道事業の健全経営		
福祉課	(3)①	26	コミュニケーション支援の充実		

所管課	位置づけ	No.	取組業務	数値目標	うち財政効果
健康課	(3)①	27	がん検診等のセット受診の導入	○	
協働安全課	(3)②	29	市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用		
協働安全課	(3)②	31	民間企業等との災害時応援協定の締結		
消防署	(3)②	32	救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上	○	
生涯学習課	(3)②	34	生涯学習センター及び総合体育文化センターの民間活力における施設利用の充実		
監査委員事務局	(3)②	35	指定管理者監査の実施		
秘書企画課	(3)③	36	施策評価における外部評価の導入		
行政課	(3)④	37	公共施設の最適な配置		
維持管理課	(3)④	38	排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理		
上下水道課	(3)④	39	計画的な基幹管路の耐震化	○	
学校教育課	(3)④	40	学校施設の安全性の向上と適切な維持管理		
秘書企画課	(4)①	41	ホームページの活用		
協働安全課	(4)②	43	業務システムの最適化		
秘書企画課	(4)③	44	市民との協働による広報紙づくり		
秘書企画課	(4)③	45	広聴活動の充実と的確な情報発信		
生涯学習課	(4)③	46	民俗資料等のデータベース化と活用		
協働安全課	(4)④	47	セキュリティレベルの向上		
商工農政課	(3)①	48	消費生活相談体制の充実		
健康課	(3)①	49	がん検診申込機会の拡大		
学校教育課	(3)②	50	学校給食の配膳業務における民間活力の活用		
環境保全課	(4)①	51	ごみ分別アプリの導入		
都市整備課	(3)①	52	民間住宅の耐震化の促進		
学校教育課	(3)②	53	小学校の水泳授業における民間活力の活用		○

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	1	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	①組織の最適化と働きやすい職場環境づくり			取組業務	行政需要等に応じた組織・機構の構築
取組内容	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行う。 また、必要に応じて組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームなどを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組む。			効果見込	職員の適性や能力等を反映した職員配置と柔軟な組織体制を構築することにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができるとともに、市民サービスの向上が図られる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・平成27年度に実施した組織・機構改革について、職員に対してアンケートを実施し、検証を行う。	・現在の組織・機構を検証することを目的として、各所属長に対しアンケートを実施した。 ・企業立地を推進するため、平成29年4月1日から建設部内に企業立地推進室を設置することとした。			・アンケートを実施し、各課の現在と中長期の課題や今後の対応策について、把握することができた。	—
H29	実施	・アンケート結果を検証し、組織・機構の見直しに役立てる。 ・市長マニフェスト等を実現するため、プロジェクトを設置して取り組む。また、進捗状況等の公表は、適切な方法・時期に行う。	・アンケート結果を参考に、職員配置及び職員採用計画を作成した。 ・市長マニフェストである「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」を実現するため、6つの組織横断的なプロジェクトを設置し、検討した。			・プロジェクトの取組により、全小中学校へのエアコンの設置に向けた検討を行うことができた。また、空き家の利活用を促進するための空き家バンク制度をスタートすることができた。 ・「旧学校給食センターの跡地利用」などを討議テーマとして、本市で初めての取組となる市民討議会を実施することができた。	—
H30	実施	・組織・機構の見直しについて検討する。 ・横断的なプロジェクトを設置し、検討していく。	・組織・機構の見直しとして、安全・安心のまちづくりに向けた体制の強化を図るため、「協働推進課」と「危機管理課」を統合し、「協働安全課」を新設した。また、市民ニーズへの対応や事務の適正化を図るため、担当業務によってグループを細分化し、グループ数が4増加した。 ・市長マニフェストである「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」を実現するための5つの政策の柱等を推進するための組織横断的なプロジェクトを設置し、各プロジェクトで施策を推進した。			・組織・機構の見直しにより、市民ニーズの多様化に対する迅速な対応や喫緊の課題を解決し、安全・安心のまちづくりに向けた体制づくりをすることができた。 ・プロジェクトの成果としては、健幸都市宣言関係イベントの実施や五条川健幸ロードを整備した他、駅東地区の桜通線の買収地を活用したイベントの実施などを決定することができた。	—
R1	実施	・組織・機構の見直しによる効果を検証し、必要に応じて組織・機構のあり方を検討していく。 ・第5次総合計画策定に向けて設置した若手職員プロジェクトチームにおいて、総合計画の策定作業に関わりながら、施策や事業の提案に関わっていく。	①多様化する行政課題に対応できる連携した組織体制を整備するとともに、行政組織のスリム化を図るため、令和2年4月1日から市民部を廃止し、市民部に属していた市民窓口課を健康・医療の一体化を図るため健康福祉部へ、環境保全課を空家・空地など都市課題の推進を図るため建設部へ、税務課を歳入と歳出の連携を図るため総務部へ異動させる組織・機構の見直しを実施することとした。 ②若手職員プロジェクトチームには、10人の意欲ある若手職員が参加し、第5次総合計画の策定にあたり、本市のこれからのまちづくりを検討するために設置した市民まちづくり会議等に参加した。			①組織・機構の見直しに伴い、令和2年4月1日から決裁規程を見直し、部長から課長への権限委譲を行い、行政運営の迅速化を図りつつ、適格な決裁権者を設定することができるようにした。 ②若手職員プロジェクトチームの成果として、総合計画の策定過程における市民参加の機会に積極的にに関わり、市民とともに市の課題について検討し、施策や事業の提案を行った。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・業務に大きな変動がない状況での組織改正については、必要性に疑問がある。組織改正の効果を適正に検証し、報告してほしい。 ・組織改正を行っても、業務量の総量が変わらなければ意味がないのではないか。 ・リスクマネジメントとして、業務量に応じて他部署からの応援を行う仕組みを汎用的に整備することが必要である。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		・組織の見直しについて、その効果を検証すること。 ・業務量に応じ、他部署から応援を行う仕組みについて、汎用的に活用できないか検討すること。		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・組織・機構の見直しによる効果を検証し、よりよい組織・機構となるよう検討していく。 ・引き続き、第5次総合計画策定に向けて設置した若手職員プロジェクトチームにおいて、総合計画の策定作業に関わりながら、施策や事業の提案に関わっていく。	①令和2年4月に市民部の廃止やそれに伴う課・グループ再編を実施し、随時確認を行った。新型コロナウイルスへの対応として、4月に関係課職員により特別定額給付金給付事業プロジェクトチーム及び新型コロナウイルス感染症支援策検討チームを設置、令和3年1月にワクチン接種業務として、健康課の職員を中心に、情報発信や電算を担当する職員等を加えた岩倉市新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置した。 ②岩倉市制50周年記念事業である「ギネスに挑戦」や「いわくら名産品開発事業」の実施に関し、それぞれ4～8名の若手職員によるプロジェクトチームを設置した。 ③10名の若手職員プロジェクトチームは、第5次総合計画の策定にあたり、市民まちづくり会議への参加や第5次総合計画の計画書作成作業に携わった。	①市民窓口課は健康・医療の一体化、環境保全課は空家・空地など都市問題の強化、税務課は財政の連携等の効果を確認した。また、特別定額給付金給付事業プロジェクトチームにより、給付金の迅速で円滑な給付につなげることができた。また、新型コロナウイルス感染症支援策検討チームの設置により、本市の支援策をとりまとめることができた。岩倉市新型コロナウイルスワクチン接種推進チームの設置により、関係各課の10名に対し兼務辞令を1月下旬に行い、令和3年4月以降のワクチン接種業務に対応するための体制づくりに取り組むことができた。 ②若手職員の意見を反映しながら事業を進め、「ギネスに挑戦」では、コロナ禍にあっても挑戦可能で岩倉らしいカテゴリーを検討し、「いわくら名産品開発事業」では開発を支援する事業所及び商品を選定することができた。 ③総合計画の策定過程における市民参加の機会に関わるとともに、計画書内や表紙で使用する写真を選定することができた。	—
----	----	--	---	---	---

評価	B	評価理由	・喫緊の行政課題に対し、職員の適性や能力等を反映した職員配置と組織の見直しやプロジェクトチームの設置により迅速に対応し、市民サービスの向上が図られたため。 ・部の再編による効果については、随時確認を行った。	今後の方針	・部の再編をはじめ、これまで実施してきた組織見直しの効果を継続して検証するとともに、I C Tによる業務効率化やオンライン申請など新たな行政課題に対応する組織づくりの検討が必要である。 ・戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組むため、組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームの編成や、汎用的な人員配置を検討する。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	2	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	①組織の最適化と働きやすい職場環境づくり			取組業務	年次有給休暇等の取得促進
取組内容	年次有給休暇等の取得について、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（年次有給休暇の取得促進・連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。			効果見込	職務に専念しながら、職員が安心して結婚、出産、子育て、介護ができる「働きやすい職場環境」づくりが図られる。 ※年度目標…職員 1 人当たりの年次有給休暇平均取得日数 10日／年以上		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・計画に規定する年次有給休暇の職員の 1 人当たりの平均取得日数「10日以上」を達成できるよう、また、計画に規定するその他の取組（連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。	・平成25年度職員提案制度で特に優秀な提案と表彰された「記念日休暇」の取組を実施した。 ・年次有給休暇を夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図った。 ※平成28年度職員 1 人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.47日（対前年度比：0.12日増）			・記念日休暇や連続休暇等の取得促進を周知し、年次有給休暇等の取得の促進に努めた結果、職員 1 人当たりの平均取得日数を増やすことができた。	—
H29	実施	・引き続き、記念日休暇や連続休暇等の取得促進を推進する。職員向けにワークライフバランスの必要性や休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。	・年次有給休暇等の取得率向上に向けて、全職員あてに、「ワーク・ライフ・バランスの推進について」を通知し、休暇取得の取組として、夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図った。			・連続休暇等の取得促進を周知し、年次有給休暇等の取得の促進に努めた結果、職員 1 人当たりの平均取得日数を増やすことができた。 ※平成29年度職員 1 人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.93日（対前年比：0.46日増）	—
H30	10日/年以上	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、連続休暇等の取得促進を図る。 ・職員向けに休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。	・職員向けの休暇制度の資料の作成はできていないが、全職員あてに通知した「ワーク・ライフ・バランスの推進について」に沿って、休暇取得の取組として、夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図る通知を行った。			・年次有給休暇等の取得の促進を進めることにより、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めたが、平均取得日数は微減となった。 ※平成30年度職員 1 人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.87日（対前年比：0.06日減）	—
R1	10日/年以上	・引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、連続休暇等の取得促進を図る。 ・休暇制度の資料を作成し周知に努める。	①年次有給休暇の取得率向上に向けて、「記念日休暇」の取組を推進した。 ②市特定事業主行動計画の改定を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進について、年次有給休暇等の計画表を所属ごとに作成する等の新たな取組を規定した。 ③職員向けに「育児、介護との両立支援ハンドブック」を作成し、周知を行った。 ④休暇取得が少ない職場や土日祝日の勤務が多い職場の所属長を対象にヒアリングを実施し、所属職員の取得状況を定期的に把握させ、取得日数が少ない職員への積極的な取得の働きかけについて依頼した。 ⑤管理職とそれ以外の職員の休暇取得状況の分析を行ったが、休暇の取得状況に相関関係はみられなかった。			①②④⑤年次有給休暇の平均取得日数は前年度を下回った。 ※令和元年度職員 1 人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.53日（対前年比：0.34日減） ③「育児、介護との両立ハンドブック」を作成したことにより、育児制度や介護制度に関する休暇等について、職員に対し分かりやすく周知することができた。	—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・前年に比べても平均取得日数がむしろ減っている。また、課によってのばらつきも大きい。根本的な対策をしないとこのまま平均取得目標は達成できないのではないか。例えば、目標・評価管理制度の一環で、本人や部下の有給休暇の取得計画を設定させ、その目標の達成度を人事評価の一部にいれることや、取得進捗状況の途中報告行っても良いのではないか。 ・有給休暇の取得が取得者本人任せになってはいないか。 ・年度目標の設定値が同一であり、段階的な取り組みが設定できなくなっているので、改善すべきである。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・年次有給休暇について、取得状況を人事評価制度に組込めないか検討すること。
R2	10日/年以上	・市特定事業主行動計画（令和2年度から令和6年度）に規定する休暇取得促進の取組（年次有給休暇の取得促進・連続休暇の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進）について、推進していく。 ・休暇の申請等に関し、電子申請による方法で行うことができるよう、システムの構築を研究する。	①市特定事業主行動計画における年次有給休暇の取得促進のひとつとして、新型コロナウイルス感染対策の重要性に鑑み、年末年始の休暇取得として、年末年始休日に加え、前後1日ずつ年次有給休暇を取得するよう促した。その取組を推進するため、年末・年始に行う式の中止や会議等を設定しないなどの取扱いを行った。 ②休暇の申請等に関する電子申請によるシステムの構築については、令和6年度の全庁的なシステム更新において検討することとした。	①年末年始の休暇取得の取組は、所属長より取得状況の報告を受けるものとした結果、次のとおりの効果があった。 ・322名の職員、延べ614日（1人あたり約1日と7時間） ①市特定事業主行動計画における年次有給休暇の取得促進により平均取得日数は、11.15日と年度目標を達成した。 ※令和2年度職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数：11.15日（対前年比：2.62日増）	—

評価	A	評価理由	・職員1人当たりの平均取得日数「10日／年以上」の目標は、平成28年度からの4年間は達成しなかったものの、令和2年度に実施した年末年始の休暇取得の取組の効果により目標値を大きく上回ったため。 ・職員向けに「育児、介護との両立支援ハンドブック」を作成、周知するなど働きやすい職場環境づくりに努めたため。	今後の方針	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施した「年末年始の休暇取得の取組」は組織として、また職員ひとりひとりが働き方を見直す取組であったため、ゴールデンウィーク、お盆や大型連休の前後において、その取組を推進していく。 ・年次有給休暇の取得状況を人事評価制度に組込むことについての検討を行う。 ・休暇の電子申請については、令和6年度に全庁的なシステム更新が行われることから、令和3年度から行うシステム検討委員会の検討するシステムのひとつとして提案を行う。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	3	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	①組織の最適化と働きやすい職場環境づくり			取組業務	時間外勤務の縮減
取組内容	ノー残業デー及び育児の日の推進、管理職員の業務マネジメントの推進、時間管理の手法などを取得する研修を実施する。また所属ごとにミーティングや朝礼を実施し、業務の確認・調整を行い、業務効率をあげるためのスケジュール管理に取り組む。				効果見込	時間外勤務手当の縮減、職員の健康保持及び仕事と家庭との調和が図られる。 ※年度目標…職員 1 人当たりの時間外勤務時間数 94時間／年以下	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・平成27年度実績（106時間／職員 1 人当たり）を上限とする目標を掲げ、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（一斉定時退庁日の徹底や時間外勤務の縮減のための意識啓発等）を推進する。	・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」の取組に加え、愛知県が実施している「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2016」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月16日）」における定時退庁を促した。 ・時間管理を行いながら、業務における課題・改善点に気づき、問題点を解決する能力を養うことを目的に、主事級及び主任級の職員を対象に「タイムマネジメント研修」を実施した。 ※平成28年度職員 1 人当たりの時間外勤務時間数：104時間（対前年度比2時間減）			・ノー残業デーなど、時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めた結果、職員 1 人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。	—
H29	実施	・引き続き、毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」等を推進する。 ・ワーク・ライフ・バランスの必要性について、職員に周知する。 ・「タイムマネジメント研修」の受講対象を主事級から統括主査までとし、より幅広い職員が受講できるようにする。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努めるよう、再度徹底する。	・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や愛知県が実施している「あいち・ワーク・ライフ・バランス推進運動2017」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月15日）」における定時退庁を促した。 ・全職員あてに、「ワーク・ライフ・バランスの推進について」を通知し、時間外勤務縮減の取組として、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底のため、その日の午後5時30分に庁内放送を流し、午後6時までの一斉退庁を促した。 ・管理職職員の時間外勤務管理の促進を図ることを目的として、管理職職員の時間外勤務を実施予定の職員は、予め時間外勤務の事前申請を行い、当該日の午後 5 時15分までに所属長の命令を受けなければならないこととした。 ・主事級から統括主査までの職員を対象に「タイムマネジメント研修」を実施し、時間管理の能力の養成に努めた。			・ノー残業デーなど、時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めた結果、職員 1 人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。	—
H30	94時間/年以下	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、毎週水曜日の「ノー残業デー」の取組や時間外勤務の事前申請・命令の徹底を図る。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努める。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤制及びフレックスタイム制について、導入している自治体のメリットやデメリットを含め、状況について研究していく。	・毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底のため、その日の午後5時30分に庁内放送を流し、午後6時までの一斉退庁を促した。 ・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や愛知県が実施している「あいち・ワーク・ライフ・バランス推進運動2018」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月21日）」における定時退庁を促した。 ・引き続き、管理職職員の時間外勤務管理の促進を図ることを目的として、時間外勤務を実施予定の職員は、予め時間外勤務の事前申請を行い、当該日の午後5時15分までに所属長の命令を受けなければならないこととした。 ・主事級から統括主査までの職員16人が「タイムマネジメント研修」を受講することにより、時間管理の能力向上に努めた。 ・時差出勤制及びフレックス制を導入している自治体を整理した。			・時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めたが、選挙等の事務があったこともあり職員 1 人当たりの時間外勤務時間数は増加することとなった。 ※平成30年度職員 1 人当たりの時間外勤務時間数：100時間（対前年度比 6 時間増）	—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	94時間/年 以下	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、毎週水曜日の「ノー残業デー」の取組や時間外勤務の事前申請・命令の徹底を図る。 ・管理職職員に対し、特定の職員に時間外勤務が集中しないような業務配分に努めるとともに、個人ではなく組織で仕事を行うよう、周知に努めていく。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤制及びフレックスタイム制について、県内自治体の調査結果を踏まえ、導入に向け研究をしていく。	①時間外勤務の縮減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」を推進した。また、愛知県が実施している「あいち・ワーク・ライフ・バランス推進運動2019」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月20日）」における定時退庁を促した。 ②毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底のため、実施日の午後5時30分に庁内放送を行い、午後6時までの一斉退庁を促した。 ③毎年実施している「タイムマネジメント研修」の対象職員を主査級以下から主幹級以下の職員へ拡大し、時間管理能力の養成に努めた。 ④所属毎に時間外勤務状況を把握し、分析を行った。 ⑤時間外勤務の多い所属については、所属長にヒアリングを実施し、時間外勤務縮減のための意識啓発等を行うとともに、特定の職員に時間外勤務が集中しないように配慮を呼びかけた。 ⑥新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通常の勤務時間から前後1時間ずつずらした時差出勤を実施し、勧奨を行った。	①②③④⑤⑥時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めた結果、職員1人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。 ⑤時間外勤務が多い部署の所属長を対象にヒアリングを実施し、時間外勤務縮減のための意識啓発を行った結果、全所属中19所属で職員1人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。 ※令和元年度職員1人当たりの時間外勤務時間数 96時間（対前年度比：4時間減）	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・大幅な時間外削減は進んでいないように見受けられる。今年度はコロナ禍もあり、時差出勤などを実施していることもあるので、業務内容によってリモートワークやWEB会議の実施などで、時間外勤務時間数の削減を行う工夫が必要なのではないか。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・リモートワークやWEB会議の導入について検討すること。	
R2	94時間/年 以下	・市特定事業主行動計画に規定する時間外勤務の縮減の取組（育児を行う職員の時間外勤務の制限等の周知徹底・一斉定時退庁日等の徹底・働き方の改革）を推進していく。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に配慮するよう管理職に呼びかける。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤について、時間外勤務の縮減にも資すると考えられることから、令和2年度も引き続き実施していく。	①時間外勤務縮減及び職員への意識付けのため、引き続き毎週水曜日の「ノー残業デー」の一斉退庁の放送や毎月19日の「育児の日」の取組を実施した。 ②長時間勤務の是正するため「働き方改革研修」を実施した。 ③新型コロナウイルス感染症防止のため、通常の勤務時間から前後1時間ずつずらした「時差勤務」や、週休日の土日に出勤し平日を週休日とする「週休日の振替」を推進した。また、職員の働き方改革及びICTの推進を図るため、令和3年2月から「在宅型テレワーク」を導入し、令和3年3月末までの間に延べ128人の職員が実施した。	①～③の取組により、定時退庁の意識付け、ワークライフバランスへの理解を進めるとともに、時間や場所に必要以上に拘束されない働き方ができる環境が整備できた。 ②16名が受講し、無駄な時間を省き、限られた時間内で業務を遂行する効率的な仕事の進め方を身に着けることができた。 ※令和2年度 職員1人当たりの時間外勤務時間数 82時間（対前年度比：14時間減）	—

評価	B※	評価理由	・目標数値である94時間/年以下の達成については、時間数としては概ね達成したが、引き続き効果的な施策を実施する必要があるため。 ・令和2年度 目標達成率 114%	今後の方針	・引き続き、時差勤務や週休日の振替を実施する。 ・グループ別の時間数の要因調査を行い、月30時間以上時間外勤務を実施した職員の年間平均時間の削減に取り組む。 ・在宅型テレワークやWEB会議・WEB研修を推進し、時代に即した働き方の見直しにより時間外勤務の削減に取り組む。
----	----	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

			No.	4	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	②人材育成の推進		取組業務	人材育成基本方針の推進
取組内容	市人材育成基本方針に基づき、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境の構築、職員の能力や資質を伸ばす職員研修の実施、職員の意欲を高め、身に付けた知識や能力を生かす人事管理に取り組む。			効果見込	やりがいを持って職務に取り組むことにより、職員の成長や組織の総合力の向上が見込まれる。	
	目標	計画	実績		実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・職員一人ひとりの意識改革やスキルアップのために、市人材育成基本方針に基づき、平成28年度研修計画、職員提案制度、業務改善運動などに取り組む。	・人材育成基本方針に基づき、平成28年度職員研修計画を作成し、市独自研修（970人）の実施、及び研修機関が実施する研修（172人）に職員を派遣し、延べ1,142人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、64件の提案があった。 ・業務改善運動は、33チームが取組を実施し、発表会には市議会議員や区長への参加を呼びかけ117人の来場者であった。		・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、91%の受講者から「大変有意義であった。有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度や業務改善運動の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。	—
H29	実施	・人材育成基本方針に掲げている取組について推進していく。 ・研修受講直後に受講報告書、研修受講後数か月後にフォローアップアンケートを実施しているが、平成29年度より研修受講数年後の測定についても加え、研修の効果測定方法を充実させる。 ・平成29年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・業務改善運動を中止し、市長マニフェスト等推進プロジェクトに若手職員を公募により参加させ、活動を通して達成感や課題解決能力の向上を図る。	・人材育成基本方針に基づき、平成29年度職員研修計画を作成し、市独自研修（994人）を実施し、研修機関が実施する研修（178人）に職員を派遣し、延べ1,172人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、66件の提案があった。 ・「研修受講3年後追跡調査アンケート」を実施した。 ・市長マニフェスト等推進プロジェクトへ若手職員13人が参加した。		・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、94%の受講者から「大変有意義であった」又は「有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。 ・研修受講3年が経過した職員に対して追跡調査を実施したことにより、研修で習得したことを継続的に業務に活用できているかを調査分析し、今後の研修実施及び研修計画策定の参考資料とすることができた。	—
H30	実施	・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・平成30年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。 ・市長マニフェスト等推進プロジェクトを通じ、若手職員の達成感や課題解決能力の向上を図っていく。	・人材育成基本方針に基づき、平成30年度職員研修計画を作成し、市独自研修（1,061人）の実施、及び研修機関が実施する研修（157人）に職員を派遣し、延べ1,218人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、24件の提案があった。 ・市長マニフェストでは、プロジェクトに若手職員が参加し検討した。		・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、95%の受講者から「大変有意義であった」又は「有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。 ・市長マニフェストでは、若手職員が公募により参加し、活動を通して達成感や課題解決能力の向上を図った。	—
R1	実施	・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・平成31年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。 ・第5次総合計画策定に向けて設置した若手職員プロジェクトチームにおいて、総合計画の策定作業に関わりながら、施策や事業の提案に関わっていく。	①人材育成基本方針に基づき、平成31年度職員研修計画を作成し、市独自研修の実施（1,461人受講）、及び研修機関が実施する研修に職員を派遣し（128人受講）、延べ1,589人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。 ②職員提案制度は、43件の提案があった。 ③若手職員プロジェクトチームには、10人の意欲ある若手職員が参加し、市民まちづくり会議等に参加した。		①研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、92%の受講者から「大変有意義であった」又は、「有意義であった」と回答があった。 ②職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し、解決していく職員の育成に繋がった。	—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見 (R3. 1)		・資格取得への顕彰等を行う取組が必要なのではないか。 ・民間企業が活用している経営ノウハウや改善策を取り入れてはどうか。	行政改革推進本部からの指示事項 (R3. 1)	・職員の自己啓発を顕彰する仕組みについて調査すること。	
R2	実施	・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・令和2年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。	①人材育成基本方針に基づき、令和2年度職員研修計画を作成し研修を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、一部の研修を延期・中止したほか、県外への派遣研修は、原則中止とした。 ・市独自研修の実施（785人受講） ・研修機関が実施する派遣研修（75人受講） ②職員提案制度は、10月から2か月間の強化月間に加え、新型コロナウイルス感染症対策における緊急募集を行い、95件の提案があった。	①職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、90%の受講者から「大変有意義であった」又は「有意義であった」と回答があった。 ②職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し解決に導く能力の向上に繋がった。また特に優秀な提案を行った2名に対する褒賞を行った。	—

評価	A	評価理由	・職員提案制度の継続的な実施により、自ら改題を発見し、解決していく職員を育成することができている。また、市長マニフェスト等推進プロジェクトを通じ、若手職員の達成感や改題解決能力の向上を図ることができたため。 ・各年度において研修計画に基づく研修を予定どおり実施し、市独自研修における受講者アンケートの結果では、受講者の研修に対する評価が「大変有意義であった」又は「有意義であった」ものが各年度90%を超えているため。 平成28年度 91%、平成29年度 94%、平成30年度 95% 令和元年度 92%、令和2年度 90%	今後の方針	・人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの意識改革や伸ばしたい能力のスキルアップに取り組んでいく。 ・人事評価制度と職員研修が連動した人材育成を推進する。 ・平成26年10月に策定した人材育成基本方針の見直しを検討する。 ・職員の自己啓発を顕彰する仕組みについて調査する。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	5	所管課	消防本部総務課
第2期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	②人材育成の推進			取組業務	救急業務の高度化
取組内容	救急救命士の新規養成、処置拡大等研修受講、指導者の養成に取り組む。 ※救急救命士の認定資格 包括下除細動、気管挿管、薬剤投与、処置拡大（心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）、薬剤投与指導者、指導救命士 他			効果見込	救急業務の高度化に対応する専門性の高い職員を育成し、それに続く後進の目標となる等の波及効果を創出することにより、救命率向上にもつながる。 目標：運用救急救命士数（延べ認定資格数）。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	9人 (27件)	・救急救命士養成研修、救急救命士就業前研修、愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコル運用教育、薬剤投与プロトコル運用講習、処置範囲拡大プロトコル運用試験、薬剤投与指導者試験、指導救命士養成研修の受講及び受験をさせる。	・救急救命士養成研修(1人)、救急救命士就業前研修(2人)、愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコル運用教育(2人)、薬剤投与プロトコル運用試験(1人)について受講及び受験をさせた。		・救急救命士2人の運用を開始し、運用救急救命士は9人となった。さらに1人の救急救命士を養成した。各種プロトコル運用講習等の受講により、処置拡大等延べ認定数は27件となった。・救急業務の高度化に対応する運用救急救命士数、処置拡大等認定数が増加した。		—
H29	9人 (29件)	・救急救命士の養成や処置拡大等の認定が受けられるよう努める。	・救急救命士1人を養成し、認定資格を5件取得した。		・運用救急救命士は10人、延べ認定資格数は32件となった。		—
H30	10人 (38件)	・救急救命士の養成や処置拡大等の認定が受けられるよう努める。	・救急救命士養成研修に1人を派遣し、また、救急救命士に認定資格取得のための講習等を受講及び受験させた結果、薬剤投与指導者を含む5件の認定資格を取得した。 ・救急救命士の資格を持つ者を2人採用した。		・救急救命士の運用を開始した者・運用から外した者がそれぞれ1人で、引き続き運用救急救命士を10人体制とした。延べ認定資格数は38件となった。		—
R1	12人 (44件)	・救急救命士の養成1人、認定資格6件（包括下除細動2件、気管挿管1件、薬剤投与1件、処置拡大1件、薬剤投与指導者1件）を取得させるよう努める。	①救急救命士養成研修に1人を派遣し、また、救急救命士に対し、認定資格取得のための講習等を受講及び受験させた結果、薬剤投与指導者を含む6件の認定資格を取得した。 ②救急救命士の資格を持つ職員が1人退職した。		①②2人の救急救命士の運用を開始し、運用救急救命士は、12人体制となり、延べ認定資格数は44件となった。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・救急救命士の人数について再考してほしい。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	13人 (49件)	・救急救命士の養成1人、認定資格6件（包括下除細動2件、薬剤投与2件、処置拡大1件、薬剤投与指導者1件）を取得させる。	①救急救命士養成研修に1人を派遣した。さらに救急救命士に認定資格取得のための講習等を受講及び受験させた結果、薬剤投与指導者を含む6件の認定資格を取得した。 ②救急救命士の資格を持つ者を1人採用した。		①②2人の救急救命士の運用を開始、運用救急救命士は14人体制となり、延べ認定資格数は50件となった。		—

評価	A	評価理由	運用救急救命士数及び延べ認定資格数について、計画に基づき養成ができ、目標が達成できたため。令和2年度における運用救急救命士数は目標を1人上回り、延べ認定資格数も1件上回ることができた。	今後の方針	運用救急救命士数について、救急隊1隊に2人搭乗させていくため、各グループ6人と日勤者1人の合計19人体制を目指し、救急救命士の養成に取り組んでいく。さらに、市民に質の高い救急医療を提供できるよう、今後も継続的に人材育成に努めていく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	6	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	③職員数の適正化			取組業務	職員数の最適化
取組内容	再任用職員・嘱託職員・パート職員の任用・雇用及び高度な専門知識を持った人材の育成・採用をするとともに、職員の適性や能力等を反映した職員配置、市民ニーズや業務量に見合った職員数の管理に努める。			効果見込	最適な職員配置や職員数の管理を行うことにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・所属長からの職員配置要望書の提出により、ヒアリングを実施し、各課の業務量にあった最適な職員数を算定する。	・平成28年4月1日現在の職員数は362人であったが、平成28年10月1日に2人の職員を採用した。 ・平成28年5月に平成29年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成29年4月1日の職員数を368人とし、採用試験を実施した。内定後の急な退職等から平成29年4月1日は363人となった。 ・6人の定年退職者のうち、新たに2人（事務職1人、児童厚生員1人）を、継続任用で12人の合計14人を平成29年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成29年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・自己申告制度について、職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する制度とし、全ての正規職員から自己申告書の提出を受けた。		・平成28年4月1日、10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長等とのヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書を全ての正規職員から提出してもらったことにより、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。		—
H29	実施	・所属長から平成30年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保する。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・平成29年4月1日現在の職員数は363人であったが、平成29年10月1日に5人の職員を採用した。 ・平成29年5月に平成30年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成30年4月1日の職員数を376人とし、採用試験を実施したが、内定後の急な退職等から平成30年4月1日は375人となった。 ・7人の定年退職者のうち、新たに5人（事務職1人、消防職1人、児童厚生員1人、保育職2人）を平成30年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成30年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する自己申告制度について、全職員から自己申告書の提出を受けた。		・平成29年4月1日及び10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長とのヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書の内容を参考にしながら、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

H30	実施	・所属長から平成31年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図っていく。 ・地方自治法及び地方公務員法の改正により、令和2年度から創設される会計年度任用職員制度について、適切に運用できるよう準備していく。	・平成30年4月1日現在の職員数は375人であったが、平成30年9月1日に2人、平成30年10月1日に1人の職員を採用した。 ・平成30年5月に平成31年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成31年4月1日の職員数を381人とし、採用試験を実施した。 ・5人の定年退職者のうち、新たに3人（保育職）を平成31年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成31年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する自己申告制度について、全職員から自己申告書の提出をさせた。 ・会計年度任用職員制度導入等の準備として、各課で雇用している嘱託員やパート職員についての任用根拠や勤務実態を調査した。	・平成30年4月1日、9月1日及び10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長等のヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書を全職員から提出させたことにより、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。	—
R1	実施	・所属長から令和2年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図っていく。 ・令和2年度から導入される会計年度任用職員制度について、例規整備や制度周知等、必要となる準備を的確に行っていく。	・平成30年4月1日現在の職員数は375人であったが、平成30年9月1日に2人、平成30年10月1日に1人の職員を採用した。 ・平成30年5月に平成31年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成31年4月1日の職員数を381人とし、採用試験を実施した。 ・5人の定年退職者のうち、新たに3人（保育職）を平成31年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成31年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する自己申告制度について、全職員から自己申告書の提出をさせた。 ・会計年度任用職員制度導入等の準備として、各課で雇用している嘱託員やパート職員についての任用根拠や勤務実態を調査した。	①採用試験を実施した効果として、令和2年4月1日に正規職員を4人採用することができたが、職員数は379人となり、定員にはなお4人が不足している。 ②再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ③④会計年度任用職員については、所属長等のヒアリングにより、任用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ⑤自己申告書を全ての正規職員から提出させたことにより、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	
R2	実施	・所属長から令和3年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・引き続き、再任用制度を活用し、人的資源の有効活用を図っていくとともに、任期付職員制度等の多様な制度についての検討を行っていく。 ・会計年度任用職員制度については、適切に運用を行っていく。 ・引き続き、自己申告制度を実施し、適切な職員配置を行う。	①所属長からの職員配置要望書（正規職員、会計年度任用職員など）に基づきヒアリングを実施し、職員採用計画を作成し、採用試験を実施した。 ②令和2年度末退職予定2名について、再任用職員として令和3年4月1日に任用することとした。 ③任期付職員制度の導入の検討を行った。また、フルタイムの会計年度職員を任用できる制度を作り、保育職として令和3年4月1日に33名任用することとした。 ④令和3年度の任用（勤務時間・勤務部署等）に向けて、所属長ヒアリング及び会計年度任用職員と面談を行った。 ⑤職務に対する適性や職場環境、健康状態や異動希望等を把握するため、全職員から自己申告書の提出を受けた。	①令和3年4月1日に14人の正規職員を採用することができた。 ②再任用制度の任用により、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ③保育職においてフルタイムの会計年度任用職員の任用により、保育の充実を図ることができた。 ④ヒアリングや面談により、会計年度任用職員の配置の必要性や、本人の希望に沿った勤務形態で任用することができた。 ⑤職務への適性や健康状態に不安があると申告のあった職員に対し、フォローアップ面談を行いながら最適な職員配置を行うことができた。	—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

評価	A	評価理由	職員の定員管理については、行政サービスの量や質に影響することを念頭に、所属長と職員の配置についてヒアリングを行い定めた定数を概ね確保することができた。 ・岩倉市定員管理計画（令和6年4月1日の職員目標）381人程度 ・令和3年4月1日現在 384人	今後の方針	・市民ニーズや業務量に見合った職員配置を行い、適正な定員管理に取り組む。 ・再任用制度、会計年度任用職員制度の適切な運用を図っていく。 ・任期付職員制度や定年延長制度（令和5年4月1日施行予定）について、定員管理計画にどのように反映させるか研究する。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）

C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）

（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	7	所管課	市民窓口課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	後期高齢者医療保険料の収納率の向上
取組内容	安定的な後期高齢者医療制度の運営と負担の公平性を確保するため、効果的な収納対策に取り組む。 新たな滞納者の発生を防ぐため、高齢者に配慮した通知をするとともに電話や訪問により納付を促す。また、納付忘れを防ぐため、口座振替を勧奨する。			効果見込	分かりやすく伝えることにより納付に繋げ、収納率の向上を図る。また口座振替を勧奨することにより、納め忘れや初期未納を防ぎ、新たな滞納者の発生を抑制する。 収納率目標（現年度分） 令和2年度 99.72 %、 99.40 %（うち普通徴収分） ※平成29年度 99.72%、 99.40%（うち普通徴収分）		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	99.60 % （現年度分） 99.11 % （うち普通徴収分）	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・年に2回（5月・12月）、徴収強化月間を設け、電話催告や臨戸訪問による徴収業務に取り組む。	・初期未納者に対し、督促状発送時に電話催告を実施した。 ・75歳年齢到達の制度加入に伴う保険証発送時に口座振替依頼書を同封し、口座振替を勧奨した。 ・4月から導入した口座振替受付サービスの周知をするとともに、口座振替の勧奨に努めた。 ・5月と12月に、催告書発送者を対象に戸別訪問、電話催告を実施し、徴収業務に取り組んだ。		・初期未納者への早期対応により、新たな滞納者の発生を抑制できた。 ・収納率 現年度分 99.59%（目標率99.60%に対し0.01ポイント減） 普通徴収分 99.13%（目標率99.11%に対し0.02ポイント増） ・平成28年度の口座振替登録417件のうち、52件が口座振替受付サービスの利用により、登録手続の簡素化が図られた。		44
H29	99.62 % （現年度分） 99.13 % （うち普通徴収分）	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期未納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。また用紙をカラー再生紙にし、目に留まりやすくした。 ・初期未納者に対し、督促状発送時に電話催告を実施した。 ・75歳年齢到達の制度加入に伴う保険証発送時に口座振替依頼書を同封し、口座振替を勧奨した。 ・口座振替受付サービスの周知をするとともに、口座振替の勧奨に努めた。 ・5月と12月に、催告書発送者を対象に戸別訪問、電話催告を実施し、徴収業務に取り組んだ。		・初期未納者への早期対応により、新たな滞納者の発生を抑制できた。 ・収納率 現年度分99.72%（目標率99.62%に対し0.1ポイント増） 普通徴収分 99.40%（目標率99.13%に対し0.27ポイント増） ・平成29年度の新たな口座振替登録403件のうち、112件が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続の簡素化が図られた。 ・徴収強化月間の電話催告や臨戸訪問により、5月は63件180,250円、12月は67件688,800円を徴収することができた。		526

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

H30	99.72 % (現年度分) 99.40 % (うち普通徴収分)	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期末納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・他の効果的な収納方法の研究を行う。	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。 ・初期末納者へ督促状発送時に電話催告するなど早期対応を徹底し、新たな滞納者が発生しないように努めた。また、滞納者には納付相談を実施するとともに納付誓約どおりの納付がない滞納者には電話催告するなど継続した取組を行った。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替の勧奨に努めた。 ・従来から実施している5月と12月に加え、新たに9月にも催告書発送者を対象に電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組んだ。 ・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課から財産調査及び滞納処分のノウハウを学んだ。 ・被保険者と接触し納付相談等の機会を増やす取組として、高額療養費支給の一時差止の実施に備え、その実施方法を確認した。	・収納率 現年度分99.70% (目標率99.72%に対し0.02ポイント下回る) - 普通徴収分99.35% (目標率99.40%に対し0.05ポイント下回る) ・初期末納者への早期対応の徹底により、新たな滞納者の発生を抑制できた。また、滞納者への継続した接触により、納付につなげることができた。 ・平成30年度の口座振替登録490件(前年度比+87件)のうち、登録件数の28.4%(前年度比+0.6ポイント)の139件(前年度比+27件)が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続の簡素化が図られた。 ・徴収強化月間の電話催告や戸別訪問により、101件、854,000円を徴収することができた。 ・接触困難な滞納者1名の財産調査を行い、所得状況を把握することができた。 ・高額療養費支給の一時差止を実施することを検討した(滞納者のうち高額療養費該当者なし)。	0
R1	99.72 % (現年度分) 99.40 % (うち普通徴収分)	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期末納対策を重点的な取組として、督促状送付後に電話催告を行うことなどこれまでの取組を継続していく。 ・滞納者には、定期的に納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月、9月、12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・納付相談や滞納処分に活用する財産調査や高額療養費支給の一時差止などの収納対策を状況に応じて積極的に実施する。 ・収納率向上推進委員会(令和元年度から名称変更)において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。 ②初期末納者へ督促状発送時に電話催告するなど早期対応をし、新たな滞納者が発生しないように努めた。また、滞納者には納付相談を実施するとともに納付誓約どおりの納付がない滞納者には電話催告するなど継続した取組を行った。 ③制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替の勧奨に努め、令和元年度の口座振替登録359件のうち、登録件数の44.6%(対前年度比:16.2ポイント増)の160件が口座振替受付サービスの利用となった。 ④5月、9月、12月を徴収強化月間と定め、催告書発送者を対象に電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組み、119件(対前年度比:18件増)645,100円(対前年度比:208,900円減)を徴収した。 ⑤収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討を及び、連携手法について協議した。	・収納率 現年度分99.62%(目標率99.72%に対し、0.1ポイント下回る) - 普通徴収分99.12% (目標率99.40%に対し、0.28ポイント下回る) ⑤収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。	0
行政経営プラン推進委員会からの意見(R3.1)	・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットについて丁寧に説明することも必要である。		行政改革推進本部からの指示事項(R3.1)	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。 ・滞納者の類型分けや、人数によって滞納状況を分析できないか研究すること。 ・滞納した場合の措置について、分かりやすく説明する取組について検討すること。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	99.72 % (現年度分) 99.40 % (うち普通徴収分)	・初期末納対策を重点的な取組として、督促状送付後に電話催告を行うことなどこれまでの取組を粘り強く継続していく。 ・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・滞納者には、定期的に納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月、9月、12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・納付相談や滞納処分に活用する財産調査や高額療養費支給の一時差止などの収納対策を状況に応じて積極的に実施する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①初期末納者へ督促状発送時に電話催告するなど早期対応をし、新たな滞納者が発生しないように努めた。また、滞納者には納付相談を実施するとともに納付誓約どおりの納付がない滞納者には電話催告するなど継続した取組を行った。 ②督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。督促状・催告書送付時は、滞納した場合のデメリットとして短期証の発行、給付の差し止め等について記載した。不納欠損対象者については滞納状況や生活状況を確認し、「納付資力なし」、「接触困難」等の類型分けを行い、不納欠損処理を行った。 ③制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替の勧奨に努め、令和2年度の口座振替登録331件のうち、登録件数の34.4%（対前年度比：10.2ポイント減）の114件が口座振替受付サービスの利用となった。 ※納付方法全体の割合は、特別徴収79.81%、普通徴収20.19%で、普通徴収の内訳は、口座振替73.46%、納付書26.54% ④催告書発送者への徴収業務については、コロナウイルス感染防止に配慮し個別訪問の実施を控えたため、電話催告を主として行った。令和2年度は5月、12月、2月を徴収強化月間として、105件（対前年度比：14件減）535,800円（対前年度比：109,300円減）を徴収した。 ⑤高額滞納者2名の財産調査を行い、所得状況を把握した。 ⑥収納率向上推進委員会 1回開催（書面、各課の収納状況についての共有。） ・収納率向上推進委員会部会 1回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受ける。）	・収納率 現年度分99.56%（目標率99.72%に対し、0.16ポイント下回る） 普通徴収分98.95% （目標率99.40%に対し、0.45ポイント下回る） ①②初期末納者への早期対応の徹底により、新たな滞納者の発生を抑制できた。また、滞納者への分かりやすい文書の送付により納付を促すことができた。 ③口座振替受付サービスにより、手続の簡素化を図ることができた。 ⑤財産調査を行うことで、滞納者の納付資力を把握することができた。 ⑥収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。	0
----	---	--	---	--	---

評価	C	評価理由	収納率については、新しい滞納者の発生防止等に注力することにより、水準を維持することができたが、平成29年度に達成した水準の収納率を目標値とした平成30年度及び令和元年度については、目標に達することができなかった。	今後の方針	各課の収納状況等の情報共有を図るとともに、収納率の高い他の自治体の事例を参考にするなど、本市にあった徴収方法を引き続き研究する。また、今後より効果的な滞納者の類型分け等について研究していく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）

C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）

（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	8	所管課	税務課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	市税の収納率の向上
取組内容	安定的な税収を確保するために、現年の普通徴収課税分は、口座振替納付を推進する。 滞納者には財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付がない場合は、早期の滞納処分を実施するとともに、動産等を差押えた場合はインターネット公売を利用して効率的な換価を実施する。			効果見込	歳入確保への取組を実施しながら、県内の平均収納率を目標に収納率の向上を図る。 収納率目標 令和2年度 市税99.30％ 滞納繰越分24.50％ 国保92.00％ 滞納繰越分23.50％ ※平成27年度 市税99.07％ 滞納繰越分23.97％ 国保90.97％ 滞納繰越分23.42％ 平成27年度（県内平均） 市税99.35％ 滞納繰越分28.12％ 国保93.66％ 滞納繰越分21.40％		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	(市税) 現年 99.10％ 滞繰 24.00％ (国保) 現年 91.00％ 滞繰 23.44％	・口座振替受付サービスの市税への拡大について、広報で周知するとともに、窓口において口座振替納付を勧奨する。 ・国民健康保険税の口座振替の原則化を行い、新規加入者等を対象に窓口において口座振替納付を勧奨する。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、行政区別に担当者を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行する。	・平成28年4月から市税等にペイジーによる口座振替受付サービスを拡充し、550件の利用があった。また、サービスの利用促進のため、平成29年度の納税通知書の封筒にイラストを掲載すべく準備を行った。 ・平成28年12月より国民健康保険税の口座振替を原則化した。 ・滞納者に対しては、担当地区を設け徹底した財産調査を行い、413件の差押えを実施した。 ・滞納者の自宅等の搜索を4回実施し、差押えた軽自動車等をインターネット公売により換価を行い、約38万円を滞納税へ充てた。		平成28年度の収納率 【市税】 ・現年分 99.21％ （目標率99.10％に対し0.11ポイント増） ・滞納繰越分 23.88％ （目標率24.00％に対し、0.12ポイント減） 【国民健康保険税】 ・現年分 91.58％ （目標率91.00％に対し0.58ポイント増） ・滞納繰越分24.65％ （目標率23.44％に対し、1.21ポイント増）		合計： 23,845 （市税） 現年： 9,039 滞繰：0 （国保） 現年： 7,409 滞繰： 7,396
H29	(市税) 現年 99.15％ 滞繰 24.15％ (国保) 現年 91.25％ 滞繰 23.46％	・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用をイラストを掲載した納税通知書を活用し、勧奨する。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、行政区別に担当者を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。 ・現年度の高額滞納者に対し、財産調査を実施し、現年度の差押えを執行するなど現年度対策を実施する。	・平成29年度納税通知書の封筒に口座振替受付サービスのイラストを掲載した結果、前年より196件多い746件の利用があった。 ・滞納者の自宅等の搜索を3件実施し、差押えたバイクをインターネット公売により換価を行い、約23万円を滞納税へ充てた。 ・滞納者に対し、担当職員を設け徹底した財産調査を行い、242件の差押えを実施した。 ・現年度の高額滞納者に対しては、財産調査を実施し、14件の差押えを実施した。		【市税】 ・現年分99.18％ （目標率99.15％に対し0.03ポイント増） ・滞納繰越分 25.11％ （目標率24.15％に対し0.96ポイント増） 【国民健康保険税】 ・現年分91.97％ （目標率91.25％に対し0.72ポイント増） ・滞納繰越分20.28％ （目標率23.46％に対し3.18ポイント減）		合計： 22,857 （市税） 現年： 7,102 滞繰： 3,609 （国保） 現年： 12,146 滞繰：0

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

H30	(市税) 現年 99.20% 滞繰 24.30% (国保) 現年 91.50% 滞繰 23.48%	・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、担当職員を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。 ・現年度の滞納者に対して、休日納付窓口を周知し、平日来庁できない方に休日相談の利用を促す。	・口座振替受付サービスのイラストを平成30年度納税通知書の封筒に掲載し利用促進に努めた。市全体で663件の利用があった。（前年度比83件減）であった。 ・滞納者に対し、地区ごとに担当者を割当て、戸別訪問や財産調査を行い、211件の差押えを実施した。また、滞納者の自宅等の搜索を8件実施したが、インターネット公売ができる財産はなかった。 ・毎月第3日曜日に休日納付窓口を開設し、納付の利便性を図り、2,232,200円の納付があった。	【市税】 ・現年分99.22% (目標率99.20%に対し0.02ポイント上回る) ・滞納繰越分 24.13% (目標率24.30%に対し0.17ポイント下回る) 【国民健康保険税】 ・現年分91.41% (目標率91.50%に対し0.09ポイント下回る) ・滞納繰越分22.54% (目標率23.48%に対し0.94ポイント下回る)	合計： 9,865 (市税) 現年： 9,865 滞繰：0 (国保) 現年：0 滞繰：0
R1	(市税) 現年 99.25% 滞繰 24.40% (国保) 現年 91.75% 滞繰 23.49%	・自主的な納付がされない滞納者に対し、財産調査を行い、差押えを執行する。また、インターネット公売等も利用し、財産処分を行う等取組を強化する。 ・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。 ・休日納付窓口により、平日来庁できない方の納税機会を拡大するとともに、納税相談を実施する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①滞納者に対し、地区ごとに担当者を割り当て、戸別訪問や財産調査を行い、262件の差押えを実施した。また、差押した自動車1台をインターネット公売により、38,500円で売却した。 ②口座振替受付サービスのイラストを令和元年度納税通知書の封筒に掲載して周知に努めた。新規に口座振替を登録した1,390件のうち、登録件数の34.3%（前年度と同率）の477件が口座振替受付サービスの利用であった。 ③毎月第3日曜日に休日納付窓口を開設し、納付の利便を図り、2,455,100円の納付があった。また、納付相談は30件であった。 ④収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。	【市税】 ・現年分99.19% (目標率99.25%に対し、0.06ポイント下回る) ・滞納繰越分24.59% (目標率24.40%に対し、0.19ポイント上回る) 【国民健康保険税】 ・現年分91.65% (目標率91.75%に対し、0.1ポイント下回る) ・滞納繰越分20.01% (目標率23.49%に対し、3.48ポイント下回る) ④収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。	合計： 1,963 (市税) 現年：0 滞繰： 1,963 (国保) 現年：0 滞繰：0
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットをについて丁寧に説明することも必要である。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。 ・滞納者の類型分けや、人数によって滞納状況を分析できないか研究すること。 ・滞納した場合の措置について、分かりやすく説明する取組について検討すること。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	(市税) 現年 99.30% 滞繰 24.50% (国保) 現年 92.00% 滞繰 23.50%	・自主的な納付がされない滞納者に対し、財産調査を行い、差押えを執行する。また、インターネット公売等も利用し、財産処分を行う等取組を強化する。 ・居所不明者に対し、居住実態調査を行い、職権消除等の整理をする。 ・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。 ・休日納付窓口により、平日来庁できない人の納税機会を拡大するとともに、納税相談を実施する。 ・収納率向上推進委員会を開催し、収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①催告書等で連絡のない滞納者に対し、休日電話催告を実施した。また、催告書を送付する際に納付書を同封して送付した。 ②財産調査を行い、106件の差押えを実施した。 ③口座振替受付サービスのイラストを令和2年度納税通知書の封筒に掲載して周知に努めた。新規に口座振替を登録した1,903件のうち、登録件数の51.9%（前年度と同率）の988件が口座振替受付サービスの利用であった。 ※口座振替の利用率（市税）：47.10% 口座振替の利用率（国保）：56.64% ④毎月第3日曜日に休日納付窓口を開設し、納付の利便を図り、2,401,555円の納付があった。また、納付相談は49件であった。 ⑤収納率向上推進委員会（書面）1回、部会及び研修会 1回 ・滞納した場合の措置については、ホームページに掲載し周知するとともに、催告書等にも差押が執行されることを記載し周知している。	【市税】 ・現年分99.21% （目標率99.30%に対し、0.09ポイント下回る） ・滞納繰越分25.61% （目標率24.50%に対し、1.11ポイント上回る） 【国民健康保険税】 ・現年分91.72% （目標率92.00%に対し、0.28ポイント下回る） ・滞納繰越分17.75% （目標率23.50%に対し、5.75ポイント下回る） ⑤収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。 新型コロナウイルス感染拡大防止で緊急事態宣言が発令されたことにより、所得が減少する納税者も多くいることから、預貯金等の差押を控えてきた。また、コロナ禍での滞納者の事情も確認しながらの滞納整理となったことから、目標値に達することができなかったと分析している。	合計： 5,191 （市税） 現年：0 滞繰： 5,191 （国保） 現年：0 滞繰：0
----	--	--	---	--	--

評価	C	評価理由	・最終年度において、市税の滞納繰越分のみ目標を上回る収納率となった。 ・平成27年度と比較して、現年分の収納率は、市税で0.14ポイント、国保税で0.75ポイント上昇している。 ・モバイル収納を導入し、納税者の利便性向上にも努めてきた。 ・特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止で緊急事態宣言が発令され、差押を控えるなど滞納者の経済事情を考慮した滞納整理となったことから、目標とする収納率に達することができなかった。	今後の方針	・モバイル収納について利用できるアプリを追加するなど納税環境の整備に努め、滞納者への納付折衝を強化し、更なる収納率の向上を目指す。 ・納付のない滞納者について財産調査を行い、滞納処分を速やかに行う。 ・居所不明者に対し居住実態調査を行い、職権消除等の整理を行う。 ・催告書等の発送時期や方法など、研究し実施していく。 ・その他、効率的な収納方法について検討していく。 ・収納率向上推進委員会にて連携した収納率向上対策について検討をしていく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）
※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	9	所管課	長寿介護課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	介護保険料の収納率の向上
取組内容	安定的な介護保険事業の運営と保険制度としての負担と給付の公平性を確保するため、介護保険料の滞納者に対し、督促状の送付や電話催告により納付を求める。また、臨戸訪問による徴収を実施する。 口座振替による納付を促し、新規滞納の抑制を図る。 滞納により、介護サービス利用時に制限が生じる旨の説明を行い、納付に理解を求める。			効果見込	現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。 収納率目標（現年度分） 令和2年度 99.20%、91.00%（うち普通徴収分） ※平成27年度 98.95%、 過去5年間の平均：99.02%、 88.69%（うち普通徴収分） 過去5年間の平均：90.27% 平成26年度（県内平均） 99.08%、90.26%（うち普通徴収分）		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	99.00% （現年度分） 89.00% （うち普通徴収分）	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催告を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。	・4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 ・このうち、4月と10月には長寿介護課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。滞納が続く場合による給付制限の説明をした。 ・4月の実績：訪問97件、面談42件、納付9件。 ・10月の実績：訪問120件、面談36件、納付8件 ・分納誓約を求めるケースはなかった。 ・平成28年度の滞納による給付制限実施対象者は2人。			・収納率 現年度分 99.00%（目標率99.00%と同率） 普通徴収分 89.02%（目標率89.00%に対し0.02ポイント増） ・4月の一斉徴収期間中に82,900円、10月の同期間に96,200円を徴収したのを始め、滞納拡大の防止につながった。	335
H29	99.05% （現年度分） 89.50% （うち普通徴収分）	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催告を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。	・文書による每期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。一斉徴収では、長寿介護課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施し、滞納が続く場合による給付制限の説明も行った。なお、分納誓約を求めるケースはなかった。 ・平成29年度の滞納による給付制限実施対象者は3人。 ・一斉徴収実績 4月：訪問98件（面談40件、納付10件） 10月：訪問96件（面談34件、納付6件） ・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に新たに記載し、納付意識の向上に努めた。			・収納率（特別徴収と普通徴収の合計） 現年度分99.01% （目標率99.05%に対し0.04ポイント減） うち普通徴収分89.16% （目標率89.50%に対し0.34ポイント減） ・4月の一斉徴収期間中に75,900円、10月の同期間に62,600円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。	68

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

H30	99.10% (現年度分) 90.00% (うち普通徴収分)	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 ・転出者に対しては、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料の徴収に努める。	・文書による每期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間を一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。また、一斉徴収で面談できなかった人には電話督促を実施した。 - 一斉徴収では、職員による戸別訪問を実施し、滞納が続く場合による給付制限の説明を行った他、滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求めるなどし、収納に努めた。 ・平成30年度の滞納による給付制限実施対象者は5人。 ・一斉徴収実績 4月：訪問84件(面談30件、納付6件) 10月：訪問102件(面談37件、納付5件) その他の月：滞納徴収を担当する職員による徴収を訪問にて51件実施した。 ・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載し、納付意識の向上に努めた。 ・転出者に対して、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納がある人についてはその場で納付勧奨を行い未納分の保険料の徴収に努めた。 ・口座振替受付サービスを活用したことにより、口座振替手続の簡素化が図られた。	・収納率 現年度分：99.21%（目標率99.10%に対し0.11ポイント上回る） - うち普通徴収分：90.48%（目標率90.00%に対し0.48ポイント上回る） ・4月の一斉徴収期間中に64,900円、10月の同期間に49,900円を徴収したのを始め、滞納徴収を担当する職員による徴収ではその場での納付は無かったが、納付相談が4件あり、滞納拡大を防ぐように努めた。	736
R1	99.15% (現年度分) 90.50% (うち普通徴収分)	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 - また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 ・転出者に対しては、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料の徴収に努める。 ・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①文書による每期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間を一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 - また、一斉徴収で面談できなかった人には電話催告を実施した。 - 一斉徴収では、職員による戸別訪問を実施し、滞納が続く場合による給付制限の説明を行った他、滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求めるなどし、収納に努めた。 ②滞納による給付制限実施対象者は6人。 ③一斉徴収実績 4月：訪問103件（面談44件、納付8件、119,800円徴収） 10月：訪問75件（面談32件、納付9件、185,400円徴収） その他の月：徴収を担当する職員による訪問徴収を15件実施し、4件の完納があった。 ④保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載し、納付意識の向上に努めた。 ⑤転出者に対して、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納がある人についてはその場で納付勧奨を行い未納分の保険料の徴収に努めた。 ⑥令和元年度の口座振替登録363件のうち、登録件数の20.7%（対前年度比：5.8ポイント増）の75件が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続の簡素化が図られた。 ⑦収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。	・収納率 現年度分：99.05%（目標率99.15%に対し、0.1ポイント下回る） - うち普通徴収分：88.48%（目標率90.50%に対し、2.02ポイント下回る） ⑦収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。	0
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットをについて丁寧に説明することも必要である。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。 ・滞納者の類型分けや、人数によって滞納状況を分析できないか研究すること。 ・滞納した場合の措置について、分かりやすく説明する取組について検討すること。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	99.20% (現年度分) 91.00% (うち普通徴収分)	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で催促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 - また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 ・転出者に対しては、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料を徴収する。 ・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①文書による每期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間を一斉徴収期間として、日中及び夜間に訪問徴収を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から文書催告及び電話催告に変更した。電話催告の際に訪問徴収を希望された1件については訪問徴収を実施した。 一斉徴収期間には、文書及び電話で、滞納が続く場合による給付制限の説明を行った他、滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求めるなどし、収納に努めた。 ②滞納による給付制限実施対象者は7人。 ③一斉徴収実績 4月：文書催告274件、訪問1件（面談1件、納付1件、10,000円徴収） 10月：文書催告301件 ④保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に記載し、納付意識の向上に努めた。 ⑤転出者に対して、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納がある人についてはその場で納付勧奨を行い未納分の保険料の徴収に努めた。 ⑥令和2年度末の口座振替件数は340件であり、利用率は30.1%であった。また、令和2年度中の口座振替登録379件のうち、登録件数の14.2%（対前年度比：6.5ポイント減）の54件が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続の簡素化が図られた。 ⑦収納率向上推進委員会 1回開催（書面、各課の収納状況についての共有。） ・収納率向上推進委員会部会 1回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受けた。）	・収納率 現年度分：99.00%（目標率99.20%に対し、0.20ポイント下回る） うち普通徴収分：88.81%（目標率91.00%に対し、2.19ポイント下回る） ・新型コロナウイルス感染症の影響により訪問徴収が実施できないなど、予定どおりの徴収はできなかったが、令和元年度の収納率を上回るなど、一定の効果はあった。 ⑦収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。	—
----	---	--	--	---	---

評価	B	評価理由	令和2年度は目標を達成できなかったが、基準年度の収納率は上回っている。これは、各年の一斉徴収の実施や転出者への対応などにより収納効果が上がったためであり、概ね目標は達成したと考えるため。 なお、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症により戸別訪問ができなかったことが、一定程度収納率を減少させたと推測している。	今後の方針	・今後も感染症等により戸別訪問による一斉徴収を実施できない事態は想定されるので、戸別訪問に頼らずに収納率を向上させる方策を研究する。 ・令和2年度の収納率が目標に達しなかった理由として新型コロナウイルス感染症の影響で戸別訪問による一斉徴収ができなかったことや、収入が減少し介護保険料が支払えなかったことも考えられるので、収入の減少に配慮しつつ、効率的な収納方法について検討する。 ・不納欠損時には対象者の類型分けや人数によって滞納状況を分析しているが、不納欠損に至る前に実施できないか研究する。 ・滞納した場合の措置については、督促状や文書催告の際の裏面に記載しているが、さらに分かりやすく説明する取組がないか検討する。
----	---	------	---	-------	--

、凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）

C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）

（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	10	所管課	学校教育課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	給食費の収納率の向上
取組内容	学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を送付するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。			効果見込	県内の平均収納率は99. 67%であり、前回の行政経営プラン行動計画の目標を達成しているため、平成27年度の収納率を維持することを目標とする。 収納率目標（現年度分） 平成28年度～令和2年度までの各年度 99. 93% ※平成27年度 99. 93%、過去5年間の平均は99. 81%		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	99. 93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業前に未納がある保護者に在籍中に納付を促す。 ・平成27年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・児童手当による納付の申出書依頼を実施する。	・卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 ・平成27年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼や市内や近隣市の未納者宅の訪問を行った。 ・児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費11件を徴収した。		・収納率 現年度分 99. 95%（目標率99. 93%に対し0. 02ポイント増）		34
H29	99. 93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業前に未納がある保護者に在籍中に納付を促す。 ・平成28年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。	・学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費10件を徴収した。 ・平成28年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼や市内や近隣市の未納者宅の訪問を行った。		・収納率 現年度分 99. 93% （目標率99. 93%を達成した）		0
H30	99. 93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・平成29年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。	・学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費25件（14人）を徴収した。 ・平成29年度以前の中学校卒業者に対しては、10月と1月に未納通知を送付するとともに、電話での納付依頼を行った。また、3月には訪問する時間帯を変えて、数回戸別訪問を行った。		・収納率 現年度分 99. 92% （目標率99. 93%に対し0. 01ポイント下回る）		0
R1	99. 93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・平成30年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費19件（12人、291, 680円）を徴収した。 ②平成30年度以前の市外転出者に対しては、9月と3月に未納通知を送付するとともに、電話での納付依頼を行ったが、納付につなげることができなかった。 ③収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。		・収納率現年度分 99. 79%（目標率99. 93%に対し、0. 14ポイント下回る） ⑤収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。		0

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットについて丁寧に説明することも必要である。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。	
R2	99.93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・令和元年度以前の中学校卒業者や市外転出者に対し未納通知を送付し、電話での納付依頼を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費20件（2人、90,000円）を徴収した。 ②令和元年度以前の転出者及び卒業生に対し、9月及び2月に未納通知を送付した。また、3月に戸別訪問を実施し、1件（1人、5,324円）を徴収した。 ③収納率向上推進委員会　1回開催（書面、各課の収納状況についての共有。） ・収納率向上推進委員会部会　1回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受けた。）		・収納率現年度分　99.82％（目標率99.93％に対し、0.11ポイント下回る） ②未納通知や戸別訪問をしたが、給食費の他に借金があるなどの経済的な問題や納付意識が低いなどの理由により、納付につながらなかった。 ③収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。	0

評価	B	評価理由	・5年間のうち、目標を達成できたのは、2年間のみであり後半の3年間は下回ったため。	今後の方針	・学校と連携し、給食費の滞納がある世帯の状況把握に努めるとともに、それぞれの状況に応じた、効果的な納付勧奨及び徴収を実施する。 ・未納者について、児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。 ・できる限り早期の対応ができるように、引き続き、未納通知、電話勧奨及び戸別訪問を行い、収納率の向上に努める。
----	---	------	---	-------	---

凡例　S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）
※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	11	所管課	子育て支援課	
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立		①歳入確保の強化		取組業務	保育料の収納率の向上	
取組内容	園児在園中に保育料が納付されるよう、子育て支援課と保育園が連携して滞納状況の説明など督促を実施する。 滞納者の世帯状況等を把握し支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。			効果見込	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 平成28年度～令和2年度までの各年度 99.96% ※平成27年度 99.78%			
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）	
H28	99.96%	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう引き続き保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ・各保育園長から随時に保護者に対して納付勧奨を実施した。 ・5月と12月に戸別訪問を実施した。 ・戸別訪問実績 5月 訪問9件 納付1件1,000円 約束3件 後日納付2件14,100円 12月 訪問9件 納付0件 約束3件		・収納率 現年度分 99.81%（目標率99.96%に対し0.15ポイント減）		0	
H29	99.96%	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう引き続き保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ・各保育園長から随時に保護者に対して納付勧奨を実施した。 ・5月と12月に戸別訪問を実施し、必要に応じて分納誓約書の提出を求めた。 ・戸別訪問実績 5月 訪問11件（納付1件1,000円 約束4件 後日納付2件22,200円） 12月 訪問9件（約束2件 後日納付1件 24,800円）		・収納率 現年度分 99.58%（目標率99.96%に対し0.38ポイント減）		0	
H30	99.96%	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を16件送付した。 ・各保育園長から送迎の際など、随時、保護者に対して納付勧奨を実施した。 ・5月と12月に戸別訪問を実施し、必要に応じて分納誓約書の提出を求めた。また、その場での徴収が難しい場合に、児童手当からの徴収についても勧奨を実施した。 ・戸別訪問実績 5月 訪問14件（納付1件18,400円 約束4件 後日納付1件18,400円） 12月 訪問10件（納付1件 1,000円 約束1件） ・児童手当から徴収2件 84,200円 ・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課職員を講師に滞納処分における差押えについて学んだ。		・収納率 現年度分 99.79% （目標率99.96%に対し0.17ポイント下回る）		0	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	99.96%	・園児が卒園する前に保育料が納付されるよう保育グループ職員と園長とで日常的に情報交換を行い、連携して未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・滞納分の保育料について児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ②各保育園長が随時、保護者に対する納付勧奨を実施した。 ③5月と12月に戸別訪問を実施し、必要に応じて分納誓約書の提出を求めた。 ④戸別訪問実績 5月 訪問9件（約束3件 児童手当から徴収の同意1件） 12月 訪問8件（納付3件 10,350円 約束2件 児童手当から徴収の同意3件） ⑤児童手当から徴収4件 215,400円 ⑥収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。	・収納率 現年度分 99.80% （目標率99.96%に対し、0.16ポイント下回る） ⑥収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。	0
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットについて丁寧に説明することも必要である。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。	
R2	99.96%	・園児が卒園する前に保育料が納付されるよう保育グループ職員と園長とで日常的に情報交換を行い、連携して未納者に対し督促・説明を行い早期の納付を勧奨する。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・滞納分の保育料について児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ②各保育園長が随時、保護者に対する納付勧奨に努めた。 ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、5月と12月の戸別訪問については、対象を限定して最小限にとどめた。 ④戸別訪問実績 5月 訪問1件（児童手当から徴収の同意1件） 12月 訪問4件（不在3件 納付約束1件） ⑤児童手当から徴収7件 191,000円 ⑥収納率向上推進委員会 1回開催（書面、各課の収納状況についての共有。） ・収納率向上推進委員会部会 1回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受けた。）	・収納率 現年度分 99.89% （目標率99.96%に対し、0.07ポイント下回る） ・児童手当から滞納分を徴収するも、現年分を同時に納付することができない世帯があるため。 ⑥収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。	0

評価	B	評価理由	・子育て支援課と保育園とで、連携して児童が卒園する前に積極的に保護者へ納付勧奨を行うことに加えて、保護者の同意を得たうえで児童手当からの徴収を実施して収納率の向上を図ることができた。 ・児童手当から滞納分を徴収するも、現年分を同時に納付することができない世帯があることにより目標収納率を達成できなかった。	今後の方針	・園児が卒園する前に保育料が納付されるよう保育グループ職員と園長とで日常的に情報交換を行い、連携して未納者に対し督促・説明を行い早期の納付を勧奨する。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・滞納分の保育料について児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）
※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	12	所管課	子育て支援課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	放課後児童健全育成手数料の収納率の向上
取組内容	子育て支援課と放課後児童クラブが連携し収納率100%を維持する。また、滞納者については、世帯状況等を把握しながら支払能力に応じ分納誓約書の提出を求める。			効果見込	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 平成28年度～令和2年度までの各年度 100.0% ※平成27年度 100.0%		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	100%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・毎月の納付期限後に督促状や未納通知書を送付した。 ・各児童館職員から保護者に対して納付の勧奨に努めた。			・収納率 現年度分 100.00%（目標率100.00%を達成した） ※過年度分の滞納なし。	0
H29	100%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状や未納通知書を送付し、1月に催告書を送付した。 ・各児童館職員から保護者に対して納付の勧奨に努めた。			・収納率 現年度分 99.97%（目標率100.00%に対し0.03ポイント減）	0
H30	100%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や臨戸徴収を行う。	・納付期限後に督促状を送付し、1月に催告書を1件送付した。 ・各児童館職員から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨に努めた。 ・庁内で組織する収納率向上対策会議において、税務課職員を講師に滞納処分における差押えについて学んだ。			・収納率 現年度分 100.00%	0
R1	100%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・夏休みや冬休み等の学校の長期休業日のみの利用者についても口座振替を実施する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①納付期限後に督促状を送付した。 ②各児童館職員から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨に努めた。 ③夏休み以降の長期休業日のみの利用者について、口座振替を実施した。 ④収納率向上推進委員会を2回開催し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。			・収納率 現年度分 100.00% ④収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照。	0
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットについて丁寧に説明することも必要である。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	100%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い早期の納付を勧奨する。 ・市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。 ・市外へ転出予定で納付書対応者の場合は、転出前に納付が完了できるように対処する。 ・夏休み等の学校の長期休業日のみの利用者についても口座振替を実施する。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①納付期限後に督促状を送付した。 ②各児童館職員から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨を実施した。 ③長期休業期間のみの利用者についても、口座振替を実施した。 ④未納家庭への措置として児童手当からの徴収手続きを実施した。 ⑤収納率向上推進委員会　１回開催（書面、各課の収納状況についての共有。） ・収納率向上推進委員会部会　１回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受けた。）	・収納率 現年度分　99.82％ （目標率100％に対し、0.18ポイント下回る） ・未納者について、児童手当から未納分を徴収する手続きを実施し、完納見込みではあるが、徴収する時期が次年度になってしまうため。 ⑤収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和２年度の活動と今後の方針」を参照。	0
----	------	---	---	--	---

評価	A	評価理由	各児童館職員から保護者に対し納付勧奨を行うことに加え、長期休業期間の口座振替を実施した。また、未納家庭については、児童手当からの徴収手続きを実施した結果、概ね未納者の発生を防止することができた。	今後の方針	・各児童館職員から送迎の際など、随時、保護者に対して納付の勧奨に努める。 ・未納者について、児童手当からの徴収の申請の積極的な勧奨を行う。
----	---	------	---	-------	---

凡例　S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和２年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）
※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	13	所管課	行政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	使用料、手数料等の適正化
取組内容	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応能割と応益割の考え方により、使用料、手数料等の適正化を図る。令和元年10月からの消費税増税の転嫁を含め、見直しを行っていく。			効果見込	受益者負担の適正化が図られる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・岩倉市使用料、手数料等の見直し指針案、料金改定案を策定する。	・平成28年5月に第2回使用料、手数料等適正化検討部会を開催し、趣旨、策定スケジュール、検討方法、指針案、料金算定の方法等を説明し、関係課に見直し指針案への意見聴取、改定の可否に係る調査を依頼した。消費税増税が延期されたことで見直しを見送ることとなったが、現時点における見直し指針案、料金改定案を策定した。			・消費税増税は延期されたが、見直し指針案及び料金改定案を次回見直しのための参考資料とした。	—
H29	検討	・平成28年度決算の最新数値等を反映したコスト計算を実施し、その結果及び社会情勢等を勘案したうえで、改めて見直し指針案、料金改定案を策定する。	・平成28年度決算における関係課によるコスト計算、行政課長ヒアリングを実施した。			・平成31年10月からの消費税率改正を機に適正な使用料、手数料等を設定するための情報を収集することができた。	—
H30	検討	・見直し指針案、料金改定案を確定後、条例改正、平成31年度予算編成への反映、市民周知を行う。	・施設等のコスト計算表を作成し、使用料・手数料等の見直し指針及び料金改定について検討した。			・指針案及び料金改定案をもとに検討した結果、総合的に勘案し、使用料・手数料等の見直しを再検討することとした。	—
R1	実施	・再検討の結果をもとに方針を決定する。	①消費税率の引上げに伴う令和2年4月からの施設使用料等の料金改定に向けて改正条例が議決された。市民周知については、各施設への掲示をはじめ、広報紙（12、3、4月号）やホームページ、施設予約システム等を活用した。			①これまで改定してこなかった施設使用料等について、消費税相当分の値上げを実施できた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・使用料、手数料等の見直しによる利用者数の推移を調査し、影響を検証する。	①消費税率の引上げに伴う施設使用料等の料金改定を4月から実施し、各施設への掲示、広報紙（4月号）、ホームページ、施設予約システムにて市民へ周知した。 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止により、公共施設は休館、開館時間の短縮を行ったことから、利用者数の推移を調査することができなかった。			①改定後の料金について利用者等からの意見はなかった。 ・施設使用料の見直しに伴う影響額は、直近の利用実績を基に算定すると約180万円の歳入増となる見込みであることがわかった。	—

評価	C	評価理由	消費税率の引上げ相当分についての料金改定は実施できた。しかしながら、応能割と応益割の考え方による使用料、手数料等の適正化については課題が残った。	今後の方針	・使用料、手数料等の見直しについて定期的に検討を行う。 ・使用料、手数料等の適正化について定期的に検討する仕組みを構築する。
----	---	------	--	-------	---

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	14	所管課	税務課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化			取組業務	クレジットカード収納の実施
取組内容	市税の新たな納付方法として、自宅でも納付できるクレジットカード収納を導入し、納税者の利便性の向上を図る。			効果見込	クレジットカード収納は、納税通知書があればパソコンや携帯端末（スマートフォンを含む。）などインターネットで手続きができるため、場所を問わず納付できるメリットがある。カード利用時にはポイントがたまり、また、手元に現金がなくても納付が可能であることと、支払いをリボ払いにすれば自分で分割納付を設定することができるなど納税者の利便性が向上する。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	検討	・近隣市町の導入事例を把握するとともに、クレジットカード収納の実施に向けて、収納代行事業者等と導入費用の算出を行う。	・クレジットカード収納代行事業者と、現在利用している収納管理システム事業者及び市の3者で、導入に向けたシステム改修の内容や仕様の確認を行った。 ・県内の近隣市、春日井市や長久手市の導入実績や利用状況の調査を行った。		・収納代行事業者が提供するクレジットカード収納の特長を比較するとともに、初期費用額及びランニングコストの把握ができた。		—
H29	検討	・実施計画に計上し、導入に向けた予算化の検討を行う。	・費用対効果や手数料の負担割合などを検討した。 ・他市の導入状況について情報収集した。		・他市の導入状況を把握することができた。		—
H30	検討	・近隣市の状況や費用対効果などを検証しながら、導入に向けた予算化の検討を行う。	・近隣市の実施状況を調査したところ、利用者率については、見込みを下回る結果となっていたとのことだった。また、クレジットカード収納の導入により、収納率が向上しているという結果には至っていないとのことであり、ニーズの状況としては現時点では不明確となっている。		・予算化に至らなかった。		—
R1	検討	・引き続き、近隣市の実施状況と利用状況を調査し、費用対効果を検証する。 ・スマートフォンを活用したキャッシュレス決済なども併せて検討する。	①近隣市の実施状況を調査した結果、利用者率については、見込みを下回る結果となっていたとの回答だった。また、クレジットカード収納の導入により、収納率が向上しているという結果には至っていないとの回答であり、クレジットカード収納の需要の有無については、継続して情報収集が必要となった。 ②コンビニ収納の委託業者とスマートフォンを活用したキャッシュレス決済の導入について協議した。		②スマートフォンを活用したキャッシュレス決済について、他の自治体の導入状況やシステムの改修費用等の情報を取得することができた。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	実施	・クレジットカード収納については、費用対効果を見極めるため、近隣市の状況などの情報収集を継続する。 ・スマートフォンによるキャッシュレス決済は、納税者が金融機関の窓口やコンビニエンスストアの店頭に出向く必要がなく、自宅から納付することができる。人と人との接触抑制効果があり、新型コロナウイルス感染症対策として有効であること、また、導入費用が比較的抑えられることから、導入を検討する。	①近隣市の実施状況を調査した結果、利用率については、見込みを下回る結果となっていたとの回答だった。また、納付額により手数料も違ってることから、利用するメリットが得られない等の情報もあり、継続して情報収集が必要となった。 ②令和2年12月より新たな納付方法として、スマートフォン等のアプリを利用したモバイル収納を実施した。		①利用者への手数料負担の問題もあり、引き続き調査研究することになった。 ②新たな納付方法としてモバイル収納を導入し、納税者の利便性の向上を図ることができた。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

評価	B	評価理由	・クレジットカード収納の導入に向けて、収納代行事業者との協議を行い、近隣自治体での実施状況及び利用実績を調査した結果、利用が想定を下回っており、費用対効果が小さいことから、導入には至らなかった。 ・納税者が時間や場所を選ばず納付できるモバイル収納を導入することができた。	今後の方針	納税者の利便を向上させるために、納付方法を更に拡充させる必要があることから、納付方法の情報収集、検討を実施する。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
(令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。)

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	15	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	②積極的な財源確保			取組業務	ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進
取組内容	ふるさといわくら応援寄附金制度本来の趣旨を理解した上で、地元の特産品等や岩倉市を全国にPRする絶好の機会と捉え、お礼の品を幅広く発掘するとともに、岩倉市のふるさといわくら応援寄附金制度、お礼の品を積極的にPRし、寄附金を確保する。			効果見込	幅広いお礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRすることができ、地域産業の振興につながる。また、多くの岩倉市への応援の気持ちと寄附金を確保することができる。 目標額： 平成30年度～令和2年度までの各年度 36,919千円 (積算根拠) 平成29年度寄附金額（歳入）－平成29年度寄附金謝礼等支出額（歳出）		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	13,795千円	・お礼の品を追加するとともに、新たなWEBサイトに参加し、PR及び寄附機会の拡大に努める。 ・そのほか、要綱を改正し、寄附金の活用についてイメージしやすい具体的な事業をプロジェクトとして追加するなど様々な見直しを行い、目標額を達成する。	・お礼の品を随時追加し、平成28年度当初20種類だったものを44種類とした。また、新たなWEBサイトとして「楽天ふるさと納税」等の利用を始め寄附機会の拡大に努めた。 また、要綱を改正し、寄附金の使途として岩倉市の観光資源である桜の維持管理と山車の保全プロジェクトを追加することで、より具体的な事業に指定できる制度とした。			・お礼の品の追加とWEBサイトへの参加の効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：13,795千円 実績： 36,799,576円（歳入）-12,530,933円（歳出）＝24,268,643円	24,269
H29	13,795千円	・引き続き、お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、平成29年度当初44種類だったものを49種類とした。また、年末にかけて、期間限定でおせち料理をお礼の品として追加した。 加えて、新たな利用サイトへの登録、桜まつりの来場者や転出者にパンフレットを用いてPRするなど寄附金確保に努めた。			・お礼の品の追加などの効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：13,795千円 実績： 58,981,108円（歳入）-22,061,639円（歳出）＝36,919,469円	36,919
H30	36,919千円	・お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、平成30年度当初49種類だったものを72種類とした。また、昨年度と同様年末にかけて、期間限定でおせち料理をお礼の品として追加した。 ・桜まつりの来場者や転出者にパンフレットを配布しPRした他、新たな利用サイトへの登録などにより寄附金確保に努めた。 ・体験型プログラムについて、先進事例の研究をした。			・お礼の品の追加などの効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：36,919千円 実績： 72,319,221円（歳入）-29,195,987円（歳出）＝43,123,234円 参考：H30市民税影響額△73,608,241円	43,123
R1	36,919千円	・引き続き、体験型プログラムの検討などお礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、ガバメントクラウドファンディング等を含めた新たな寄附方法を検討して寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、令和元年度当初の72種類から、体験型を含む97種類とした。また、岩倉市の魅力が詰まったお土産開発を目的としたガバメントクラウドファンディングを実施した。 加えて、新たな利用サイトの導入を検討するとともに、転出者へパンフレットを配布するなど寄附金確保に努めた。			・お礼の品の追加などの効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：36,919千円 実績： 129,141,912円（歳入）-53,050,654円（歳出）＝76,091,258円 参考：R1市民税影響額△80,577,785円	76,091

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・毎年、積極的に推進していくのであれば、年度目標は3年間同じではなく、徐々に上げていくべきではないか。 ・年度実績が大幅に増減した場合、数値目標も随時変更すべきではないか。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	36,919千円	・引き続き、寄附者のニーズに沿ったお礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、令和2年度当初の97種類だったものを115種類とした。また、新たにお礼の品を撮影を委託し、各ポータルサイト上の6品の写真をより魅力が伝わりやすいものとする事で寄附金の増加に努めた。		・目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：36,919千円 実績： 104,440,478円（歳入）-49,685,225（歳出）＝ 54,755,253円 参考：R2市民税影響額△104,319,801円	54,755
評価	S	評価理由	・返礼品の魅力を発信し寄附金額の増加に努めることで、目標を達成することができたため。お礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRするとともに、目標の寄附金額を確保でき、市の財源確保と地域産業の振興につながった。		今後の方針	新たなお礼の品や提供事業者の発掘、訴求力のある充当事業の選定、情報発信に努め、寄附金額の増加を目指していく。

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	16	所管課	行政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	②積極的な財源確保			取組業務	土地開発基金保有土地の適正化
取組内容	土地開発基金保有土地について、その性質ごとに区分し、区分ごとの取扱いの方針を定めることで、適正な管理を図る。				効果見込	土地開発基金保有土地は、現に公共用に供しているもの、将来的に利用予定があるもの、事業用に供した残地など性質が異なっている。性質ごとに取扱いの方針を定めることで、処分又は適正な管理を図ることができる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・土地開発基金で保有している土地について、性質ごとに区分するとともに、適正化方針案を作成する。	・土地開発基金で保有している土地について、性質ごとに区分した適正化方針案を課内で検討し、素案をまとめた。 ・土地開発基金で保有していた野寄スポーツ広場内の土地を一般会計により買い戻しを行った。			・土地開発基金で保有している土地について、処分又は適正な管理を図るための課内における検討を完了した。 ・一般会計の買取を行ったことにより、土地開発基金の適正化を図ることができた。	—
H29	実施	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	・土地の適正化方針の策定には至らなかった。 ・基金で保有している鈴井町の土地（はなのき広場）の処分について検討した			・土地の適正化方針の策定の必要性を再認識することができ、また、土地開発基金で保有する土地の処分等について課題として認識していることから、継続的に各年度の予算編成の指針となる実施計画に計上することにした。	—
H30	実施	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	・土地開発基金の適正化方針の策定の検討にとどまった。 ・川井野寄地区での企業誘致地区内に基金の土地（農地）を企業庁に売却するとともに、同地区内で土地を所有し、企業庁へ売却する方に基金の土地（1筆）を代替地として提供する見込みとなった。			・土地開発基金の適正化方針を策定できなかったが、川井町及び野寄町に所有する土地のうち2筆を売却できる見込みとなり、適正化の一助となった。	—
R1	実施	・土地開発基金で保有している土地の管理又は処分の方針を定める。	①野寄地区の農地に関する今後の方針を定め、活用から売却へ方針を転換した。			①野寄地区の農地3筆について売り払うための入札要領及び入札申込書を定め、入札申込みを開始した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・野寄地区の農地3筆の売り払いについて入札及び契約を実施する。 ・野寄地区以外の土地開発基金で保有している土地の管理又は処分の方針を定める。	①野寄地区の3筆の農地の売り払いについての入札を実施し応札のあった1筆の売り払いを実施した。後日、1筆の購入依頼があったため地方自治法の規定により随意契約により売り払いを実施した。 ②活用見込みのない土地については売り払う方針とした。			①②活用見込みのない土地2筆を8,800,000円及び11,827,200円で売却ができた。	—

評価	B	評価理由	将来活用見込みのない土地を売却していく方針としたことにより2筆の土地の処分ができた。	今後の方針	引き続き、活用見込みのない土地の売却や、貸付について検討していく。
----	---	------	--	-------	-----------------------------------

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	17	所管課	行政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	②積極的な財源確保			取組業務	公共施設の活用による財源確保
取組内容	これまで実施している広告付き電子掲示板や広告付き案内地図の設置、自動販売機の入札のほか、公共施設の空きスペースを活用した財源確保策を検討する。				効果見込	公共施設の空きスペースを効率的に活用することで、新たな財源の確保につながる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	研究	・公共施設の活用による財源確保策について、他自治体の事例を収集・研究する。	・公共施設の活用について、職員で構成する政策創造研究プロジェクトにおいてネーミングライツについての導入について検討し、とりまとめた。			・ネーミングライツの導入についての可能性及び課題を整理することができた。	-
H29	研究	・公共施設の活用について、引き続き研究を進める。	・他市の実施状況について研究した。			・他市の実施状況を把握することができた。	-
H30	研究	・市長マニフェストの実現に向けて取り組む確かな行政運営プロジェクトにおいて、公共施設のネーミングライツの導入について研究する。	・行政運営プロジェクトでは、広告看板の設置による収入に主眼を置いて検討したことから、公共施設のネーミングライツについては研究することができなかった。 ・市で所有する土地において、業者が広告看板を設置し市が収入を得る取組について研究した。 ・庁舎のエレベータ内に広告を設置させ収入を得ることを検討したが、実現に至らなかった。			・特定の行政目的で利用されていない普通財産の土地はごくわずかであり、多くは土地開発基金で所有する土地であったことから、広告看板を設置する取組は、基金の歳入にはつながるものの、様々な用途に活用できる一般会計の財源確保に至らないことが分かった。	-
R1	実施	・公共施設を活用した財源確保について研究する。	①公共施設への広告の掲載に関して、市内事業者へ聞取りを行った。 ②1階市民窓口課において受付用に設置している発券機の更新費用を抑制するため、電子掲示板等の更新と併せて広告付き発券機の導入ができないか調査を行った。			①公共施設への広告の掲載については、市内事業者の一部は前向きに捉えていることが分かった。 ②更新に係る費用を広告事業者の負担としながら、現状とほぼ同等の機能を有する発券機へ更新できることが分かった。	-
行政経営プラン推進委員会からの意見（R2. 11）					行政改革推進本部からの指示事項（R3. 1）		
R2	実施	・公共施設を活用した財源確保について、引き続き検討する。 ・広告付電子掲示板等の更新と併せて、広告付発券機を導入する。	①広告付電子掲示板等の更新と併せて、広告付発券機を導入した。 ②令和3年度からの公共施設の飲料水自動販売機の入札を実施した。			①広告付きとしたことで機器（保守を含む。）は無料で調達し、広告モニターを設置することで広告収入を得ることができた。 ②設置料を徴収しながら公共施設の飲料水の自動販売機の導入（7施設16機）ができ、施設利用者へのサービスの向上に繋がった。	-

評価	B	評価理由	公共施設の自動販売機の設置料の徴収など、市有財産を活用することにより歳入につなげることができたほか、広告付とすることで、設置に係る費用を事業者負担とするなど、効率的な機器の導入を行うことができたが、公共施設の空きスペースを活用した財源確保については、検討に留まった。	今後の方針	・他自治体の事例を研究することにより本市にあった歳入確保の方策を引き続き研究し、できるものから実施していく。 ・ネーミングライツの導入の可能性を継続的に検討する。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	18	所管課	企業立地推進室
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	②積極的な財源確保			取組業務	新たな企業誘致による市税収入の増
取組内容	安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、工場等新設・増設奨励金制度及び雇用促進奨励金制度を積極的に周知する。 工業系土地開発事業による企業誘致を目指している川井町・野寄町地区において愛知県企業庁と共同し事業の実現に向けて検討する。			効果見込	将来的に企業の進出による税収増につながる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	1件	・工場等新設奨励金又は増設奨励金を市の広報やホームページで周知するほか、雇用促進奨励金について、「企業立地の促進等に関する条例」に追加する。	・工場等新設奨励金の活用が1件あった。 ・12月議会において、「企業立地の促進等に関する条例」を改正し、雇用促進奨励金を追加した。 ・市内の事業所へ訪問したほかホームページやチラシで周知を図った。			・工場等新設奨励金の活用がなされたことで、将来的な税収増につながった。	—
H29	1件	・改正した「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページで周知を図る。また、開発相談や建築相談の部署と連携し情報収集に努め、相談事業者に対して条例の周知を図っていく。	・市のホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の周知を図ったが、制度の活用には至らなかった。 ・開発相談に来た事業者に対して条例の説明を行い、岩倉市で操業してもらうよう働きかけた。			・窓口で条例について説明した事業者の中に平成30年度に開発する予定の事業者があり、業種も奨励金の交付要件も満たしているため、予定通り着手されれば将来的な税収増につながると考える。	—
H30	検討	・「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった事業者に対して条例の周知を図っていく。 ・企業誘致については開発検討区域での事業実現のため検討しながら愛知県等の関係機関と協議を行う。	・市のホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の奨励措置制度について周知を図った。また、愛知県主催の産業立地セミナーにおいて、岩倉市のブースを設置し、奨励措置についてPRしたが制度の活用には至らなかった。 ・企業庁と共同で検討してきた川井野寄地区での企業誘致については、事業決定に向けての愛知県等の関係機関との協議が整った。 ・平成30年4月1日から工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例を施行し、企業誘致の促進を図るため市街化調整区域と工業地域のみ緑地等の面積率を緩和した。条例施行に合わせて、より質の高い緑地形成に向けて工場緑化ガイドラインを作成した。			・窓口で奨励措置制度について説明した事業者の中に平成31年度に開発予定があり、業種も奨励金の交付要件も満たしているため、予定通りに着手されれば将来的な税収増につながる。 ・川井野寄地区での企業誘致については、次年度の事業決定の目途がついたことで、将来的には立地が可能となり、企業立地による税収増につながる。	—
R1	実施	・引き続き「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報や、ホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった事業者に対して条例の奨励措置の周知を図っていく。 ・川井野寄地区での企業誘致については、企業庁と共同で円滑な事業実施と誘致する企業の募集を行っていく。	①市のホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の奨励措置制度について周知を図った。また、愛知県主催の産業立地セミナーにおいて、岩倉市のブースを設置し、奨励措置についてPRした。 ②企業誘致については、企業庁が4月に事業決定し、市では地区計画の都市計画決定に向けて関係機関との協議を進め、10月に告示をした。			①窓口で奨励措置制度を説明した市外の企業が、この制度を活用し認定を受け操業開始に至ったことにより、1社を市内に呼び込むことができた。来年度も1社認定予定であり、将来的な税収増につながったと考える。 ②企業誘致については、企業庁が事業決定したことにより、企業の進出による税収の増加に一步前進したと考える。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・引き続き「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報紙や、ホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった企業に対して条例の奨励措置の周知を図っていく。 ・企業誘致については、造成工事に着手し、それと並行して企業庁と共同で誘致企業の決定に向けて事務を進めていく。	①市の広報紙やホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の奨励措置制度について周知を図った。 ②川井野寄工業団地については、企業庁が8月から用地造成工事に着手した。また、当地区内の企業誘致については、24社の中から岩倉市川井野寄工業団地立地候補企業審査委員会での審査を踏まえ、企業庁において4社に内定通知が送付された。	①窓口で奨励措置制度を説明した市外の企業が、この制度を活用し認定を受け、操業開始に至ったことにより、1社を市内に呼び込むことができた。来年度も1社認定予定であり、将来的な税収増につなげることができた。 ②企業の進出による税収の増加に一步前進した。	—
----	----	---	--	---	---

評価	A	評価理由	・奨励措置制度が企業3社において活用され、市内への工場等の新設に寄与し、税収増につなげることができた。 ・川井野寄工業団地については、用地造成工事をはじめ、立地企業4社を内定し、将来の税収増加につながる事業として、大幅なスケジュールの遅れもなく進めることができた。	今後の方針	・工場等の新設・増設の促進や新たな雇用を創出するため、引き続き、奨励措置制度を周知していく。 ・川井野寄工業団地については、令和4年度末の企業への引き渡しに向け、立地企業との調整を行いながら造成工事を進めていく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	19	所管課	行政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化			取組業務	将来にも責任ある計画的な予算編成
取組内容	各課からの予算要求については、施策評価等の結果が反映されているかを確認するとともに、市民意向と費用対効果を検討する。また、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うことで、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成する。			効果見込	適正かつ厳格な予算執行が期待できる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・予算編成方針で、経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組む。施策評価等の予算反映については、次年度からの実施に向け研究していく。	・平成29年度予算編成方針で、経常経費の削減目標を前年度当初予算比2％減とした。 ・施策評価等の予算反映について、近隣自治体へ聞き取り調査を行った。			・予算編成時の経常経費は、前年度比1.8％減、3,516万7千円の削減を図ることができた。	—
H29	実施	・関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算編成とする。施策評価等の予算反映は、要求書等で確認できるよう検討していく。	・予算編成については、債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努めた。 ・2施設における空調設備の導入については、リース調達や入札の共同実施により導入費用のほか保守費や修繕費等の削減ができた。 ・適切な変更契約や備品購入等を行うため、平成29年4月に「予算執行に係る留意事項」を全所属に通知した。 ・予算編成に当たって施策評価等の結果を反映するよう全所属に通知した。 ・将来的な財源不足に備えるため、教育環境整備基金を創設し積み立てた。			・適正かつ厳格な予算執行に努めることができた。	—
H30	実施	・関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算編成とする。施策評価等の予算反映は、要求書等で確認できるよう検討していく。	・予算編成では、債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努めた。 ・予算編成方針において、経常経費と消耗品費の限度額を設けた。 ・予算査定時にあわせて、施策評価等の予算反映についてヒアリングを実施した。			・適正な予算編成に努めることができた。	—
R1	実施	・関連事業の統合、集中実施や共同実施の考えのもと適正な予算編成とする。 ・施策評価等の予算反映について、予算査定等で確認していく。	①予算編成については、経常経費の削減目標を掲げ、実施計画を基本に積み上げ、施策評価等の予算反映の確認を含めて予算査定を実施した。 ②債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努め、公共施設における空調機器の賃貸借や保守点検等において、リース調達や入札の共同実施を行った。 ③11月には、緊急時などの予算流用についての「予算流用の手引」を作成した。			・事務の統一化を図り適正かつ厳格な予算執行に努めることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・様々な財政指標の推移を注視するとともに、リース調達や入札の共同実施が可能な事業を研究していく。	①予算編成については、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減への対応として、経常経費に加え、工事請負費や備品購入費についても削減目標を掲げて査定を実施した。また、予算査定に合わせて施策評価等の予算反映についてヒアリングを実施した。 ②公共施設の長寿命化では、公共施設点検の結果を踏まえ、担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算を計上した。 ③債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努め、リース調達や入札の共同実施を行った。	・適正かつ厳格な予算執行に努めることができた。	—
----	----	--	---	-------------------------	---

評価	A	評価理由	・予算編成では、地方財政計画や市税収等その年度の財源見込に合わせて経常経費やその他の経費について削減目標を掲げ査定を実施した。 ・予算査定に合わせて公共施設点検の結果や施策評価等の予算反映についてヒアリングを実施した。 ・債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努め、リース調達や入札の共同実施を行った。	今後の方針	・公共施設の再配置、長寿命化を推進するという大きな財政課題も控えており、財源の確保、経常経費等を抑制する必要がある。引き続き、経常収支比率など財政指標の推移に注視するとともに、リース調達や入札の共同実施が可能な事業を検討する。また、行政評価の結果を予算に反映していく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	20	所管課	会計課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立		③歳出の効率化		取組業務	支給物品等の消耗品購入費の削減
取組内容	所属別の要求数と費用をとりまとめて通知するなど、会計課から職員がコスト意識を高めるよう情報発信を行い、支給物品等の消耗品購入費の削減を図る。			効果見込	支給物品等の消耗品は、全職員が使用するものであるため、全体の中で各所属が使用している件数と費用を庁内に周知して全職員のコスト意識を高めることにより、消耗品購入費が削減できる。 特に内部会議資料のコピーで、再利用（裏面利用）を行うことは、資源保護にもつながる。 目標：再生紙使用実績額 積算根拠：平成29年度実績の5%減		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・庁内に向けて「会計だより」を発行し、再生紙の削減に関することや、支給物品の所属別要求数の集計結果等を、職員に周知する。	・「会計だより」を5号発行した事によって、再生紙の削減等について職員に周知した。 ・支給物品の要求数が多いと思われるときは担当課の職員に必要性を確認した。		・平成27年度の支給物品の要求実績は、655,488円で、平成28年度要求実績は、679,006円と、23,518円増加した。		—
H29	実施	・職員のコスト意識喚起を継続する。 ・再生紙の削減に関することや、支給物品の所属別要求数の集計結果等を「会計だより」などで職員に周知する。	・支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認した。 ・担当課で再生紙の在庫を過剰に持たないようにするため、一定量の入荷後は保管場所に在庫がなくても補充をせず、次の入荷までに必要な場合のみ連絡してもらうように周知した。		・平成29年度再生紙使用実績額は2,786,715円で、前年度と比較して28,453円減少した。		—
H30	2,648千円	・職員のコスト意識喚起を継続する。支給物品の所属別要求数の集計結果等を周知する。	・支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認した。 ・支給物品の所属別要求数の集計結果を周知し、コスト意識を持ち経費の削減となるよう通知した。 ・複合機の適切な使用を呼びかけるため、行政課が各課ごとの再生紙等使用状況を毎月庁内のグループウェアを通じて知らせた。		・平成30年度支給物品要求実績額は622,294円（職員1人当たり2,561円）で、前年度と比較して58,397円減少した。 ・平成30年度再生紙使用実績額は2,684,663円で、前年度と比較して102,052円（3.7%）減少したが目標には達しなかった。		—
R1	2,648千円	・支給物品の所属別要求数の集計結果等を周知する。職員のコスト意識喚起を継続する。	①支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認した。 ②支給物品の所属別要求数の集計結果に職員1人当たりの使用金額を加えて周知することで、職員のコスト意識を喚起し、経費の削減につながるようにした。		①②令和元年度支給物品要求実績額は625,407円（職員1人当たり2,574円）で、前年度と比較して3,113円（職員1人当たり13円）増加した。 ・令和元年度再生紙使用実績額は2,681,392円（対前年度比：3,271円減（平成29年度比：3.8%減））としたが、目標には達しなかった。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・原則紙は使用しない方針を示す等、ペーパーレスに向けた取組が必要ではないか。 ・ペーパーレスの利便性を周知することが導入に必要なのではないか。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		・全庁的にペーパーレスの取組みについて検討すること。	
R2	2,648千円	・支給物品の所属別要求数及び再生紙の使用実績の集計結果等を周知し、職員のコスト意識喚起を継続する。	①支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認したうえで必要数を支給した。 ②支給物品の所属別要求数の集計結果とともに再生紙の使用実績も周知することで、職員のコスト意識を喚起し、経費の削減につながるようにした。 ③再生紙の大量の要求がある場合についても、担当課の職員に用途を確認したうえで必要数の発注とした。		①②令和2年度支給物品要求実績額は657,338円（職員1人当たり2,694円）で、前年度と比較して31,931円（職員1人当たり120円）増加した。 ③令和2年度再生紙使用実績額は2,375,938円（対前年度比：305,454円減（平成29年度比：14.7%減））となり、目標を達成した。		—

評価	C✖	評価理由	・平成29年度再生紙使用実績額に対し、平成30年度は3.7%削減、令和元年度は3.8%削減と毎年度削減してきているが、目標とした5%の削減は達成できなかった。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業や会議が中止となった影響で再生紙使用実績額が大きく減少し、平成29年度実績額の14.7%削減となり目標を達成した。 ・支給物品については、担当課からの要求時に必要性の確認をすることで無駄な供給や在庫を防ぎ、職員のコスト意識の醸成を図ることができた。	今後の方針	・職員のコスト意識を高めるよう引き続き支給物品や再生紙等の使用状況の周知を行い、経費の削減を図る。 ・事務のペーパーレス化については先行する自治体の事例などを研究し、紙の代替が可能なものからペーパーレスに取り組んでいく。
----	----	------	---	-------	---

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	21	所管課	—
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化			取組業務	経常経費の削減
取組内容	予算編成時に、経常経費（旅費、需用費、役務費等）、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。			効果見込	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施		・平成28年度予算編成方針等に係る削減 事務事業の見直し：474万5千円 経常経費の削減：682万1千円（対目標額より0.4%減）				12,616
H29	実施		・平成29年度予算編成方針等に係る削減 事務事業の見直し：230万3千円 経常経費の削減：△297万7千円（対目標額より0.2%増）				37,470
H30	実施		・平成30年度予算編成方針等に係る削減 事務事業の見直し：80万円 経常経費の削減：△583万6千円（対目標額より0.3%増）				800
R1	実施		・令和元年度予算編成方針等に係る削減 事務事業の見直し：408万円 経常経費の削減：793万9千円（対目標額より0.4%減）				4,080
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・数値目標の設定を検討してほしい。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	実施		・令和2年度予算編成方針等に係る削減 事務事業の見直し：15万2千円 経常経費の削減：△393万8千円（対目標額より0.2%増）		・予算編成方針では、経常経費削減目標額を前年比0.1%を掲げて予算編成に取り組んだが、ふるさといわくら応援寄附金の増に伴う謝礼経費の増等の特殊要因により目標達成ができなかった。		152

評価	C	評価理由	予算編成では、地方財政計画や市税収等その年度の財源見込に合わせて経常経費やその他の経費について削減目標を掲げ査定を実施しているが、消費税率の引上げによる物件費の増やふるさといわくら応援寄附金の増に伴う謝礼経費の増等の特殊要因により目標達成ができない年度があった。	今後の方針	予算編成では、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減への対応として、経常経費に加え、工事請負費や備品購入費等についても削減目標を掲げていく。また、公共施設の長寿命化に係る公共施設点検の結果を踏まえ、修繕等を行っていくが、一方で計上経費の増加につながらないよう、担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算計上をする。
----	---	------	---	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）

C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）

（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	22	所管課	行政課
第２期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立		④財政情報の公表と財政健全化への取組		取組業務	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供
取組内容	広報紙、ホームページに掲載している予算の概要、決算状況、財務書類４表、財政健全化判断比率等を図、表、用語解説等を付記し、より分かりやすいものとしていく。			効果見込	財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く認識してもらうことで、市民の信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすいものに工夫する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努め、新たに一般会計決算を家計簿に置き換えて報告した。		・財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。		—
H29	実施	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努めた。 ・新たに国の統一的な基準による財務書類4表を作成しホームページで公表した。		・財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。		—
H30	実施	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。 ・国の統一的な基準による財務書類の見方や解説集を作成する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努めた。 ・財務書類4表のほか、その説明資料、概要版、固定資産台帳をホームページで公表した。		・広報紙、ホームページで財政状況の公表をしたことにより、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。		—
R1	実施	・「財政状況の公表に関する条例」に基づき、財政状況を公表するうえで、より分かりやすくを念頭に置きながら公表するとともに、財務書類4表についても適切に作成を進めていく。	①財政状況の公表については、決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告、固定資産台帳や財務書類などの各種資料について、見やすく、分かりやすくを念頭に置きながら、広報紙やホームページに掲載した。		①広報紙、ホームページを活用し、市民等に分かりやすく周知することができた。		
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3. 1）		・財政情報の周知については、予算全体は簡単に説明し、決算については予算から乖離したものを取り上げて記載した方が分かりやすいのではないか。		行政改革推進本部からの指示事項（R3. 1）			
R2	実施	・他市の財政状況の公表内容について研究し、引き続き分かりやすさを念頭に置いて公表する。	①予算編成や決算時等に目的別、性質別、事業毎の費用や資産、債務状況の把握や分析に努め、財政状況の公表について、予算状況、決算報告、健全化判断比率の報告、固定資産台帳や財務書類などの各種資料を図やグラフ、注釈等を活用しながら見やすく、分かりやすくを念頭に置きながら、広報紙やホームページに掲載した。		①広報紙、ホームページを活用し、市民が財政の状況を理解するための基礎資料を提供することができた。		—

評価	A	評価理由	予算編成や決算時等に目的別、性質別、事業毎の費用や資産、債務状況の把握や分析に努め、財政状況の公表について、予算状況、決算報告、健全化判断比率の報告、固定資産台帳や財務書類などの各種資料を図やグラフ、注釈等を活用しながら、家計簿への置き換え、県内自治体との比較などにより見やすく、分かりやすくを念頭に置きながら、広報紙やホームページに掲載した。	今後の方針	財政状況の公表については、更に分かりやすい記載となるよう、継続して検討していく。
----	---	------	--	-------	--

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	23	所管課	行政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立		④財政情報の公表と財政健全化への取組		取組業務	市債残高の削減
取組内容	市債残高を削減していくために、毎年度の市債発行額が元金償還額を上回らないような財政運営をしていく。なお、市債（一般会計）残高の削減目標値を 5 年前(平成23年度) の水準に戻すために 4 億円とする。			効果見込	市債（一般会計）残高の削減： 4 億円 毎年度の市債発行額が、元金償還額を上回らないようにすることで市債残高が削減し、将来の世代への負担が軽減されるとともに財政健全化へ寄与することができる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・平成29年度の予算編成において、市債発行額が、元金償還額を上回らないようにする。	・平成29年度の予算編成において、市債発行額（7億7,870万円）が、元金償還額（9億9,297万2千円）を上回らないようにした。			・平成29年度の予算編成において、市債残高を2億1,427万2千円削減し、年度目標である 1 億円削減を達成することができた。	—
H29	1 億円削減	・平成30年度の予算編成において、市債発行額が、元金償還額を上回らないようにする。	・平成30年度の予算編成において、市債発行額（10億340万円）が、元金償還額（10億9,231万4千円）を上回らないようにした。			・平成30年度の予算編成において、市債残高を8,891万4千円削減できた。	—
H30	1 億円削減	・平成31年度の予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにする。	・繰越事業（小中学校空調導入事業）の市債発行額 1 億9,680 万円を含めた令和元年度の予算では、市債発行額（12億3,120 万円）が、元金償還額（11億2,168万 7 千円）を上回った。			・令和元年度予算編成において、市債残高が 1 億951 万3千円増加した。	—
R1	1 億円削減	・令和2年度の予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにする。	・令和2年度の予算編成では、市債発行額（10億2,860万円）が、元金償還額（11億4,186万5千円）を上回らないようにした。 市債実残高：11,657,428千円			・令和2年度の予算編成における、市債残高が1億1,326万5千円減少したが、小中学校のエアコンの設置等、臨時的な支出があり、市債実残高は2,150千円の減少に留まった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	1 億円削減	・令和3年度の予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにする。	・新型コロナウイルス感染症の影響による減収対応としての臨時財政対策債8億円や繰越事業（北小屋内運動場等複合施設建設、災害対応特殊救急自動車購入）の市債発行額2億8,320万円を含めた令和 3 年度の予算では、市債発行額（12億4,500万円）が、元金償還額（11億5,365万3千円）を上回った。			・令和3年度予算編成において、市債残高が9,134万7千円増加した。	—

評価	A	評価理由	毎年度の予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにすることで令和3年度末の市債残高（決算見込115億7,000万円）は当初目標の5年前(平成23年度）の水準（117億4,000万円）を下回った。	今後の方針	・適切な市債残高のあり方を検討する。 ・市債の発行にあたっては、将来負担比率、実質公債費比率などの財政健全化指標を注視しつつ、必要性を判断していく。
----	---	------	---	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	24	所管課	上下水道課
第2期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立		⑤上水道及び下水道事業の健全経営		取組業務	上水道事業の健全経営
取組内容	水道料金及び下水道使用料の徴収業務は、平成20年度から民間委託により効率化・合理化・運営体制の強化などで経営改善を図ってきた。また、生活スタイルの変化により料金支払方法が多様化する等の利用者ニーズへの対応と、きめ細かなサービスの充実で収納率を向上させて財政基盤の強化を進める。			効果見込	コンビニ収納や閉栓時の現地精算等の収納サービス向上に取り組むことで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 令和2年度 98.97%（水道料金） 98.54%(下水道使用料) 前年度対比で0.04ポイントの上昇を目標とする。 ※平成27年度 98.77%（水道料金）、98.34%（下水道使用料）		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	98.81% （水道料金） 98.38% （下水道使用料）	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・収納率向上のため委託業者との打合せを月2回実施して、業者への指導監督を行った。 ・収納率向上の取組としては、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。 ・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収も実施し、対応強化に努めた。		・収納率 【水道料金】 ・現年度分 98.88%（目標率98.81%に対し0.07ポイント増） 【下水道使用料】 ・現年度分 98.51%（目標率98.38%に対し0.13ポイント増） ・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。		629 （水道料金） 405 （下水道使用料）
H29	98.85% （水道料金） 98.42% （下水道使用料）	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・収納率向上のため委託業者との打合せを月2回実施して、業者への指導監督を行った。 ・収納率向上の取組としては、未納者への電話催告及び夜間・休日訪問徴収の実施をするとともに1期分からの未納者に対し、早期に対応する取組を行った。また、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を実施し、対応強化に努めた。		・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組の検討を行った。その結果、収納率は次のとおりとなった。 【水道料金】 現年度分98.69%（目標率98.85%に対し、0.16ポイント減） 【下水道使用料】 現年度98.47%（目標率98.42%に対し、0.05ポイント増）		0 （水道料金） 215 （下水道使用料）
H30	98.89% （水道料金） 98.46% （下水道使用料）	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・滞納者への対応等について委託業者と随時打合せを実施した。 ・収納率向上の取組としては、電話催告、夜間・休日訪問徴収及び転出者への訪問徴収などを実施した。また、分納での支払いを誓約している滞納者に対し、分納金額を上げたことにより、過年度分の収納率が向上した。 ・口座振替受付サービスを活用し、利便性の向上に努めた。		【水道料金】 現年度分 98.72%（目標率98.89%に対し、0.17ポイント下回る） 【下水道使用料】 現年度 98.38%（目標率98.46%に対し、0.08ポイント下回る）（H31.4に公営企業会計に移行したが、未収金（4月・5月分）は現年分として計上する。）		0 （水道料金） 0 （下水道使用料）
R1	98.93% （水道料金） 98.50% （下水道使用料）	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。 ・収納率向上推進委員会において収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①収納率向上のため委託業者と月に1回打合せを実施するとともに、納付約束が履行されない滞納者への対応についても随時打合せを実施した。 ②収納率向上の取組として、未納者への電話催告、夜間・休日訪問徴収の実施、1期分からの未納者に対する早期対応の取組を行った。 ③閉栓の届出がされずに転出した未納者への対応として市民窓口課に85件分の照会を行った結果、21件の転出先が判明し、その内の9件分、16,690円について未納分を回収した。 ④不納欠損額を減らす取組として、債務承認による手続を実施した結果、未納分243,480円の時効が更新された。 ⑤収納率向上推進委員会に参加し、収納率向上手法の検討及び、連携手法について協議した。		【水道料金】 現年度分 97.88%（目標率98.93%に対し、1.05ポイント下回る） 【下水道使用料】 現年度 98.05%（目標率98.50%に対し、0.45ポイント下回る）（公営企業会計に移行し、出納閉鎖期間がなくなったため、4月～1月調定に対する3月までの収納額で算定。） ⑤収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「『第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和元年度実績報告及び令和2年度計画の評価結果報告書』における指摘事項に対する回答」を参照		0 （水道料金） 0 （下水道使用料）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・目標に達しなかった場合は、その理由を分析し、記載してほしい。 ・滞納者の類型や、人数等によって滞納状況を分析することも必要である。 ・滞納した場合のデメリットについて丁寧に説明することも必要である。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・収納目標に達しなかった場合の理由を分析し、記載すること。 ・滞納者の類型分けや、人数によって滞納状況を分析できないか研究すること。 ・滞納した場合の措置について、分かりやすく説明する取組について検討すること。	
R2	98.97% （水道料金） 98.54% （下水道使用料）	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。 ・市民窓口課への転出先照会を引き続き行い、未納のまま転出した使用者への対応を強化する。 ・外国人の未納者に対し、英語又はポルトガル語による料金催告の案内文を送付する。 ・経営の基本計画である「経営戦略」を策定する。 ・収納率対策会議に参加し、収納率向上手法の検討を行う等、連携を図る。	①収納率向上のため委託業者と月に1回打合せを実施するとともに、納付約束が履行されない滞納者への対応についても随時打合せを実施した。 ②滞納が続いた場合は、給水停止の対象となるが、通常の手続である督促及び催告書の発送とは別に、引続き窓口や電話において水の供給ができなくなる旨の説明をした。 ③収納率向上の取組として、滞納者への電話催告、夜間・休日訪問による徴収の実施、1期分（2か月）滞納した段階での早期折衝等の実施により行い272,490円の滞納分を徴収した。 ④閉栓の届出がされずに転出した滞納者への対応として市民窓口課に75件分の照会を実施した。その結果、23件の転出先が判明し、内4件分、37,360円について滞納分を徴収した。 ⑤外国人滞納者への対応として英語及びポルトガル語版の督促状等の案内文を作成した。全190件の対象者に案内を実施し、279,090円の滞納分を徴収した。 ⑥持続可能な財政基盤を確立するために、経営の基本計画である「経営戦略」を策定した。今後は、投資の合理化、費用の見直しについて検討を行い継続的な黒字化を図っていく。 ⑦収納率向上推進委員会 1回開催（書面、各課の収納状況についての共有） ・収納率向上推進委員会部会 1回開催（愛知県名古屋東部県税事務所特別滞納整理室の職員から折衝技術について研修を受けた。）	【水道料金】 現年度分 98.98%（目標率98.97%に対し、0.01ポイント上回る） 【下水道使用料】 現年度分 98.14%（目標率98.54%に対し、0.40ポイント下回る） ※令和元年度から下水道事業は公営企業会計に移行し、算定方法を変更したが、H28年度～H30年度と同様に算出すると以下の通りとなる。 R1年度 98.65%（目標率98.50%に対し、0.15ポイント上回る） R2年度 98.71%（目標率98.54%に対し、0.17ポイント上回る） ⑦収納率向上推進委員会の実施効果については、別紙「岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針」を参照。	0 （水道料金） 0 （下水道使用料）	

評価	A	評価理由	水道料金及び下水道使用料の徴収業務は、平成20年度に民間委託を導入し、効率化・合理化・運営体制を強することで経営改善を図ってきた。 ・納付環境の面では、窓口で手続きができる口座振替受付サービスや平成16年度から行っている24時間納付が可能なコンビニ収納について引き続き実施をするとともに、閉栓時の現地精算など利用者サービスの維持向上に努めた。 ・滞納額を減らす取組としては、4か月以上に渡る滞納者に対する徴収の強化や分納誓約者に対する分納金額の引上げの実施、閉栓無届で転出する滞納者への追跡調査等を実施した。これらの取組により滞納金額が減少し、高い収納率を維持することができた。	今後の方針	・外国人に対する外国語の督促状等の送付や転出者への追跡調査は一定効果があるため、引き続き実施し、年間を通じて継続的に滞納している利用者に対しては、現状より未納額が増加しないように早期の段階から納付の折衝を行う。 ・支払忘れによる未納を防ぐため口座振替を引き続き推進する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、支払が困難である申出があった場合は水道料金を猶予している。国からの通知に伴い猶予期間の期限を設けておらず、今後の状況によっては収納率に影響が出ることが考えられるが、対象者の現状を把握し、適切な対応を実施していく。 ・利用者サービスの向上を図るため、モバイル収納など、多様な支払い方法について検討を行う。
----	---	------	---	-------	--

凡例　S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）
※収納率関連項目に関しては、A（目標を達成）、B（目標を未達成だが、目標設定時の基準値（率）を上回った。）、C（目標を未達成で、目標設定時の基準値（率）を下回った。）として評価しました。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	25	所管課	上下水道課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(2)持続可能な財政基盤の確立	⑤上水道及び下水道事業の健全経営			取組業務	下水道事業の健全経営
取組内容	下水道事業に地方公営企業法を適用させ、公営企業会計に移行することで経営状況を明らかにし、一層の健全化を図る。				効果見込	官庁会計では、引当金や減損損失、減価償却の概念がなく使用料原価が適切に積算されないため、公営企業会計に移行することで、適正な使用料算定の根拠とすることができる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	基本計画	・法適化の準備作業のうち、基本方針（対象事業、適用範囲、スケジュール等）の検討を行い、基本計画書を取りまとめる。	・移行時期を平成31年4月とする基本計画書を取りまとめた。			・法適化に必要な事務手続きなどを、整理し、把握することができた。	—
H29	資産調査等	・法適化の準備作業のうち、固定資産調査・評価業務に取り掛かるとともに、会計システムの検討などを行う。	・平成28年度末までの固定資産調査・評価業務を行った。 ・会計システム構築のために、勘定科目の検討システムのデモンストレーションを行った。 ・条例改正の検討などを行った。			・固定資産調査・評価業務が終わったため、減価償却費が算定され、公営企業会計用の予算作成資料が整った。	—
H30	例規整備・会計システム導入等	・平成31年4月1日から公営企業会計に移行できるように、公営企業会計用の予算作成、会計システムの構築及び関連部署との調整等を行う。	・損益取引と資本取引を区分した公営企業会計用の予算作成及び会計システムの構築を行った。また、会計課との事務分担等の関連部署との調整、銀行との契約、岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例、財務の特例を定める規則等の例規整備を行った。			・平成31年4月1日から公営企業会計に移行する準備が整った。	—
R1	実施	・公営企業会計で会計処理を行い、財務諸表を作成して経営状況を明確化する。	①公営企業会計で会計処理を行い、毎月、財務諸表等を作成し、経営状況を明確化した。			①維持管理等に係る収入支出と、建設工事等に係る収入支出を分けることができた。また、引当金や減価償却費を見込んで会計処理をすることができるようになった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・公営企業会計での決算を行う。また、経営状況を分析し、水道事業と同様に経営戦略を策定する。	①令和元年度に実施した事業について、公営企業会計での決算を行った。 ②経営状況を分析し、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定した。			①決算書を作成することにより、工事内容、業務内容、会計経理等について分析できるようになった。 ②事業の現状及び将来の事業環境を明らかにし、投資・財政計画等を公表することができた。	—

評価	A	評価理由	・下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することで、コスト、資産、負債や資本等の情報を財務諸表に表すことができ、財政状況や資産状況を明らかにすることができた。 ・経営戦略を策定することにより、事業の現状及び将来の事業環境を明らかにし、投資・財政計画等を公表することができた。	今後の方針	・引き続き公営企業会計にて経営状況を分析していく。 ・策定した投資・財政計画に従い事業を進めていく。また、公共下水道事業を取り巻く情勢の変化や新たな課題に対応するため、投資・財政計画の見直しを行っていく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	26	所管課	福祉課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		①市民サービスの充実		取組業務	コミュニケーション支援の充実
取組内容	手話通訳・要約筆記の派遣など、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。 手話奉仕員から手話通訳者になるために3市2町（岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で開催している手話奉仕員養成講座の充実を図っていく。 視覚障がいのある人の社会参加の促進を図っていく。			効果見込	手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、聴覚・言語障がいのある人の積極的な社会参加の促進や、災害時における支援につながる。 短期間での市内手話奉仕員の増員が見込まれることや、手話通訳者を目指す人に対し、スキルアップ講座を受講できる環境が整えることで、手話通訳者の増員につながる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・手話奉仕員養成講座（基礎課程）を市主催で開催する。（定員20人） ・要約筆記入門講座を 社会福祉協議会の主催で開催する。（定員10人） ・29年度に向け、社会福祉協議会及びボランティア団体への説明を行うとともに、2市2町へ加入依頼を行う。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座受講者に対して、災害時の情報保障支援者として協力をお願いする。	・手話奉仕員養成講座（基礎課程）については、6人の受講があった（6人修了）。 ・要約筆記入門講座については、4人の受講があった（うち3人が修了）。 ・2市2町が共同で開催する手話奉仕員養成講座について、社会福祉協議会及び手話ボランティア団体と協議した。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座において、受講者に対し、災害時の情報保障支援者としての協力をお願いした。		・市内に手話・要約筆記の講座受講修了者が増え、受講修了者はボランティア団体にも加入しており、聴覚障がい者の社会参加がしやすい環境を整えた。 ・2市2町が共同で開催する手話奉仕員養成講座へ加入依頼を行った。 ・災害時の情報保障支援者としての支援者が増えた。		
H29	実施	・手話奉仕員養成講座を2市2町共同の開催に加入し、短期間での市内手話奉仕員の増員や、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を受講できる環境を整える。 ・市の行事に手話通訳や要約筆記を設置し聴覚・言語障がいのある人の積極的な社会参加の促進につなげる。 ・視覚障がいのある人の社会参加の促進を図るつどいを行う。	・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が大口町であり、岩倉市からは4人の受講があった（3人修了）。 ・社会福祉協議会主催の要約筆記（3人修了）、音訳（7人修了）、点字（2人修了）ボランティア養成講座についての開催を市広報、窓口で周知を行った。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座受講者に対して、講座内で職員が災害時の情報保障支援者としての協力をお願いした。 ・視覚障がいのある人の社会参加の促進を図るため「視覚障がい者のつどい」を開催した。（参加者38人） ・窓口対応職員を対象に手話講座を実践した。		・市内に手話、要約筆記の講座受講修了者が増えていくことにより、聴覚障がい者の社会参加がしやすい環境を整えた。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座、音訳ボランティア養成講座や点字ボランティア養成講座を開催し、受講終了後ボランティア団体に加入し支援者として活動を行っている。（実績10人） ・「視覚障がい者のつどい」をきっかけに音訳、点字ボランティアのコミュニケーション支援のもと視覚障がい者の情報交換の場として「ライトサロン」が設置され、視覚障がい者の情報交流が図られた。		
H30	実施	・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が、幅広い年代の人達の手話奉仕員育成のために、講座を夜間に行う。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催する。 ・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障がい者や高齢者の社会参加促進につなげる。 ・様々なところに手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするため、コミュニケーション支援の充実に向けて、庁舎内や福祉活動に携わる人への手話講座の開催を行う。 ・「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課窓口以外の所にも設置するなど視覚障がい者の支援を行う。	・3市2町共同で開催する手話奉仕員養成講座を行った（受講者25人、うち岩倉市民10人）。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催した（受講者12人、うち岩倉市民2人）。 ・文化講演会や敬老会などの市の行事に要約筆記者を配置した。 ・愛知県手話講師等派遣事業を活用して職員向けの手話講座を開催し、47人の参加があった。 ・「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課や社会福祉協議会に設置した。		・手話奉仕員養成講座を岩倉市が当番市として夜間で開催し、初めて20代の受講者が参加した。 スキルアップ講座を受講した手話奉仕員が行事の手話通訳で活動できるようになった。 ・要約筆記の配置により中途難聴障がい者や加齢性難聴者の社会参加促進につなげることができた。 ・庁舎内窓口で簡単なあいさつによる手話ができる人を増やすことができた。 ・「ライトサロン」案内チラシの設置や知を行い、参加者増加につなげた。		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	実施	・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座を幅広い年代の手話奉仕員育成を目指し、土曜日の午後で開催する。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催する。 ・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障がい者や加齢性難聴者の社会参加促進につなげる。 ・引き続き、手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするため、市職員や福祉活動に携わる人への手話講座を開催する。また、手話を広く市民へ周知するため、6月から毎月広報紙に「手話を覚えよう」を掲載する。 ・引き続き、「ライトサロン」の参加者を増やすために、チラシを公共施設に設置するなど視覚障がい者の支援を行う。	①3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が犬山市で実施され、岩倉市から3人が受講し、全員修了した。 ②手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催し、岩倉市から7人が受講し、全員修了した。 ③人権研修会や敬老会などの市の行事に要約筆記者を配置した。 ④市内の手話ボランティアサークルに依頼し、職員向けの手話講座を開催し、29人が受講した。 - また、6月号の広報紙から毎月簡単な手話を掲載している。 ⑤「ライトサロン」が自主的に行った岩倉駅周辺の歩行障がいに関する改善活動（階段手摺の延長、歩行障がいとなっているポールの撤去、地下道に出店する際の配置、支柱の緩衝材設置など）に対して、他課への連絡や名古屋鉄道への働きかけなどのコーディネート業務を行った。 ⑥視覚障がい者のために「広報いわくら音声版（CD）」を作成した。 ⑦岩倉市社会福祉協議会の協力の下、市内の要約筆記サークルに対し、パソコンなどのICT技術を使った要約筆記について状況を聴取する。	②スキルアップ講座を受講した手話奉仕員が行事の手話通訳で活動できるようになった。 ③要約筆記の配置により、中途難聴障がい者や加齢性難聴者の社会参加促進につなげることができた。 ④市役所におけるコミュニケーション支援の充実に向けて、簡単なあいさつによる手話ができる職員を増やすことができた。 ⑤岩倉駅周辺の歩行障がいに対して、「ライトサロン」の提言を基に名古屋鉄道や行政が対応し、視覚障がい者が安全に歩行できるよう支援が行われた。 ⑦要約筆記サークル活動の状況を聴取したところ、要約筆記において、パソコン等を活用することについて消極的であることが分かった。	
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・手話奉仕員養成講座等は、効果が高いと思われるところへ積極的に出向いて周知することや、若年者に向けた働きかけが必要である。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・手話奉仕員養成講座の受講者募集に当たって、効果的な方法を検討すること。	
R2	実施	・幅広い年代の手話奉仕員育成を目指し、今年度も引き続き3市2町共同で手話奉仕員養成講座を開催する。 ・手話通訳者を目指す人に対し、スキルアップ講座を開催する。 ・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障がい者や高齢者の社会参加促進につなげる。 ・様々なところに手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするためのコミュニケーション支援の充実に向けて、職員向けに行っていた手話講座を市民にも参加してもらえるよう開催する。また、引き続き、手話を広く市民へ周知するため、毎月広報紙に手話について掲載する。 ・引き続き、「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課窓口以外の公共施設にも設置するなど視覚障がい者の支援を行う。	①3市2町共同で実施する手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ②手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座（全12回）を開催し、岩倉市から1人が受講し、修了した。 ③市制49周年記念式典に、要約筆記者及び手話通訳者を配置した。 ④市内の手話ボランティアサークルに依頼し、職員向けの手話講座に市民も参加してもらう計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対象を市職員及び民生委員児童委員に絞り手話講座を開催し、19人が受講した。 ⑤広報紙に、手話に関する記事（手話を覚えよう）、視覚障がいについての理解促進記事（みんなに知ってほしい視覚障がいについての豆知識）を連載した。 ⑥視覚障がい者のために「広報いわくら音声版（CD）」を作成した。	②スキルアップ講座を受講した手話奉仕員が、日常生活におけるコミュニケーション支援につながった。 ③行事に、手話通訳者や要約筆記者を配置したことにより、聴覚障がい者や中途難聴障がい者等へ情報保障をすることができた。 ④市役所におけるコミュニケーション支援の充実に向けて、あいさつ等簡単な手話ができる職員を増やすことができた。 ⑤広報紙に、手話や視覚障がいについての連載記事を掲載したことにより、コミュニケーション支援の必要性についての理解促進及び周知を図ることができた。 ⑥「広報いわくら音声版（CD）」の作成により、視覚障がい者の情報保障を図ることができた。	

評価	B※	評価理由	・平成29年から令和5年までの5年間で、手話奉仕員養成講座は22人、スキルアップ講座は10人が修了することができたが、手話通訳者の増員までは至らなかった。 ・継続して手話奉仕員養成講座等を実施することにより、受講修了者の手話ボランティアサークルへの参加につながった。その結果、聴覚・言語障がいのある人の社会参加促進や、日常のコミュニケーション支援につなげることができた。 ・手話講座の実施や、広報紙へ手話及び視覚障がいに関する記事を掲載し、手話通訳、要約筆記、音訳等の障がいの特性に応じた情報保障やコミュニケーション支援の必要性についての理解促進及び周知を図ることができた。	今後の方針	・手話奉仕員養成講座等を引き続き実施し、より多くの受講者を募るため、広報紙での募集に加え、SNSの活用や、介護保険事業者、障がい福祉事業者、民間事業者等に個別に案内をするなど周知を図る。 ・当事者団体、障がい者支援団体及び各種ボランティア団体と積極的に情報交換を行い、障がい等によりコミュニケーション支援が必要な人への支援方法や課題について検討を行う。
----	----	------	---	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）

C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）

（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	27	所管課	健康課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		①市民サービスの充実		取組業務	がん検診等のセット受診の導入
取組内容	一人でも多くの人のがん検診等を受診できるよう、各種検診の実施日を調整し、複数検診の同日実施を追加する。			効果見込	一度に複数の検診を受診できるようにすることで、市民の利便性向上につながる。 目標 子宮頸がん検診受診率 令和2年度 40%（平成27年度実績 26.1%） ※女性特有のがんの中で、最も受診率の低い子宮頸がん検診をセット検診とすることで受診率の向上を目指すもの。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	検討	・どの検診をセットにするのかを検討し、業者と調整する。	・若い女性の子宮頸がん検診の受診率向上を図るため、セットにする検診について検討した。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診（エコー）、骨粗しょう症検診をセットにして受診できるよう、委託業者と調整した。		・委託業者と調整した結果、子宮頸がん検診、乳がん検診（エコー）、骨粗しょう症検診をセットにし、平成29年度からレディースセット検診として実施できることになった。また、単独で受診するより、セットで受診した方が検診費用を50円安価にすることができた。		—
H29	検討	・「けん診ガイド」等でレディースセット検診（子宮頸がん検診、乳がんエコー検診、骨粗しょう症検診）を周知し、若い女性の受診率の向上を図る。 ・レディースセット検診の受診状況を分析し、実施内容を検討する。	・レディースセット検診を1日導入したところ、申込初日に定員70人に達し、定員以上に希望者があった。 ・3つの検診をセットで実施することにより委託料が298円安価になった。 ・アンケートを実施した結果、複数の検診を同日に受診することを希望する声が多かったため、平成30年度に向けてレディースセット検診の種類や定員を増やせるよう、委託業者と調整した。		・平成29年度子宮頸がん検診の受診率は29.5%で、平成28年度より2.9%向上した。 ・委託料が安価になった結果、自己負担額を50円安価にできた。 ・平成30年度に向けてレディースセット検診の定員を190人増員し、6日間設定できた。その内、同日に胃がん検診、大腸がん検診、ヤング健診を受診できる日を2日間設定できた。 ・レディースセット検診の乳がん検診は、マンモ検診かエコー検診を選択できるよう2種類設定できた。		—
H30	36%	・レディースセット検診の定員を拡大することにより、受診率の向上につなげる。 ・ほっと情報メール等を活用し周知に努める。	・レディースセット検診の種類を2種類増やして3種類とし、定員も190人増やして260人とした。 ・4日間の検診日のうち2日間は、土・日曜日に実施した。 ・レディースエコーセット（乳がんエコー、子宮頸がん、骨粗しょう症）検診に加え、新たに胃がんや乳がん（マンモグラフィ）検診を含めたセット検診を実施した。 ・セット検診では1人あたりの委託料が190円、個人負担額が50円安価になった。 ・ほっと情報メールの配信、広報紙掲載、ポスター掲示等で検診を周知した。		・レディースセット検診の申込者は定員に達し、市民ニーズを満たすことができた。 ・セット検診にしたことで、子宮頸がん検診（集団）の受診者数は平成29年度より71人増加し446人であった。受診率は28.4%で平成29年度より1.1ポイント低下したが、その要因は、平成29年度から子宮頸がん検診の受診を2年に1回としたことによるものである。 ・骨粗しょう症検診は、すべてのセット検診に組込んだことにより、受診者数が平成29年度より120人増加した。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	38%	・1日で複数の検診を受診できる機会をさらに増やせるよう検討する。 ・ほっと情報メール等に加え、検診を受けたいとなるようなチラシを作成し、他課が主催するイベント等において配布して周知、啓発に努める。	①乳がん検診（エコー）の全日程のうち2日間、胃がん検診、乳がん検診（エコー）、大腸がん検診、肺がん検診（喀痰）の4種類を同日に受診できるように調整した。 また、がん検診全日程28日のうち1日を除いては3種類以上の検診が受けられるよう調整し、1回で複数の検診を受診できる機会を増やした。 ②けん診ガイド、ほっと情報メールの配信、広報紙掲載、ポスター掲示等で検診を周知した。 ③厚生労働省が作成した結核検診の受診勧奨ポスターを特定健診時に掲示し、健診の待ち時間に肺がん・結核検診のPRをして、特定健診受診者に対するがん検診の受診啓発を行った。	・令和元年度がん検診受診率 胃9.0% （対前年度比：0.1%減） 大腸10.4% （対前年度比：0.5%減） 子宮28.9% （対前年度比：0.5%増） 乳（エコー）14.0% （対前年度比：2.3%増） 乳（マンモ）32.4% （対前年度比：0.5%増） 肺17.2% （対前年度比：0.1%増） 前立腺6.7% （対前年度比：1.1%増） ③肺がん検診の受診者は、平成30年度より38人増加した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・インターネット経由で施設に行くことなく申込みができれば、受診のハードルが下がるのではないかな。 ・受診場所の拡大について検討してほしい。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・検診の受診場所の拡大について研究すること。
R2	40%	・1日で複数の検診を受診できる機会をさらに増やせるよう検討する。 ・厚生労働省の結核検診受診勧奨に合わせた肺がん・結核検診の受診勧奨の実施について、更に効果的な方法がないか検討する。	①女性対象の検診日全てにおいて大腸がん、肺がん（喀痰）検診を同時受診できるようにしたことにより、検診の全日程で、セット検診ではなくても3種類以上の検診を受診できるようにした。 ・肺がん・結核検診の受診勧奨については、けん診ガイドのレイアウトを変更して目に留まりやすくした。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団検診はすべて中止とした。 ・市民の利便性を考え、インターネットでの申込を検討したが、導入費用が多額であること、検診毎に異なる年齢制限や受診間隔があることで、様々な個人情報の入力が必要になり、セキュリティ対策上問題があることから、導入は難しい。	①令和2年度がん検診受診率 胃6.1% （対前年度比：2.9%減） 大腸1.1% （対前年度比：9.3%減） 子宮17.8% （対前年度比：11.1%減） 乳（エコー）0% （対前年度比：14.0%減） 乳（マンモ）20.3% （対前年度比：12.1%減） 肺0.2% （対前年度比：17.0%減） 前立腺1.0% （対前年度比：5.7%減）	—

評価	C※	評価理由	・一度に複数の検診を受診できるよう、各種検診の実施日を調整し、複数検診の同日実施を実現することができたが、目標としていた子宮頸がん検診受診率40%は達成できておらず、令和元年度の実績は、平成27年度実績比2.8%の増に留まった。また、他のがん検診についても受診率は微増に留まっている。 ・一度に複数の検診を受診できるようレディースセットを導入したところ、申込初日に定員に達することもあり、市民のニーズに応えることができた。	今後の方針	・今後は複数検診を同日に実施するだけでなく、受診率をより向上させられるよう、啓発や周知に努めていく。 ・検診の受診場所の拡大については、継続的な研究をしていく。
----	----	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	29	所管課	協働安全課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		②民間活力の積極的活用		取組業務	市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用
取組内容	市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運營業務について、民間活力を引き続き活用する。また、その業務について毎年モニタリングを実施し、結果を運營業務に反映させ、より質の高い市民サービスを行う。			効果見込	民間活力を活用することにより、民間の優れた創造力、技術力、知識、経験を生かした市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センターの運営により、市民との協働を中間支援組織として推進することができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・平成29年度～31年度の業務委託を公募型プロポーザル方式とし、実績、専門性、技術力、企画力等勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する。モニタリングの実施要領を定めその評価を選定に取り入れる。	・モニタリングの実施要領を定め、その結果及び書類審査、プレゼンテーション審査を経て平成29年度以降3年間の優先交渉事業者を選定した。		・モニタリングを行ったことにより、今までの事業内容及び課題等について改めて認識し委託業者と共に今後の対応等を検討、協議を行うことができた。また、課題等を踏まえ仕様書の内容の見直しを行った。		—
H29	実施	・委託業者と契約を行う際、今年度の事業計画等打合わせを綿密に行う。 ・委託業者と連携し、市民活動の支援を引き続き行う。 ・現状の課題解決に向けて方策等を検討する。	・年度当初に庶務や事業内容等について詳細な打合せを行い、事業計画を作成した。 ・計画に沿って、「つつじ交流会」や「年忘れ懇親会」など市民活動団体の交流を深め、その活動を周知するイベントを実施した。 ・市民活動支援センターの自主事業の講座を3講座全11回実施した。イベントや各講座終了後には参加者にアンケートを実施し、より良い市民サービスの提供を行う資料とすることができた。 ・平成28年度に実施したモニタリング結果を踏まえ施設の運営業務の改善策を検討した。		・市民活動支援センターの自主事業（講座）を実施したことにより、市民活動団体等に多様な分野の知識を習得できる機会や市民活動を始めるきっかけ作りの場を提供することができた。 ・モニタリング結果を踏まえた業務改善による受付業務スタッフの増員や業務報告書類等の様式の見直しにより、利用者が快適に利用できるよう施設の管理業務サービスの充実を図ることができた。		—
H30	実施	・市民活動支援センターの利用者アンケート等の結果を踏まえながら、市民等のニーズを満たせるような事業の企画運営に努める。 ・前年度のモニタリングを実施する。 ・行政区の支援としてホームページの開設等の支援を行う。	・市内商業施設での「ポケットひろばフェスタ」など市民が参加できるイベントの企画や運営を行い、市民活動団体の活動等の周知に取り組んだ。 ・団体等のニーズに合わせた市民活動支援センター自主事業を実施した。 ・市民活動団体の交流及び情報交換の場である「市民活動団体全体会」の名称を「い〜輪会議」と変更し、市民にも広報紙で参加を呼び掛けたり、団体が参加しやすいよう開催時間を変更した。 ・これまで実施してきたモニタリングに加え指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形で実施した。 ・機会あるごとに業務の改善点等を協議した。 ・2つの行政区のホームページ作成を支援し、1つの行政区について公開することができた。		・団体のニーズに合った講座の実施、情報提供や全体会のリニューアルを行い、市民活動支援センターが様々な形で団体と関わり、支援することができ、より活発な市民活動に繋げることができた。 ・モニタリングの結果を業務に反映させることができた。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	実施	・引き続き市民プラザ及び市民活動支援センターの円滑な運営及び団体の支援を行う。 ・指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形でモニタリングを行う。 ・行政区のホームページ開設及び運営支援を行う。	①市民が参加できるイベントの企画や運営を行い、市民活動団体の活動等の周知を行った。 ②団体等のニーズに合わせ、ボランティアを実施する市民を増やすため、市民活動支援センターの自主事業として「これからはじめるボランティア・市民活動」をテーマに7回の連続講座を実施し53人の参加があった。 ③市民活動団体の交流及び情報交換の場として「い〜輪会議」を毎月開催した。 ④団体支援のため、情報誌の発行やメール便を発送した。 ⑤これまで実施してきたモニタリングに加え、指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形で実施した。 ⑥機会あるごとに業務の改善点等を協議した。 ⑦行政区のホームページの作成を支援して、1つの行政区が開設し、計2区のホームページが開設された。ホームページでは年間行事計画や回覧記事等が掲載され、令和元年度は約1,800件の閲覧があり、情報発信の充実を図ることができた。	②③団体のニーズに合った講座の実施、情報提供や交流会、「い〜輪会議」を行い、市民活動支援センターが様々な形で団体と関わり、支援することができ、より活発な市民活動に繋げることができた。 ⑤業務委託者に対して、指定管理者に実施するモニタリングと同等のモニタリングの実施により、より公正な評価ができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・モニタリング結果と合わせて、コスト・サービスの官民比較をしてほしい。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・引き続き市民プラザ及び市民活動支援センターの円滑な運営及び団体の支援を行う。 ・登録団体が集う「い〜輪会議」を、団体間の協働が進むようにリニューアルする。 ・指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形でモニタリングを行う。 ・行政区のホームページ開設及び運営支援を行う。	①支援センターでは、新型コロナウイルスの影響下でも活動ができるよう市民活動団体と連絡を取り活動支援を行った。状況把握のためアンケートを実施した（回答238団体中134団体）。ZOOMを活用した座談会を実施した（計13回、参加者延べ102名）。 ②支援センターでは、オンライン会議支援としてZOOMを活用した団体向け講座（初・中・上級、上級編道場）を開催した（計23回、参加者延べ243名）。また、マスク不足という社会問題に速やかに対応し、登録団体との協働によりマスクの寄付を募り、介護施設等に提供する事業を実施した。 ③支援センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民活動団体の交流及び情報交換の場として「い〜輪会議」は開催できなかった。 ④支援センターでは、団体支援のために情報誌の発行やメール便、SNSによる情報提供を実施した。また、支援センター業務受託者の強みを生かしホームページをスマートホン対応にするなどリニューアルした。 ⑤委託業務について指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形でモニタリングを実施した。また、所管課で官民のコスト比較を行った。 ⑥月初会議の実施を始め、機会あるごとに業務の改善点等を受託者と協議した。 ⑦支援センターでは、行政区のホームページの作成支援により1つの行政区が開設し、計3区（中本町、下本町、井上町）のホームページを運用した。ホームページでは年間行事計画や回覧記事等が掲載され、令和2年度は2,952件の閲覧があった。また、令和3年度からの運用開始に向けて複数の区から問い合わせがあった。	①②新型コロナウイルス感染症の影響により、団体の活動が停滞する中、オンラインでの会議や研修会を実施し、活動維持に必要な支援が速やかにできた。 ④ホームページのリニューアルにより、市や市民活動支援センターからの情報や各団体の個別情報も得やすくなり、活動支援に繋がった。 ⑤業務受託者に対して、指定管理者に実施するモニタリングと同等のモニタリングの実施により、より公正な評価ができた。また、登録団体アンケートの結果を今後の支援の参考にできた。民間委託とすることで、人件費コストを抑えることが再認識できた。コロナ禍においても柔軟に市民活動団体が必要とする事業を実施することができた。 ⑥毎月月初にグループ長、担当がセンタースタッフと運営や施設の状況について相互確認し、適切に施設管理及び支援業務が実施できた。 ⑦行政区のホームページの開設により、情報発信の充実を図ることができた。	—

評価	A	評価理由	・市民プラザ及び市民活動支援センターは、円滑な運営を行うことができている。また、市民団体等の支援を行うだけでなく、団体や個人からの相談にも対応している。 ・登録団体が集う「い〜輪会議」について、団体間の協働が進むようリニューアルを検討し、今後リニューアルを実施する準備ができている。 ・指定管理者モニタリングマニュアルに準じた形でモニタリングを行っている。 ・行政区のホームページ開設及び運営の支援により、広く区民に対して多様な形で情報発信ができている。	今後の方針	・市民活動支援センターが持つ多様な団体等の繋がりを活かして、マルチパートナーシップによる協働を推進し、支援機能を充実させ、団体同士や地域と団体の繋がりを深め、交流の場を提供していくことで、更なる市民活動の活性化を図っていく。 ・登録団体が集う「い〜輪会議」について、登録団体が協働しやすいよう、引き続き団体等の要望を拾い上げ、改善する。 ・モニタリングを継続し、サービスの向上を図る。登録団体アンケートを毎年実施する。 ・受託事業者の強みである情報技術を活かした行政区のホームページを区長会を通してPRし、回覧板・掲示板だけに頼らない地域情報の周知を図っていく。
----	---	------	---	-------	---

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	31	所管課	協働安全課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		②民間活力の積極的活用		取組業務	民間企業等との災害時応援協定の締結
取組内容	岩倉市の防災対策として、民間企業等に協力依頼することが適当と思われる分野（医薬品の供給、仮設住宅、支援物資関係、福祉避難所）の項目について、災害時の協定を締結する。			効果見込	大規模災害時の対応を民間企業等の力を借り円滑に行うことができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	・他自治体での協定締結状況の情報収集と協定内容の検討を行う。 【平成 2 8 年度協定締結予定】 ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定 ・災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定	・(株)ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結した。 ・市内郵便局とは、平成9年9月1日付けで「災害時支援協力に関する覚書」を締結していたが、内容の見直しを行い、「災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定」を締結した。 ・他自治体の福祉避難所の状況を研究した。また、指定避難所の見直しとともにどのような要配慮者を対象とした福祉避難所の整備が必要であるか検討を行った。		・災害対応に必須となる住宅地図を提供してもらうことができ、地図を複製する許諾も得ることができた。 ・郵便局との協定は、以前の覚書の内容を見直したことにより、現状の郵便局の災害時の体制に合わせた実効性のあるものにすることができた。 ・社会福祉法人いわくら福祉会に、大規模災害時に知的障害者を対象とした福祉避難所として施設を使用する協定の締結について打診を行い、協議を行ってもよいという回答を得ることができた。		—
H29	実施	・他自治体での協定締結状況の情報収集と協定内容の検討を行う。 ・社会福祉法人いわくら福祉会と大規模災害時に福祉避難所として施設を使用する協定の締結に向けた協議を開始する。協定については年度内の締結を目指す。	・他自治体での協定締結状況や協定内容について情報収集を行い、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」及び「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結した。 ・いわくら福祉会と「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を締結した。 ・既に、yahooサイトやGoogleサイトに避難場所マップとして掲載している。		・災害時に必要な資機材を、迅速かつ円滑に提供していただくことで、応急対策及び復旧業務の対応力向上を図ることができるようになった。 ・災害時の行政手続に不安を抱える被災市民への相談や書類作成の体制を整備することができた。 ・災害時に、いわくら福祉会が所有するみのりの里を福祉避難所として開設することで、通常の避難所では生活が困難な知的障がい者等に対応することができるようになった。		—
H30	実施	・被災自治体における災害対応の問題点や課題、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い締結に向けた検討をする。 ・災害時に、円滑な物資の輸送・搬入を可能とするため、支援物資の輸送手段や保管場所の整備に向けて、関連企業と協定の締結に向けた協議を開始し、協定については年度内の締結を目指す。	・他自治体での協定締結状況や協定内容について情報収集を行い、災害時における「無人航空機による支援協力に関する協定」、「棺及び葬祭用品の供給等に関する協定」、「支援物資の受入及び配送等に関する協定」を締結した。 ・第2みのりの里の開所に伴い、いわくら福祉会と「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を再締結した。 ・協定の円滑な運用を行うため、協定内容や連絡先等について、情報共有をすることとした。 ・市民に配布するために、人の集まる公共施設 4 か所（総合体育文化センター、市民プラザ、図書館、生涯学習センター）にハザードマップ等が掲載された地震防災ガイドブックを置いた。		・災害時にドローンを使用することで、応急対策及び、復旧業務に必要な情報を収集することができるようになった。 ・災害時の遺体及び遺体安置所などの対応力向上を図ることができるようになった。 ・災害時に、支援物資の集配拠点として倉庫の提供を受けることができ、支援物資の仕分け等の運営及び運搬についても協力を得ることができるようになった。 ・災害時に、いわくら福祉会が所有する施設の第1みのりの里と第2みのりの里を福祉避難所として開設することで、通常の避難所では生活が困難な避難者に対応することができるようになった。 ・公共施設に地震防災ガイドブックを置くことで、市民の防災に対する意識の向上につながった。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	実施	・被災自治体における災害対応の問題点や課題、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い締結に向けた検討をする。 ・災害時の被災者の生活環境改善を図るため、住宅関連企業と協定の締結に向けた協議を開始し、協定については年度内の締結を目指す。	①他自治体での協定締結状況や協定内容について情報収集を行い、「簡易間仕切りシステムの供給等に関する協定」及び「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結した。 ②住宅関連企業と協定の締結に向けた協議を実施したが、全国規模の企業であると災害時は国・県からの要請で被災者への支援が行われるため特定の市町村との協定は締結しないとのことだった。	①企業が保有している避難所用簡易間仕切りシステムが岩倉市に寄贈されたことで、災害時に避難所におけるプライバシーの確保と生活環境の整備の向上につながった。 ・災害時に市民に対して必要な情報を迅速に提供するため、企業の防災アプリを活用し、アプリ利用者に対し、本市からの災害情報等を発信できるようになった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・タクシー会社と、無線を活用した災害時における被害状況の連絡について応援協定を結べないか検討してほしい。 ・災害時応援協定については、実効性確保のため、タイムラインを作成してほしい。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・無線を活用した災害時における被害状況の連絡について、タクシー事業者と協定を結ぶことができないか、検討すること。 ・災害時応援協定の実効性の確保についてシミュレーションすること。	
R2	実施	・被災自治体における災害対応の問題点や課題を確認し、現在本市として災害時に必要な支援を把握したうえで、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い、市単位で締結すべき協定の締結を検討する。	①令和元年台風第15号の災害対応を教訓に、電力供給会社と「災害時における相互連携に関する協定」を締結した。 ②災害時の被害情報の収集及び提供について、タクシー会社2社と「災害時における情報提供の協力に関する協定」を締結した。 ③災害時の応援協定を締結している団体とは、毎年4月に連絡先の交換等を行っている。また、BCP対応訓練で発災後4時間の行動訓練を行っている。なお、大規模災害時における広域避難については、協定を締結している他自治体と実行性の確保についての具体的な協議を行っている。 ④実行性確保に向けたタイムラインについて検討した。	①災害時の早期停電復旧に関する道路啓開に必要な連携体制の強化を図ることができた。 ②災害時に市内の被害情報を把握できるようになり、迅速な災害対応につなげる体制の強化を図ることができた。 ③災害時の応援協定を締結している団体とは、毎年連絡先の交換等を行っていることで、いつでも連絡対応できる体制を構築している。他自治体と実行性の確保についての具体的な協議が開始されているが、各自治体の事情により進んでいない。 ④タイムラインの検討により、突発型災害の実行性確保に向けた課題を把握できた。	—

評価	A	評価理由	他自治体の事例等を検討し、本市にあった防災対策として、民間企業等の力を借り円滑に災害対応が行えるよう、協定を締結することができた。 【実績】 H28「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」、「災害発生時における岩倉市と岩倉市内郵便局の協力に関する協定」 H29「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」、「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」、「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」、「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定」 H30「無人航空機による支援協力に関する協定」、「棺及び葬祭用品の供給等に関する協定」、「支援物資の受入及び配送等に関する協定」、「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」（H29協定を再締結） R1「簡易間仕切りシステムの供給等に関する協定」、「災害に係る情報発信等に関する協定」 R2「災害時における相互連携に関する協定」、「災害時における情報提供の協力に関する協定」、「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」	今後の方針	被災自治体における災害対応の問題点や課題を確認しながら、本市として災害時に必要な支援を把握したうえで、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い、締結すべき協定の締結を検討していく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	32	所管課	消防署
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	②民間活力の積極的活用			取組業務	救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上
取組内容	幅広い年齢層に、応急手当講習会や普通救命講習会への受講を促し、受講者を増加させるとともに、市内のAEDを充実させ救急救命率の向上を図る。			効果見込	心肺停止者や重篤な傷病者が発生した場合、近くにいるバイスタンダーが重要な役目を果たします。バイスタンダーとなりうる市民の救命処置を向上させることで、一人でも多くの傷病者に対しての社会復帰が可能となる。 目標：心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率（各年 1 ～ 12月） 令和2年 65. 00% ※平成27年心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率58. 3%（36件中21件） ※バイスタンダー：偶然その場に居合わせた人 CPR：心肺蘇生法		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	58. 5%	・市内中学生に対して普通救命講習を実施する。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会への受講者を増加させる。 ・一部の公共施設に24時間使用可能なAEDを設置する。	・岩倉中学校の2年生に対して普通救命講習を実施した。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会を68回行い、受講者を1, 913人（前年比＋11）とした。 ・市内の24時間対応の全てのコンビニエンスストア（22店舗）にAEDを設置した。 ・公共施設4か所のAEDを屋外設置し、24時間使用可能とした。		・平成28年心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率は58. 8%（51件中30件）であり、概の目標は達成できた。 ・市内に24時間対応可能なAEDを設置したことにより救命体制を充実させることができた。平成28年度中にAEDの利用者はなかった。		—
H29	60%	・南部中学校の2年生にも普通救命講習会を実施できるよう働きかける。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会への受講者拡大を図る。 ・公共施設に設置しているAEDのリース更新にあわせて小・中学校を中心に屋外設置の拡大を検討する。	・平成29年度は南部中学校で普通救命講習会を実施できなかったが応急手当等講習会で応急手当の重要性を伝えることができた。平成30年度の教育カリキュラムへの取入れを依頼した。 ・上級・普通救命講習会受講者を広報に加え、新たにホームページで募集した。 ・公共施設のAEDの屋外設置に向けた方針を決定した。 ・応急手当講習会でAEDの設置場所を周知した。 ・バイスタンダーによるCPRが適応症例46件中24件行われ、52. 2%の実施率であった。（目標率60%に対し7. 8ポイント下回る。）		・中学校2年生にAEDの校内設置場所や使用方法を認識してもらえた。 ・講習会は1, 750人の受講があったが昨年比42人の減少であった。しかしAEDの使用法を含む講習会の受講者は59人増加した。 ・平成30年度に一部の公共施設でAED屋外設置の準備が整った。		—
H30	61. 5%	・市内の中学校2年生に対し普通救命講習会を開催する。 ・応急手当等講習会の開催についてホームページを積極的に活用していく。併せて広報の掲載を定期的に行う。また、講習会の募集案内パンフレットを作成し、消防の各行事で配布していく。 ・全小中学校7か所と清掃事務所でAEDを屋外設置する。	・市内在校の中学2年生371人に対して普通救命講習会を開催した。 ・広報紙への掲載回数を増やしたり、ホームページに掲載するなど普及啓発に取り組んだ。 岩倉市防災訓練の会場で普及啓発用のチラシを配布した。 ・全小中学校7か所と清掃事務所にAEDを屋外設置した。 ・バイスタンダーによるCPRが適応症例41件中29件行われ、70. 7%の実施率であった。（目標率61. 50%に対し9. 2ポイント上回る。）		・受講者に対して、命の大切さと応急手当の重要性を伝えることができた。 ・応急手当等講習会の受講者は、昨年度に比べて52人増加し1, 802人が受講した。 ・AEDを屋外設置したことにより、緊急時の利用が容易となり、救命効果が見込めるようになった。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R1	63%	・引き続き市内在校の中学2年生に普通救命講習を実施するほか、市内事業所や市内の高校に対して応急手当等講習の受講を働きかけ、受講者の増加を図る。 ・設置したAEDの市民周知と緊急時の利用を促す。	①市内在校の中学2年生に対して普通救命講習を実施した。 岩倉中学校 235人 南部中学校 122人 合計 357人 ②高校生の普通救命講習会開催に向けて学校と協議した。 ③尾北学校保健会の教諭に対し、岩倉市、犬山市、江南市、扶桑町、大口町の4消防本部が応急手当普及員講習Ⅰを合同開催し、市内学校勤務の教諭7人が資格認定を受けた。 ④行政区や民間企業からの依頼により、高齢者が参加した救急救命講習を実施した。 ⑤AEDの緊急時の利用について、各種講習会で講習内容に取り入れ、積極的な利用を促した。また、広報紙やホームページでAEDの設置場所を周知して利用を促した。 ⑥バイスタンダーによるCPRが適応症例39件中20件行われ、51.3%の実施率であった。（目標率63%に対し、11.7%ポイント下回る。）	①中学2年生が心肺蘇生法とAEDの使用について理解する場を作ることができた。 ②高校生に対する普通救命講習会を令和2年度に実施することとなった。 ③尾北学校保健会の教諭が応急手当普及員講習Ⅰを取得し、市内在校の中学2年生に対して行った普通救命講習会を欠席した生徒に対し、追加講習を教諭が指導者となり実施することができた。 ・応急手当等講習を2,176人が受講した。 （参考） 令和元年度各種講習参加者 上級救命 16人 普通救命 584人 応急手当講習 1,569人 普及員講習 7人 合計 2176人 昨年比 471人増加	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・バイスタンダーのCPR実施率については偶発的要因に左右されるところが大きいため、目標にはコントロール可能なものを設定するべきではないか。	行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	65%	・岩倉総合高校の生徒に対する普通救命講習会を開催する。 ・応急手当普及員の資格認定を受けた尾北学校保健会の教諭が指導する応急手当等講習会の支援を行う。 ・市内に設置したAEDの市民周知と利用を引き続き促す。	①岩倉総合高校生徒20人に対して普通救命講習会を実施した。 ②コロナ禍で多くの救命講習会を中止せざる得なかったが、その中で市内在学の中学2年生生徒（389人）に対して普通救命講習を実施することができた。この講習で、応急手当普及員の資格認定を受けた尾北学校保健会の教諭が生徒に対し普通救命講習を実施しました。 ③広報紙やホームページ、救命講習時や防災訓練時にコンビニAEDの周知した。また、「AED設置店」と市民に周知するため、コンビニ店舗入口自動ドアへのステッカーの貼付とのぼりを設置した。 ④バイスタンダーによるCPRが適応症例49件中30件行われ、61.2%の実施率であった。（目標率65%に対し3.8ポイント下回る。）	①②コロナ禍で感染対策のため参加者数の制限や訓練人形の増強を行った結果、実技訓練時間数の増加や指導方法にゆとりができ（従来はトレーナー1体に5人の受講者を1体2人から3人の受講者）、満足度の高い講習が実施できた。（アンケート結果:受講満足度96%、再受講希望率99.6%、バイスタンダーCPR実施自信度45%） ③救命講習会参加者による市内コンビニAED周知に関する調査を実施した結果、59.6%がコンビニAEDの存在を把握しており、一定の周知が図れているものと考えられる。 ④心肺停止状態から通常の世界生活が可能な状態まで回復した症例は1件あり、バイスタンダーCPRが実施された症例である。	—

評価	A	評価理由	・平成28年度までに市内コンビニエンスストア及び公共施設にAEDを設置した。また、夜間や休日等に使用が見込まれる屋外運動施設や小中学校、市役所及び図書館に24時間使用可能となる屋外設置（11カ所）を実施した。 ・コロナ禍で令和2年度の救命講習受講者数は減少したが、他の年度では多くの講習会を実施し受講者数は概ね目標を達成できた。また、目標値であるバイスタンダー実施率も令和2年度に達成できている。（平成28年度から令和2年度のバイスタンダーによるCPRが適応症例226件中133件行われ、58.8%の実施率であった。）	今後の方針	・市内の事業所、商業施設及び高齢者福祉施設など不特定多数の人が集まる場所のAED設置状況を調査し、AED設置について協力を要請する。 ・救命講習受講者は再受講者も多く、新規受講者の開拓が必要だと考えられる。また、受講者の受講きっかけは企業や学校が多く、募集方法として広報紙やホームページを使用しているが、今後は掲載方法の見直しや新たな募集方法を考慮する必要がある。 ・バイスタンダーCPR実施率は、バイスタンダーの年齢、傷病者との関係性、救命講習受講歴などの救命知識の有無など偶発的要因に作用されるところも大きい。しかし、救命講習受講者の増加により救命知識が広がることがバイスタンダーCPR実施率の向上につながり、併せて通信員と救急隊の口頭指導により、バイスタンダーが自信を持って救命処置を実施しやすい環境を作ることができると考えられる。バイスタンダーCPR実施率を高い水準で維持できるよう受講者の積極的募集と救急隊の口頭指導による技術向上を進めて行きたい。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	34	所管課	生涯学習課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		②民間活力の積極的活用		取組業務	生涯学習センター及び総合体育文化センターの民間活力における施設利用の充実
取組内容	民間活力の導入により、その効果を十分に発揮できるような環境の整備や指定管理者との連携及び調整を行う。			効果見込	より多くの利用者に親しまれ、また、新たな利用者を取り込むことができるような施設の管理及び運営が可能になる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	実施	【生涯学習センター】 ・生涯学習センターでは、生涯学習講座を企画運営し、その中でもシニア大学、子育て講座、子ども講座、出前講座、市民講師による講座（学びの郷）を平成27年度から平成31年度までにそれぞれの講座開催数を増やしていく。また、平成27年度に立ち上げた利用者会議（サークルを含むセンター利用者等）を開催し、生涯学習センターがより円滑に運営ができるように、利用者の意見を聴取する取組を行う。 【総合体育文化センター】 ・総合体育文化センターでは、指定管理者の更新に向け、現行の管理運営方法等の改善点及び近隣の状況を調査し、利用者の満足度の向上が可能な仕様書及び協定書を検討し作成する。また、指定管理者を更新することによる負荷が利用者にかからないよう、準備を進めていく。	【生涯学習センター】 ・生涯学習センターでは、平成28年度に開催した講座の総数は99講座であり、平成27年度と比較して7講座増加した。 ・利用者会議を3回開催し、その内容を生涯学習センター利用者に配布して情報提供に努めた。 【総合体育文化センター】 ・総合体育文化センターでは、3年間の指定管理による実績を踏まえ、近隣の状況等を参考にしながら仕様書や協定書を細部にわたって見直した。また、選定委員会におけるプロポーザルにより、指定管理者を選定し、12月議会にて指定の議決を受け、この新たな指定管理者と綿密な調整を繰り返し実施し、新体制での管理運営の開始準備を整えた。		【生涯学習センター】 ・開催する講座数を増やし、多様なジャンルの講座を受講する機会を提供した。 ・利用者会議を実施したことにより、利用者間の問題意識の共有や、利用者意見を聴取することで、施設の管理運営に反映することができた。 【総合体育文化センター】 ・指定管理者公募の際の仕様書や協定書等を細部にわたって見直しを図り、利用者の満足度の向上が可能な仕様書及び協定書を作成することができた。また、平成29年度からの指定管理者との業務引継ぎを円滑かつ確実に行うことができた。		—
H29	実施	【生涯学習センター】 ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。また今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 【総合体育文化センター】 ・新たな指定管理者によるスポーツ教室の充実や各種イベントの充実等が掲げられた事業計画を基に、指定管理者と市が連携し、協議しながら業務を行っていく。今までよりもさらに、誰もが気軽に参加できるイベントの創出、利用しやすい施設の充実に図っていく。	【生涯学習センター】 ・指定管理者の企画・運営のもと生涯学習センターでは、平成29年度に開催した講座の総数は102講座であり、平成28年度と比較して3講座増加した。 ・利用者会議が3回開催され、その内容を生涯学習センター利用者に配布して情報提供に努めた。 ・平成29年度に初めて「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2017」を開催し、1,110人の来場者があった。 【総合体育文化センター】 ・平成29年度から指定管理者を変更した。指定管理者が年度当初に掲げた事業計画に基づき、市と連携しながら事業を進めることができた。 ・市内のスポーツ及び文化団体等と協力しながら、指定管理者による様々な事業を展開した。 ・平成29年4月と平成30年3月の年2回、利用者アンケートを実施し、利用者からのニーズやご意見等を確認した。		【生涯学習センター】 ・開催する講座数を増やし、多様なジャンルの講座を受講する機会を提供した。 ・利用者会議により、利用者間の問題意識の共有や、利用者意見を聴取することで、施設の管理運営に反映することができた。 ・初めて開催した「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2017」では多くの来場者があり、日頃センターで活動している団体の活動内容を広く周知するとともに、生涯学習の啓発に努めることができた。 【総合体育文化センター】 ・市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で、様々な教室やイベント等を開催することで、地域の繋がりと交流を育むことができた。 ・子どもから高齢者まで、スポーツ振興と体力及び健康の増進、文化芸術の振興の機会を提供することができた。 ・トレーニング室を活用した保健センターとの協働事業では、参加者の運動と健康に対する意識の向上を図ることができた。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

H30	実施	【生涯学習センター】 ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。 ・今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 ・「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に努める。 【総合体育文化センター】 ・指定管理者と市が連携し、協議しながらスポーツ及び文化団体等と協働で行う教室、イベント等を開催していく。 ・平成29年度に実施した利用者アンケートの結果等により、利用者のニーズ、要望等に沿った事業を企画・運営していく。 ・利用者や利用団体から、気軽にご意見やご要望をいただく場として新たに懇話会を設置し、よりよい施設管理や運営、更なるサービスの向上に努めていく。	【生涯学習センター】 指定管理者の企画・運営の下、多様化する市民ニーズを反映した生涯学習講座を100講座開催した。 また、センターがより利用しやすい施設となるよう、利用者会議を3回開催し、センターの管理・運営に利用者の意見を反映させるよう努めた。 「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2018」では、日ごろセンターで活動する47団体が発表や展示を行い、1,202人の来場者があった。 ・「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ったモニタリングを行った。 【総合体育文化センター】 ・指定管理者と市が連携し、市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で様々な教室、コンサート、講演会等を開催することができた。4月には環境に関する講演会及び展示、催し物を実施し、478人の来場者があった。また、市内中学校のバレーボール部員を対象に、バレーボールセミナーを開催した。 ・引き続き保健センターと協働で「体脂肪削減コンテスト」「健幸チャレンジ教室」を実施した。 ・ヨガやヒップホップなどの多種多様な内容で全24教室実施し、内容の見直しも行った。 ・「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ったモニタリングを行った。	【生涯学習センター】 市民講師による自主企画講座「学びの郷」や、市民の企画委員を中心に企画・運営するシニア大学、熟年者さわやかセミナーなど、市民との協働により様々な生涯学習講座を開催することで、講座内容の充実に図ることができた。 また、3回の利用者会議を通じて、問題意識の共有や利用者意見を聴取に努め、施設の管理運営に活かすことができた。 2回目の開催となる「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2018」は、日ごろセンターで活動する団体の活動内容を広く知ってもらい、生涯学習の啓発の機会となり、昨年度と比較して92人多くの来場者があった。 【総合体育文化センター】 ・市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で、様々な教室やイベント等を開催することで、地域の繋がりと交流を育むことができた。 トレーニング室を活用した保健センターとの協働事業では、市民自らが健康づくりに取り組む意識の向上を図ることができた。 教室の内容を適宜見直し充実に図ったことで、より市民の興味・関心を高め、スポーツへの参加を促すことができた。	—
R1	実施	【生涯学習センター】 平成30年度と同様、引き続き多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。 また、今後も利用者会議を適宜開催し、センターがより利用しやすい施設となるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 団体の活動発表の機会として、引き続き「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に努める。 【総合体育文化センター】 ・スポーツ及び文化団体等と協議しながら協働で行う教室、イベント等を開催していく。 平成30年度に実施した利用者アンケートの結果等、利用者のニーズ、要望等に沿った事業を企画・運営していく。 懇話会の設置が平成30年度はできなかったため、令和元年度に設置する。よりよい施設管理や運営、更なるサービスの向上に努めていく。	【生涯学習センター】 ①指定管理者の企画・運営の下、多様化する市民ニーズを反映した生涯学習講座を99講座開催した。 また、利用しやすい施設となるよう利用者へのアンケートや3回の利用者会議により、広く利用者の意見を聴取した。指定管理者のモニタリング評価では、生涯学習センター運営協議会での意見を評価に反映させた。 ②平成29年度から開催している生涯学習センターフェスティバル2019では、日ごろセンターで活動する47団体が発表や展示を行い、昨年度と比べ328人多い1,530人の来場者があった。 【総合体育文化センター】 ③スポーツ及び文化団体等との協働事業では、岩倉市サッカー協会と特定非営利法人いわくら観光振興会と協働してフットサル大会を開催したほか、岩倉昭和歌謡倶楽部と協働して岩倉紅白歌合戦を開催した。 市内中学校のバスケットボール部員を対象にスポーツクリニックを、山田姉妹ソプラノコンサートで、いわくら少年少女合唱団との共演を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期した。 ④利用者アンケートの結果に基づき事業の改善に繋げることができた。 ⑤利用者の利便性向上を目的とした利用者懇親会を開催し、管理・運営等に関する意見を聴取できた。	【生涯学習センター】 ①市民講師による自主企画講座「学びの郷」や、市民の企画委員を中心に企画・運営するシニア大学、熟年者さわやかセミナーなど、市民との協働により様々な生涯学習講座を開催することで、講座内容の充実に図ることができた。 アンケートや利用者会議等で広く利用者の意見を聴取し、利用しやすい施設の管理運営につなげることができた。 ②生涯学習センターフェスティバル2019は、日ごろセンターで活動する団体の活動内容を広く知ってもらう機会としてのみならず、生涯学習の啓発の機会としても機能した。また、来場者の駐車場確保や子ども向けのイベントを企画することで、来場者を増やすことができた。 【総合体育文化センター】 ③様々なスポーツ団体や文化団体と協働して事業を行ったことにより、地域の繋がりを育み多様な交流機会を創出することができた。 ④⑤利用者アンケートの実施及び利用者懇親会を開催することで、利用者の要望等に沿った事業を企画・運営することができた。具体的には更衣室ロッカーの更新、親子リズム室利用者に消毒セットの貸出などを実施した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	【生涯学習センター】 多様化、高度化する市民ニーズの把握に努め、引き続き講座の充実を図る。 指定管理者の適正なモニタリング評価を行うとともに、アンケートや利用者会議を開催し、利用者の意見を反映させた利用しやすい施設づくりに取り組む。 団体の活動発表の機会として、引き続き岩倉市生涯学習センターフェスティバルを開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に取り組む。 【総合体育文化センター】 ・引き続き、市民と協働で実施する地域と密着した事業の充実を図る。 ・指定管理者の適正なモニタリング評価を行うとともに、アンケートの実施や利用者懇親会を開催し、利用者の要望等を反映させた適切な事業運営を行う。 ・「健幸都市いわくら」を推進していくため、市民自らが健幸づくりに取組むことを目的とした事業を指定管理者と協働で展開していく。	【生涯学習センター】 ①新型コロナウイルス感染症の影響により生涯学習講座の前期講座は中止にしたものの、後期講座については指定管理者の企画・運営の下、多様化する市民ニーズを反映した生涯学習講座を59講座開催した。（例年、100講座程度開催） また、利用しやすい施設となるよう利用者へのアンケートや3回の利用者会議により、広く利用者の意見を聴取した。指定管理者のモニタリング評価では、生涯学習センター運営協議会での意見を評価に反映させた。 ②生涯学習センターフェスティバルは、実行委員会により企画し準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 【総合体育文化センター】 ③新型コロナウイルス感染症の影響により年間を通じて予定していたスポーツクリニック等のスポーツ事業、お笑い劇場やコンサート等の文化事業のほとんどが中止及び延期となったが、一部の教室やコンサートは人数制限等を設け、感染症対策を講じながら開催した。 ④利用者アンケートの結果に基づき事業の改善に繋げることができたが、利用者懇親会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。 ⑤健幸づくりに取組むため、健康課との共催事業である「体力チェック・健康相談」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	【生涯学習センター】 ①市民講師による自主企画講座「学びの郷」や、市民の企画委員を中心に企画・運営するシニア大学、熟年者さわやかセミナーなど、市民との協働により様々な生涯学習講座を開催することで、講座内容の充実を図ることができた。 アンケートや利用者会議等で広く利用者の意見を聴取し、利用しやすい施設の管理運営につなげることができた。また、指定管理者のモニタリング評価では、生涯学習センター運営協議会での意見を反映させ、指定管理者の評価につなげることができた。 ②生涯学習センターフェスティバルは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、実行委員会により企画・準備を進める中で生涯学習センターで活動している団体間の交流を深めることができた。 【総合体育文化センター】 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたほとんどの事業が延期もしくは中止したが、様々な感染症対策を講じながら一部の教室やコンサートについて開催できたことで、コロナ禍においても健幸づくりや、文化に触れあう機会の創出を図ることができた。 ④利用者アンケートの結果を振り返ることで、運営状況についてどこが弱みなのかを確認し、今後の管理運営に生かしていくことができた。	—
評価	A※	評価理由	【生涯学習センター】 指定管理者の企画・運営の下、市民ニーズを捉え多種多様な生涯学習講座を開催し、受講者からは「ニーズに沿った講座である」、「説明がわかりやすい」など高い満足度を示していただいた。また、施設管理においては、アンケートや利用者会議等で利用者からの意見を聴取し、施設の改修など利用者が利用しやすい施設運営につなげることができた。モニタリング評価においても、生涯学習センター運営協議会での意見を反映させ、翌年度以降に活用することができた。平成29年度から生涯学習活動の周知、啓発の機会として生涯学習センターフェスティバルを開催し、市民に広く生涯学習活動を紹介することができた。 【総合体育文化センター】 ・様々な市民とのスポーツや文化における協働事業を企画し開催することで、今まで施設を利用していなかった新たな利用者を取り込むことができ、地域と連携した施設づくりを行うことができた。 ・様々なスポーツ教室を実施しているが、教室の参加者や講師の意見も伺いながら、適宜内容を見直し、内容の充実を図ることができた。 ・総合体育文化センターの設置目的であるスポーツの振興、市民の体力及び健康の増進を図るとともに文化芸術の振興に寄与することができた。	今後の方針	【生涯学習センター】 ・指定管理者のこれまでの実績を活かし、市民ニーズを捉えた多種多様な生涯学習講座を開催するとともに、施設管理においても利用者の声を聞きながら修繕や備品購入を行い、利用しやすい環境づくりに取り組んでいく。また、幅広いパートナーシップを推進するとともに、生涯学習活動の周知・啓発に取り組んでいく。 ・引き続き、市民が生涯学習活動を継続していけるよう指定管理者とともに連携していく。 【総合体育文化センター】 ・指定管理者のこれまでの実績を活かし、スポーツや文化においてマルチパートナーシップによる協働事業を企画、開催すること、また既存の教室等の充実など、より多くの市民の方に親しんでもらえるような施設となるよう、事業の周知・啓発に取り組んでいく。 ・引き続き、市民がスポーツや文化活動を継続していけるよう指定管理者とともに連携していく。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	35	所管課	監査委員事務局
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	②民間活力の積極的活用			取組業務	指定管理者監査の実施
取組内容	指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか等を着眼点とし、年間1団体1施設を対象として計画的に監査を実施する。			効果見込	指定管理者が持つノウハウにより多様化する市民のニーズに応えることができるか、市民サービスの向上、管理コストの節減が図られているかなどの検証をすることにより、指定管理者制度の適正な運用に資することができる。また、監査は指定管理者に対する牽制的な効果もあり、事務の効率性・適正性の客観的な判断や不正防止を図る上で有効な手段である。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・指定管理者監査の監査対象の設定方法と監査のサイクルを検討し、定期監査など他の監査との同時実施などを考慮して効率的・効果的な監査計画を策定する。 ・また、他市の状況等を参考にしながら、事前提出書類と監査調書の内容を決定し、さらに監査効率を高めるため、その事前監査の内容を踏まえた監査項目のチェックリストを作成する。	・近隣他市における指定管理者監査の実施状況について、研修会などの機会に情報収集し、それを参考にして監査対象と監査サイクルを決定した。 ・1年に1施設を対象とし、定期監査の実施年度に極力合わせて計画を策定した。 ・監査調書の様式、必要な事前提出書類を決定した。 ・事前監査、本監査のチェックリストを作成した。			・定期監査の実施時期を考慮した監査対象の選定や、事前監査、本監査のチェックリスト及び標準的な監査調書の作成により、効率的・効果的な監査を実施する準備が整った。	—
H29	実施	・教育こども未来部の定期監査に合わせて所管する1施設の指定管理者監査を実施する。 ・初めての監査なので、監査調書やチェックリストの有効性についても検証する。	・教育こども未来部の子育て支援課の定期監査に合わせて同課が所管するみどりの家の指定管理者監査を実施した。 ・事前監査、本監査における監査調書、チェックリストの有効性を検証した。			・みどりの家の指定管理業務に係る問題点等の改善に寄与した。 ・作成していたチェックリストにより効率的に事前監査、本監査を実施することができた。また、チェックリストの項目や内容の過不足の洗い出しができた。	—
H30	実施	・教育こども未来部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・定期監査との同時実施については被監査部局の事務負担が大きく、また、事前審査にかかる時間配分に余裕がなかったことから、対象施設、監査時期について監査計画の見直しをする。 ・事前審査、本監査に使用するチェックリストの項目や内容について、29年度監査の実績を踏まえて精査する。 ・平成30年3月に「指定管理者モニタリングマニュアル」が策定されたため、それを参考にしながらモニタリングの実施状況について確認する。	・生涯学習センターの指定管理者監査を実施した。 ・対象施設、監査時期について監査計画を見直し、定期監査の対象部局所管の施設を候補から除外するとともに、監査時期を12月とした。 ・事前審査、本監査に使用するチェックリストの項目や内容を平成29年度監査の実績を踏まえて精査した。 ・平成30年3月に策定された「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいたモニタリングについては、進め方や内容についてまだ定まっていない状況であったため、従前から生涯学習センターが行っていたモニタリングの結果について監査を実施した。			・生涯学習センターの指定管理業務に係る問題点等の改善に寄与した。 ・前年度の監査を踏まえて監査項目などを見直したチェックリストにより、効率的に事前監査、本監査を実施することができた。	—
R1	実施	・健康福祉部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・対象施設が財政援助団体である場合、指定管理者と財政援助団体に対する監査が同時にできないか検討し、可能であれば実施する。 ・「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいたモニタリングの実施状況について確認する。	①ふれあいセンターの指定管理者監査を実施した。また、指定管理者が財政援助団体であるため、財政援助団体監査も同時に実施した。 ②指定管理者モニタリングマニュアルに基づくモニタリングの実施状況については指定管理者及び担当課による評価を確認した。ただし、マニュアルに定める副市長及び部長職で構成する指定管理者評価等委員会による事業評価が終わっていなかったため監査対象とはしなかった。			①ふれあいセンターの指定管理業務に関し、利用料金の収受が基本協定書に定められた取扱いにより行われていない等の問題点、並びに同センターの指定管理者である法人への補助金の交付事務における実績報告書の人件費の計上方法等の改善した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・教育こども未来部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいたモニタリングの実施状況について確認する。	①総合体育文化センターの指定管理者監査を実施し、通路に面して置かれた机、いす等を安全に置くように指導したり、指定管理業務を条例に基づき適切に実施すること等を指摘した。 ②指定管理者モニタリングマニュアルに基づいたモニタリングの実施状況について、平成30年度と令和元年度の状況を確認した。	①通路に面した机、いす等は通路から触れないように改善される等、総合体育文化センターの指定管理業務に係る問題点等の改善に寄与した。 ②指定管理者モニタリングマニュアルに基づいたモニタリングは、適切に行われていることが確認できた。	—
----	----	--	---	---	---

評価	A	評価理由	・年間1団体1施設を対象として計画的に指定管理者監査を実施し、指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか等を監査するという所期の目標は達成されたため。	今後の方針	・指定管理者監査は、指定管理者制度の適正な運用に資するとともに、事務の効率性・適正性の客観的な判断や不正防止を図る上で有効であるので、今後も実施していくこととしているが、その実施方法については、例えば監査での指摘が多かった施設や指定管理者が変わった施設を優先して監査する等より効率的な手法を研究していきたい。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	36	所管課	秘書企画課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		③事務事業の見直しと再編		取組業務	施策評価における外部評価の導入
取組内容	総合計画の進行管理として、各施策の着実な推進を図るため、平成23年度から実施している施策評価について、外部評価の仕組の導入を検討する。			効果見込	市民にとって、わかりやすい評価の仕組が構築され、客観的評価により、適切に施策が推進される。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	検討	・先進的な事例を調査し、効果的、効率的な外部評価の手法の導入について、検討する。	・他市町の状況を確認し、外部評価の手法、組織、導入によるスケジュールの調整、評価結果の反映などPDCAサイクルへの影響も含め、研究・検討した。		・研究・検討により、課題を明確にすることができた。		—
H29	検討	・平成30年度からの試行実施に向け、評価組織、内容、PDCAサイクルの考え方などを踏まえ、試行の実施方法について決定する。	・内部評価を継続して実施した。 ・外部評価の試行実施に向けて検討を行い、平成30年度に行政評価有識者会議を設置することとした。 ・既存の評価シートを用いて一部の施策の評価を行うとともに、本格実施に向けて評価のあり方を検討することとした。		・年度目標のとおり、試行実施をするための組織の設置等を行うことで、外部評価の実施に向け準備をすることができた。		—
H30	試行実施	・行政評価有識者会議を設置し、外部評価（試行）を実施する。	・平成29年度までと同様に既存の評価シートを用いた内部評価を実施した。 ・外部評価の試行に当たり、行政評価有識者会議を設置し、内部評価結果を踏まえ一部の施策について、意見を聴取した。また、各委員から他自治体の事例を紹介いただき、本市に適した行政評価のあり方を検討した。		・行政評価有識者会議では、施策の課題や取組の方向性、また、今後の本市に適した行政評価のあり方について、幅広くご意見をいただき、検討を進めることができた。 ・他自治体の事例について具体的な情報を収集することができた。		—
R1	試行実施	・内部評価として、平成28年度から平成30年度までの3か年についての実績評価を実施する。 ・引き続き、行政評価有識者会議にて外部評価を試行するとともに本市に適した評価のあり方について検討する。	①内部評価として、平成28年度から平成30年度までの3か年についての実績評価を実施した。 ②平成30年度に引き続き、有識者会議を2回開催し、一部の施策について試行的に外部評価を実施するとともに、本市に適した行政評価のあり方、外部評価の導入について検討した。		①第4次総合計画の着実な進行管理を図るとともに、実績評価により、第5次総合計画の策定に必要な基礎資料を得ることができた。 ②行政評価有識者会議において、現評価システムや外部評価導入に向けた課題、本市に適した行政評価のあり方について、幅広く意見を収集し、検討を進めることができた。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	試行実施	・引き続き、内部評価（単年度評価）を実施する。 ・引き続き、行政評価有識者会議にて外部評価の導入を前提とした本市に適した評価のあり方について検討する。	①内部評価として、令和元年度の評価を実施した。 ②平成30年度・令和元年度に引き続き、有識者会議を3回開催し、一部の施策について試行的に外部評価を実施するとともに、現評価システムや外部評価導入に向けた課題、本市に適した行政評価のあり方について、幅広く意見を収集し、検討した。		①第4次総合計画の着実な進行管理を図ることができた。 ②行政評価有識者会議でいただいた意見を踏まえ、新たな行政評価制度の方針をまとめ、具体的な制度設計を進め、評価組織の設置のための条例を制定した。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

評価	A	評価理由	・行政評価有識者会議において、一部の施策について試行的に外部評価を実施しながら、令和3年度以降の外部評価の仕組みについて具体的に検討し、市民にとってわかりやすい評価の仕組みについて方針をまとめることができたため。	今後の方針	・新たに設置した岩倉市行政評価委員会により、制度の詳細を決定し、市民にとってわかりやすい評価の仕組みを確立する。また、岩倉市行政評価委員会による客観的な評価を行うことにより、より適切な施策の推進につなげていく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	37	所管課	行政課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		④公共施設等の計画的な改修と有効活用		取組業務	公共施設の最適な配置
取組内容	公共施設の来るべき老朽化や人口構造、社会的ニーズの変化に対応するため、公共施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めた今後のあり方を検討し、最適な配置の実現に向けた事業を推進していく。			効果見込	公共施設を維持管理、運営していく上で、今後、公共施設としての機能を最大限に発揮させることにより、修繕・更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図ることができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	計画策定	・各施設の評価・分析を行い、施設ごとに再配置に向けた方針、計画期間の再編等の実施時期などをまとめたロードマップ、計画の象徴となるような事業の検討を行う。	・公共施設等総合管理計画の策定にあたり、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などについて、前年度に引き続き研究会を3回実施し、公共施設等総合管理計画を策定した。 ・公共施設再配置計画の策定にあたり、検討委員会の組織を立ち上げ、施設所管課長による検討部会と平行しながら検討委員会を開催した。 ・施設の利用状況や今後のあり方について、市民2,500人を対象に市民アンケートを実施した。		・公共施設等総合管理計画では、公共建築物と道路や橋りょうといったインフラ資産について、今後の管理に関する基本的な方針を策定することができた。 ・公共施設再配置計画の策定にあたり、施設所管課長による検討部会により今後の公共施設の再配置に対する認識の共有が図られた。 ・公共施設のあり方について、市民の意向が把握できた。		—
H29	計画策定	・公共施設再配置計画の策定に向け、市民説明会や関係団体へのヒアリング等を実施しながら広く市民の意見を聞き、実効性のある統合や複合化といった再編となるモデル事業案を策定する。	・平成28年度に引き続き公共施設再配置計画検討委員会を7回開催し、モデル事業案の策定に先立って施設ごとの再配置方針や学校施設長寿命化計画について検討・協議を行った。 ・岩倉総合高校の生徒を対象に、課題のある施設（希望の家、第二児童館）について、施設のイメージや将来の施設のあり方についてワークショップを開催した。 ・公立保育園適正配置方針については、公立保育園適正配置方針に係る懇話会において別途検討した。		・公共施設再配置計画の策定にあたっては、施設ごとの再配置の基本的な方針案を策定することができた。 ・ワークショップを実施したことで、若い世代の公共施設に対するイメージや将来の施設のあり方について、把握することができた。		—
H30	計画策定	・計画策定の最終年度ということで、施設ごとの再配置の基本的な方針に基づき、市民説明会や関係団体ヒアリングなどを実施しながら、再配置計画のモデル事業案を策定する。	・平成29年度に引き続き公共施設再配置計画検討委員会を5回開催し、施設ごとの再配置方針や第1期計画期間での実施を予定する再配置計画案について検討を行った。 ・市民説明会の開催（2回）やパブリックコメントを実施し、公共施設再配置計画案に対する意見を伺うとともに、公共施設再配置への取組について市民に周知した。 ・公共施設再配置計画の策定にあわせて公共施設長寿命化計画を策定した。		・公共施設再配置計画の策定にあたり、市民説明会の開催や、公共施設再配置の取組を紹介したパンフレットの全ての行政区への回覧により、公共施設の老朽化の課題や市の取組について周知することができた。 ・パブリックコメントでは、23人から51件の意見があり、多くの人に周知がされた。		—
R1	実施	・公共施設再配置計画及び長寿命化計画の推進にあたり、全庁的な組織を設置し進捗管理を行う。 ・第1期計画期間中の再配置計画案である岩倉北小学校屋内運動場等の建設工事の基本設計に着手する。 ・施設所管課による日常点検を実施し、結果報告を取りまとめる。	①公共施設再配置計画及び長寿命化計画の推進及び進捗管理を行うため、公共施設再配置計画等推進本部及び推進部会を設置し、再配置計画案への対応や施設点検について協議した。 ②公共施設長寿命化計画の推進にあたっては、建築士の資格を持つ職員と施設所管職員で施設の点検を実施し、施設の不具合の状況を把握した。その後、今後の対応についての基本的な考え方をまとめた。 ③再配置計画における計画案では、岩倉北小学校屋内運動場等複合施設の基本設計を実施するとともに、青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡の可能性について検討するため、サウンディング調査を実施した。		①②公共施設再配置計画及び長寿命化計画の進捗管理を図ることができた。また、施設の点検を実施することにより、施設の不具合等を把握することができ、計画推進の一助となった。 ③サウンディング調査を実施した結果、青少年宿泊研修施設としての譲渡は難しいとの意見を聴取することができた。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見 (R3. 1)		行政改革推進本部からの指示事項 (R3. 1)	
R2	実施	・再配置計画における計画案について、岩倉北小学校屋内運動場等の実施設計や、希望の家の他用途による活用に向けたサウンディング調査を行うなど、引き続き計画の推進に向けて検討する。また、公共施設の点検を引き続き実施し、施設の不具合状況の把握をした上で優先順位をつけて修繕を行う。 ①再配置計画における計画案で実施することとしていた岩倉北小学校屋内運動場等複合施設の実施設計を予定通り実施するとともに、青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡の可能性について社会福祉施設等を対象とした希望アンケート調査を実施した。 ②公共施設長寿命化計画の推進にあたっては、技術職の職員と施設所管職員で施設の点検を実施し、施設の不具合の状況について優先順位を確認したうえで予算編成を行った。また、公共建築物に係る劣化状況の判定結果の更新を行った。	①岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業は令和3年度末の建設に向けて工事費を令和2年度3月補正予算で計上した。青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡については、社会福祉施設16事業者に対し、譲渡に係る希望アンケート調査を実施した結果、6事業者から希望や検討するなどの意見を聴取することができた。 ②公共施設長寿命化計画の推進では、施設の点検を実施することにより、施設の不具合等を把握することができ、市全体で優先順位を付けて修繕の実施が可能となり、計画推進の一助となった。 —

評価	B	評価理由	・公共施設再配置計画案では、岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業や青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡について、概ね予定通り進捗を図ることができた。 ・公共施設長寿命化計画の推進では、公共施設の点検を毎年度実施することで、施設の不具合状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図るための、優先順位をつけて修繕予定を立てることができた。 ・岩倉東小学校の減築や統合保育園の建設などの公共施設再配置計画の具体化には至らなかった。	今後の方針	・令和7年度までの第1期計画期間の公共施設再配置計画や公共施設長寿命化計画等の個別施設計画を含め、上位計画の公共施設等総合管理計画の5年経過による見直しを行う。 ・岩倉東小学校の減築や統合保育園の建設などの公共施設再配置計画の具体化についても検討していく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	38	所管課	維持管理課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	④公共施設等の計画的な改修と有効活用			取組業務	排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理
取組内容	来たるべき老朽化による維持管理費の増大に対応するため、排水機場については新たに修繕計画を策定し、県事業及び県補助金を活用する。また、公園施設・橋梁については引き続き長寿命化計画を定期的に見直ししながら推進する。				効果見込	計画的な維持管理・更新を行うことでライフサイクルコストの削減を図りつつ、各施設の安全性・信頼性を高めることができる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・排水機場については、点検を実施し、補修・補強等機能保全対策修繕計画を作成する。また、公園施設・橋梁については、既存の長寿命化計画を点検結果に基づき見直しをする。	・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画を作成し、平成29年度に3機場の修繕を実施するため、当初予算に計上するとともに、県への補助金の交付申請を行った。公園施設については、長寿命化計画で更新予定の天神公園の四阿（あずまや）、下り松公園の水車小屋2施設に対し、基礎部分補強工事を行い延命処置を講じた。橋梁については、長寿命化計画に基づき待合橋の補修工事と9橋の法定点検を実施した。			・排水機場については、故障中の3機場の修繕を県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らせる見込みとなった。公園施設については、点検結果に基づく修繕を行い、橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施したことで適正管理を図ることができた。	—
H29	実施	・排水機場・橋梁については、引き続き計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。 ・公園施設は既存長寿命化計画どおりに進めることが難しくなっているため、計画の抜本的な見直しを実施する。	・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき3機場の修繕を実施した。 ・公園施設については、長寿命化計画を見直し、それに基づき天王公園の野外卓を更新した。 ・橋梁については、長寿命化計画に基づき名神高速道路側道南橋の補修工事と13橋の法定点検を実施した。			・排水機場については、故障中の施設の修繕を県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ・公園施設・橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。	—
H30	実施	・排水機場については、引き続き計画に基づく修繕を実施することに加え、統廃合についても念頭に置きながら県と協議していく。 ・公園施設・橋梁については、計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。	・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき大山寺排水機場の修繕を実施した。 ・公園施設については、長寿命化計画に基づき睦公園において小型遊具2基を更新した。 ・橋梁については、長寿命化計画に基づき八神橋の補修工事と夢結橋の法定点検を実施するとともに令和元年度以降の長寿命化計画を見直した。			・修繕の必要な排水機場について県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ・公園施設・橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。	—
R1	実施	・排水機場については、引き続き計画に基づく修繕を実施（統廃合についても念頭に置きながら県と協議）していく。 ・公園施設・橋梁については、引き続き計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。	①排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき野寄排水機場の修繕を実施した。 ②公園施設については、長寿命化計画に基づき天神公園においてワークハウスを改修した。 ③橋梁については、長寿命化計画に基づき昭和橋の改修工事と101橋の法定点検を実施した。			①計画に基づき適切に管理を行い、修繕の必要な排水機場について県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ②公園施設については、計画の見直しを行い、財政負担に配慮しつつ適正管理を図ることができた。 ③橋梁については、計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。また、法定点検の実施により、構造物の機能に支障が生じていない状態であることが確認できた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・長寿命化計画の進捗についての考え方を示すべきである。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・排水機場については、引き続き計画に基づく修繕を実施（統廃合についても念頭に置きながら県と協議）していく。 ・公園施設・橋梁については、計画の見直しを適宜行い、適切に改修・点検を実施していく。	①排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき川井排水機場の修繕を実施した。 ②公園施設については、天神公園・睦公園・下稲公園における複合遊具の修繕等を実施した。 ③橋梁については、長寿命化計画に基づき八神橋、真光寺橋、幼川橋の改修工事を実施した。	①計画に基づいた修繕の必要な排水機場については、県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ②公園施設については、財政負担に配慮しつつ適正管理を行うために必要な修繕ができた。 ③橋梁については、計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。	—
----	----	--	---	--	---

評価	B	評価理由	・排水機場については、修繕計画を策定し、計画に基づき修繕を実施した。また、修繕計画策定により計画的に県補助業を活用できるようになったため、市の財政負担を減らすことができた。計画の進捗状況は約83％（目標年度：令和３年度） ・公園施設については、老朽化対策の取組みを集中的に支援するための国の交付金を活用できなくなったこともあり、長寿命化計画に基づく改修は一部しか実施することができていないが、毎年の点検結果に基づく修繕等を実施することで適正管理を図ることができた。計画の進捗状況は約10％。（目標年度：令和15年度） ・橋梁については、計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。また、法定点検の実施により、構造物の機能に支障が生じていない状態であることが確認できた。計画の進捗状況は約62％（目標年度：令和５年度） ・なお、排水機場及び橋梁については、第２期行政経営プラン期間に予定していた修繕は計画通り実施することができた。	今後の方針	・排水機場・公園施設・橋梁については、引き続き計画に基づく修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、各施設の安全性・信頼性を高めていく。排水機場については、更新時には統廃合を検討していく。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和２年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	39	所管課	上下水道課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		④公共施設等の計画的な改修と有効活用		取組業務	計画的な基幹管路の耐震化
取組内容	水道水の安定供給のため、計画的に基幹管路の耐震化を進める。			効果見込	基幹管路の耐震化工事を進めることにより、耐震化率を向上させることができる。 目標耐震化率 令和2年度 50.5% ※平成27年度基幹管路耐震化率 18.8% (平成27年度全国平均 22.5%、27年度愛知県平均 38.5%)		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	27%	・平成27年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	・平成27年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、基幹管路703mを耐震管で布設替えを行い、耐震化率を向上させた。		・平成28年度の耐震化率は、22.3%（目標耐震化率27.0%に対し4.7ポイント減）であった。		—
H29	36.2%	・平成28年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	・平成28年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、基幹管路を788mの区間耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。		・耐震化率27.1%（目標より9.1%減） ※昨年度比4.9%増		—
H30	41%	・平成29年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	・平成29年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、783.0mの区間を耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。		耐震化率： 38.8%（目標率41.0%に対し2.2ポイント下回る） ・道路掘削等の費用削減につながることから県道の道路改良工事に併せて工事を実施しているが、平成30年度は名古屋江南線や萩原多気線の一部について、県の工事が未着手となったことから、当初予定していた基幹管路の布設工事についても実施に至らなかった。		—
R1	47%	・平成29年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	①平成30年度に行った配水基幹管路布設工事の実施設計により、834mの区間を耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。		・耐震化率： 42.7%（目標率47.0%に対し4.3ポイント減） ※近年では、人件費や資材費単価が上昇していることに加え、既存埋設物の影響によるルートの見直しや施工方法の変更などにより、工事延長が減少傾向にあるため、計画どおりに進捗していかない状況となっている。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	50.5%	・事業費は管路耐震化計画に基づき毎年1億2,000万円と定めているが、県の道路改良工事とあわせて工事を進めることで掘削費などの工事費用が削減されるため、県と協議を重ねながら事業を進める。 また、上記で削減できる費用を同一年度で実施する他の路線に充てることで、工事全体の進捗を上げ、耐震化率の向上を図る。 なお、令和2年度に策定する経営戦略の中で、事業費の見直しについて検証も行っていく。	①令和元年度に行った配水基幹管路布設工事の実施設計により、523mの区間を耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。 ②県と調整を行い、県の道路改良工事にあわせて基幹管路布設工事を実施した。 ③水道事業が今後10年間で取り組むべき内容や経営の考え方を示す中長期的な計画として経営戦略を策定した。		①耐震化率：44.7%（目標率50.5%に対し5.8ポイント減） ②県の道路改良工事とあわせて工事を進めた結果、舗装費用の一部を削減することができた。 ③経営戦略の策定に伴い、資産と経営の現状分析を行うことができ、今後40年間において必要となる施設の更新費用を把握することができた。 ※近年では、人件費や資材費単価が上昇していることに加え、既存埋設物の影響によるルートの見直しや施工方法の変更などにより、工事延長が減少傾向にあるため、計画どおりに進捗していかない状況となっている。		—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

評価	B	評価理由	・近年では、人件費や資材費単価が上昇していることに加え、既存埋設物の影響によるルートの見直しや施工方法の変更などにより工事延長が減少傾向にあるが、耐震化率は着実に向上しており目標を概ね達成することができた。	今後の方針	・令和3年度工事では、五条川を空中で横断する水管橋を設置する。護岸工事や橋台設置工事の実施など特殊な施工方法に加えステンレス管を使用することから基幹管路の布設延長自体は約40mと短く、耐震化率の伸びは1 %程度の見込みとしている。 ・令和4年度以降に施設の更新計画を策定し、自己水源の廃止の検討及び既存の管路耐震化計画等の見直しを図る。
----	---	------	---	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	40	所管課	学校教育課
第２期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		④公共施設等の計画的な改修と有効活用		取組業務	学校施設の安全性の向上と適切な維持管理
取組内容	平成30年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常的、定期的な施設の点検を実施する。また、専門家による定期点検を5年間隔を目途に実施し、計画的な学校施設の維持管理に取り組む。			効果見込	施設の安全性の確保とともに、計画的な維持管理により、近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向け、コストの縮減・平準化や施設の長寿命化を図ることができる。		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28	検討	・他の自治体の事例等を研究する。 ・施設の劣化等により是正の必要が生じている箇所を把握する。 ・点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての仕様を検討する。	・各小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握した。 ・建築年度やこれまでの改修工事等を整理し、今後、必要な工事計画を作成した。 ・他市で実施されている建物診断等を参考に、本市で必要な点検仕様を検討した。		・修繕調査を行うことにより、複数同時に発注する等、効率的な発注ができた。 ・工事計画を作成することにより、国庫等財源確保のための計画の見通しが立った。		—
H29	検討	・公共施設等総合管理計画等との整合性を勘案しながら、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、メンテナンスサイクル（定期的な点検、診断、計画策定、対策の実施）を構築し、必要な経費について予算計上する。	・学校施設を教育環境の質的改善も考慮しながら適正に改修や建替えができるよう、コストの縮減と平準化を図ることを目的として、岩倉市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画として学校施設長寿命化計画を策定した。 ・各小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握して、予算計上し、施工した。		・計画策定により、学校施設の実態を把握し、今後の施設改修等における整備水準の基本的な考え方や改修等の優先順位付けについて整理することができた。 ・修繕調査を行うことにより、複数同時に発注する等、効率的な発注ができた。		—
H30	実施	・学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効率的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 ・各小中学校へ修繕調査を行い、修繕箇所を把握し、必要な経費について予算計上する。	・学校施設長寿命化計画に基づき、岩倉中学校南館の給排水・衛生設備や屋上防水の改修工事を実施した。 ・日常点検や小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握するとともに修繕箇所を把握し、修繕を実施することができた。		・学校施設長寿命化計画に基づき効率的かつ効果的な維持管理・更新をすることができた。また、国庫補助事業で実施することで、市の財政負担を軽減することができた。 ・日常点検や修繕調査を行うことにより、修繕箇所の優先順位を定め計画的な発注を図ることができた。		—
R1	実施	・引き続き、学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効率的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 ・岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行う。	①岩倉市学校施設長寿命化計画に基づき、岩倉中学校北館の給排水・衛生設備の改修工事を実施した。 ②小中学校への修繕調査に併せ、学校教育課職員でも岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行い、今後、必要な修繕箇所の把握と緊急性の高い修繕を実施することができた。		①計画に基づき効率的かつ効果的な維持管理・更新をすることができた。また、国庫補助事業で実施することで、市の財政負担を軽減することができた。 ②日常点検や修繕調査、計画に基づく施設点検を行うことにより、修繕箇所の優先順位を定め計画的な発注を図ることができた。		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	実施	・引き続き、岩倉市学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効率的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 ・国庫補助金を活用し、岩倉南小学校大規模改修工事を実施する。 ・小中学校への修繕調査に併せ、岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行う。	①岩倉市学校施設長寿命化計画に基づき、岩倉南小学校本館の大規模改修工事を実施した。 ②小中学校への修繕調査に併せ、技術職の職員で岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行い、今後、必要な修繕箇所の把握と緊急性の高い修繕を実施することができた。		①計画に基づき効率的かつ効果的な維持管理・更新をすることができた。また、国庫補助を活用することで、市の財政負担を軽減することができた。 ②日常点検や修繕調査、計画に基づく施設点検を行うことにより、修繕箇所の優先順位を定め計画的な修繕を行うことができた。		—
評価	A	評価理由	・岩倉市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的かつ効果的な維持管理・更新をすることができた。また、国庫補助を活用することで、市の財政負担を軽減することができた。 ・日常点検や修繕調査、計画に基づく施設点検を行うことにより、修繕箇所の優先順位を定め計画的な修繕を行うことができた。		今後の方針	・引き続き、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報収集に努め、岩倉市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 ・国庫補助金を活用し、長寿命化改修及び大規模改修工事を実施する。 ・小中学校への修繕調査に併せ、岩倉市公共施設長寿命化計画に基づき施設点検を行う。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	41	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	①情報化による市民サービスの向上			取組業務	ホームページの活用
取組内容	ホームページから簡易な申込みや意見投稿（市民の声やパブリックコメントなど）ができる機能を活用し、そこから得られた意見等を随時、施策や計画策定に反映させる。			効果見込	簡易な手続きがホームページからできるようになり、利便性が高まる。また、集計機能を活用することで迅速な集計、分析が可能になるとともに、市民の声を市政に反映しやすくなる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・新ホームページのリリースに合わせてアンケートフォームを設定し、意見聴取に活用する。	・4つの計画においてパブリックコメントを実施したほか、シティブロモーションでの「いわくらしやすい」投稿（44件）、市民の声（72件）、クロスワードクイズ投稿（53件）などに活用した。			・ホームページからの投稿の多くは夜間にされていることから、利用者にとってより手軽に意見を寄せることができるようになった。	—
H29	実施	・ホームページリニューアル後の事後評価のため、12月ごろにアンケートを実施する。 ・引き続きホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	・12月にHPを用いたアンケートを実施した。（30件） ・11種類の計画等のパブリックコメントを実施し、ホームページを通じた意見の提出は3件あった。 ・「市民の声」について、ホームページを通じた投稿は92件だった。 ・クロスワードクイズについて、ホームページを通じた回答は170件だった。			・ホームページからの「市民の声」投稿が26件増え、手軽に意見を寄せることができる機会を提供できた。	—
H30	実施	・各種イベントの参加申込をホームページで行えるよう取り組む。 ・ホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	・3種類のイベント（六呂師高原ハイキング、企業見学ツアー、大野市交流事業（九頭竜紅葉まつり・大野市街地））参加者募集に投稿フォームを活用し、55件の申込みがあった。 ・「市民の声」についてホームページを通じた投稿は147件だった。			・閉庁時でもイベントの参加申込みができ、サービス向上につながった。 ・ホームページからの「市民の声」の投稿機能を使い、手軽に意見を寄せる手段を提供できた。	—
R1	実施	・各種イベントの参加申込をホームページで行えるよう取り組む。 ・アンケート、パブリックコメント、「市民の声」などでホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	①5種類のイベント参加者募集に投稿フォームを活用し、59件の参加申し込みがあった。また、作品募集等で107件の応募があった。 ②「市民の声」について、ホームページを通じて165件の投稿があった。 ③5つの条例・計画等についてパブリックコメントを行い、ホームページを通じて19件の意見投稿があった。			①②イベント参加申し込みや「市民の声」は前年よりも多くの利用があり、利便性を高めたり、迅速に意見を把握しつつ、手軽に意見を寄せることができる機会を提供できた。 ①作品募集等でも年代を問わず多くの人から応募があった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・より多くのイベントにおいてホームページを参加申し込み受け付け等に活用する。 ・パブリックコメントや市民の声において引き続きホームページを効果的に活用し、市民意向の把握に努める。	①2種類のイベント（企業見学ツアー、パレードムービー撮影）参加者募集に投稿フォームを活用し、10件の申込みがあった。また、アンケートや募集等で120件の回答・応募があった。 ②「市民の声」について、ホームページを通じて305件の投稿があった。 ③第5次岩倉市総合計画をはじめとする14の計画・条例等についてパブリックコメントを行い、ホームページを通じて13件の意見投稿があった。	①開催されたイベントが少なかったが、一定活用することができた。また、広い年代で利用があった。 ②投稿件数が大幅に増加し、多くの人から手軽に意見をよせていただくことができた。	—
評価	A	評価理由	・時間や場所に制約されないホームページの特性を活かして、随時申し込みや意見投稿ができる環境を整えたことで、多くの申し込みやご意見をいただくことができた。 また、いただいた意見は各種施策を立案、実施する過程で参考とした。 ・集計機能を活用し、投稿数が多い場合でも迅速に処理することができた。	今後の方針	・より多くのイベントにおいてホームページを参加申し込み受け付け等に活用する。 ・パブリックコメントや市民の声において引き続きホームページを効果的に活用し、市民意向を把握する。 ・集計機能を活用し、市民意向を迅速に把握する。

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	43	所管課	協働安全課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	②情報化による事務の効率化			取組業務	業務システムの最適化
取組内容	業務システムの更新に合わせ、事務の効率化、サービス提供の迅速化に資するシステムを選定・導入する。導入後も随時、最新のシステムや情報処理技術の動向について研究し、費用対効果も見据えながら導入を検討する。				効果見込	事務の処理速度、正確性が向上し、業務の効率化が図られる。また、それに伴いサービスの質の向上が見込まれる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	調査・検討	・新情報システム検討委員会において現行システムにおける課題等の洗い出しを進める。また、適宜デモ等を実施する。	・検討委員会を4回開催したほか、行政情報系システムについて職員アンケートを実施し、更新に向けた課題や問題点の洗い出しを行った。			・財務会計システム、認証・インフラについては現行システムをベースとすることで費用負担を抑えつつ必要かつ十分な機能を確保できることが確認できた。	—
H29	調査・検討	・マイナンバーを利用した情報連携等の進捗状況を勘案しながら住民情報系システム（個人番号利用系システム）の選定を進める。	・住民情報系システム（個人番号利用系システム）の更新に合わせて、7事務で独自利用によるマイナンバーを利用した情報連携を行うことを決定した。 また、LGWAN接続系（行政情報系）システムを更新した。			・情報連携に向けた準備を進めることができた。また、LGWAN接続系（行政情報系）システムの更新により、より効率的な事務処理を実現し、サービス水準の向上につなげることができた。	—
H30	実施	・マイナンバーを利用した情報連携に対応したシステムを導入し、書類の省略や時間の短縮による市民サービス向上を図る。	・住民情報系システム（個人番号利用系システム）を更新し、特別児童扶養手当業務と地域生活支援業務の福祉システム及び就学援助システムを新たに導入し、就学援助システムについては、平成31年4月の運用に向けて準備した。 ・平成31年2月からマイナンバーの独自利用を生活保護を始めとする7事務で開始した。			・住民情報系システム（個人番号利用系システム）の更新や新規導入によって、業務の効率が上がった。 ・7事務で情報連携を新たに設定したことにより、書類の省略や時間の短縮をすることができた。	—
R1	実施	・最新のシステムやR P AやA I等の情報処理技術の動向について研究する。 ・自庁で開発したシステムについてはメンテナンスが困難になりつつあるため、民間のシステムへの切り替えについて研究する。	①妊婦健康診査や財務会計など8業務を対象に、R P A及びA I－O C Rの実証実験を実施した。 ②約30ある自庁システムの内、ベンダーシステムに移行可能なシステムの情報収集をした。			①R P Aの実証実験の結果、作業時間で平均23%の削減となった。 ②自庁システムからベンダーシステムへの移行については、費用面を含めて課題が多く、引き続き研究していく。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・R P A、A I－O C R、議事録作成支援システム及びA I 総合案内サービスの導入により業務の効率化を図る。 ・働き方改革に柔軟に対応するため、テレワークやW e b 会議システム等の導入に向けた研究検討を行う。	①R P A（令和2年5月運用開始 延長学童保育料入力、保育園入園基準の入力など11業務）、A I－O C R（令和2年11月運用開始 ふれ愛タクシーアンケート、学童保育料口座振替登録など4様式で475,131項目）、議事録作成支援システム（令和2年7月1運用開始 自治基本条例審議会や路上喫煙等規制条例検討委員会など延べ51回）、A I 総合案内サービス（令和2年11月運用開始 ごみ分野、移住定住分野など質問数1,693件）を導入した。 ②テレワークシステム（令和3年2月運用開始）を導入し、また、W e b 会議専用スペースを設置した。	①R P A、A I－O C R、議事録作成支援システム及びA I 総合案内サービスの導入により、住民サービスや業務の効率化を図ることができた。 ②テレワークシステムの導入により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や働き方改革を推進することができた。また、W e b 会議専用スペースの設置により、スムーズにW e b 会議に参加できるようになった。	—
----	----	--	---	---	---

評価	A	評価理由	情報システムやネットワークの更新及びR P AやA I等のデジタル技術の導入により効率的な事務処理を実現し、サービスの質の向上につなげることができた。	今後の方針	デジタル技術の活用を引き続き推進していくとともに、国の動向や他自治体の事例などに注視しつつ、新たなデジタル技術についても、研究・検討し、柔軟に対応していく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	44	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	③市民と行政の情報の共有			取組業務	市民との協働による広報紙づくり
取組内容	広報モニターの活動支援を行う。 市民からの情報発信を行う。				効果見込	市民目線で情報発信ができる広報紙とすることで、市からのお知らせだけでなく、身近な情報や新しい発見に触れることができるため、情報の共有化が進む。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・「広報モニターさんのまちかどスナップ」を掲載し、ローカルな情報にもスポットをあてて紹介する。	・まちかどスナップでは12件の記事を掲載した。			・これまでの広報では紹介することのなかったローカルな情報を紹介することができ、より身近な情報を共有することができた。	—
H29	実施	・広報紙に投稿によって作るページを設け、市民の広報紙への関心や参加意欲を高める。	・投稿型コーナー「みんなの広場」には75件の投稿があった。広報モニターからは「まちかどスナップ」（15件）、「フォトニュース」（7件）の記事や写真等の提供があった。 ・広報モニター会議を2回開催した。			・写真や自作の短歌など、自身の作品が載ることで広報紙を身近に感じてもらうことができた。	—
H30	実施	・「みんなの広場」の周知に努めるとともに、市民との協働により特集等でより多くの市民を取り上げ関心を高める。	・投稿型コーナー「みんなの広場」をさらに親しみやすく手軽に投稿できるように「いわフォト」にリニューアルした。年間合計で34件の投稿があった。 ・広報モニターからは23件の記事や写真の投稿があった。 ・特集等のコーナーで13人の人と、22の団体を紹介した。			・行政からのお知らせだけでなく、市民の写真や言葉を掲載することで広報紙を身近に感じてもらうことができた。	—
R1	実施	・「いわフォト」のコーナーの周知に努めるとともに、市民の写真や言葉を多く掲載し、関心を高める。	①「いわフォト」には32件の応募があり、投稿の内、広報モニターからの投稿が21件、広報モニター以外からも新規に7人から投稿があった。 ②広報紙において、15の団体と22人を特集等で取り上げた。			①②新規の投稿が増えたことで、市民と広報紙との接点が広がり、情報の共有が進んだ。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・「いわフォト」投稿者に対し、お礼の返信をしたり、友人等にもコーナーの宣伝をお願いするなどのフォローを行い、新規投稿者をさらに増やすための取組を行う。	①「いわフォト」には116件（広報モニター9件、一般107件）の投稿があった。一般の投稿者数は29人だった。投稿者数が急増し、1人1人のフォローまではできなかった。 ②広報紙において、9の団体と28人の市民を特集等で取り上げた。			①新規の投稿が増えたことで、市民と広報紙との接点が広がり、市民からの情報発信や情報共有が進んだ。 ②できるだけ多くの市民に登場してもらうことで、広報紙や市政への関心を高めることにつながった。	—

評価	A	評価理由	写真の投稿者数が増加し、広報紙への関心は高まっていると考えられる。それにより市民による身近な事象の情報発信が活発になった。	今後の方針	写真投稿をはじめとして、市民が広報紙面に何らかの形で関わる機会を増やしていく。写真の投稿数が増えており、掲載しきれないものも出てきているので、活用方法を検討する。また、広報モニターや市民の意見を紙面づくりに生かしていく。
----	---	------	---	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	45	所管課	秘書企画課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	③市民と行政の情報の共有			取組業務	広聴活動の充実と的確な情報発信
取組内容	市政モニター、市民の声、タウンミーティング等で広く意見を募集するほか、行政区等と意見交換会を実施するなど、積極的に要望や困りごとの把握に努める。 また、ホームページの充実やほっと情報メールの配信を行う。			効果見込	市民が期待していること、知りたいと思っていることを的確に把握し、それに対する市の考え方や対応を多様な手段により積極的に公開・伝達していくことで情報の共有化が進む。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・ホームページのリニューアルを行い、必要な情報を得やすくするとともに、トップページ等で効果的に情報を伝える。	・12月1日の市制記念日に合わせリニューアルを実施した。市政モニター会議（4回）、市民の声（207件）、いどばた広聴（2回）、タウンミーティング（2回）を行ったほか、区長等との意見交換を区ごとに実施した。（48回）			・ホームページリニューアルにより、迅速に情報発信及び収集ができるようになった。また、広聴活動を通じて市民や地域の現況を把握し、迅速な対応をすることができた。	—
H29	実施	・ホームページの機能をさらに活用して効果的な情報発信に努める。また、小学校区等でタウンミーティングを行い、これまで以上に積極的に地域の現状や課題の把握に努める。	・スマホ向けホームページで画像をスライドして表示できるようにした。 ・小学校区毎に子育て支援、健幸長寿社会の実現等のテーマを中心に市長との意見交換会（5回、183人）を開催、市政モニター会議（4回、52人）、いどばた広聴（1回、8人）、タウンミーティング（1回、21人）を実施、市民の声には222件の投稿、ほっと情報メールでは421件の情報を配信した。			・ホームページへのアクセス数もリニューアル前より増加しており、より多くの人に情報を伝達できた。 ・様々な年代、地域の人から直接意見等を伺い、課題等の情報共有ができ今後の市政運営の参考とすることができた。	—
H30	実施	・ホームページをより見やすく、欲しい情報にたどりつきやすくする。 ・市民と直接意見を交わす意見交換会や、市政モニター、市民の声、タウンミーティングなど多様な広聴活動を行う。	・ホームページのトップページ等で広聴活動の周知を行った。 ・全ての小学校区で「地域公共交通を語る会」を開催し、107人が参加した。 ・市政モニター会議（4回、延べ52人）、いどばた広聴（4回、106人）、タウンミーティング（2回、49人）、出前講座（10回、184人）を実施、市民の声には290件の投稿、ほっと情報メールでは414件の情報を配信した。 ・市公式フェイスブックの運用を平成31年1月から開始した。			・様々な世代、地域の人から直接意見等を伺い、課題等の情報共有ができ今後の市政運営の参考とすることができた。 ・ホームページ等を通じ、様々な情報発信をすることができた。 ・市公式フェイスブックの運用開始により、情報発信手段が増え、より多くの人に情報が伝えることができた。	—
R1	実施	・子ども向けイベント、高齢者向けイベントなどに出向き、様々な世代の意見を聞く広聴活動を行う。 ・ホームページ、ほっと情報メール、フェイスブック、LINEなど多様な手段で情報発信を行う。	①小学校区ごとに意見交換会を開催し、221人が参加した。 ②市政モニター会議（4回、44人）、いどばた広聴（1回、20人）を実施、ほっと情報メールでは488件の情報を配信し、市民の声には296件の投稿があった。 ③市公式LINEの運用を開始した。年度末登録者数691人。 ④SNSで発信した記事に対する「いいね」やコメントから意見や興味・関心の把握に努めた。 ⑤各種児童館行事や多世代交流事業などで取材に合わせて感想や意見を伺った。			①②⑤様々な年代、地域の人から多様な意見をいただき、課題等の情報共有ができ、今後の市政運営の参考とすることができた。 ③LINEを活用し、より多くの人に迅速な情報提供ができた。 ④SNSの記事をシェアすることで、市公式アカウントを登録していない人にも情報を届けることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・ホームページのメニューに市民参加に関する項目を追加し、わかりやすく市民参加の方法を掲載すれば、気軽に市政へ意見・提案をできるようになるのではないか。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		・市民が気軽に市政に意見・提案ができる方法を引き続き研究すること。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・子ども向けイベント、高齢者向けイベントなどの取材に合わせて、様々な世代の意見を聞く広聴活動を行う。 ・ホームページ、ほっと情報メール、フェイスブック、LINEなど多様な手段で情報発信を行う。 ・SNSを市からの一方的な情報発信だけでなく、市民から意見聴取等にも活用する。	①市長が各区長を訪問し懇談を行った。 ②イベントの開催が限定的であったため、イベント会場での意見聴取はできなかった。 ③市政モニター会議（1回、11人）を実施した。 ④ほっと情報メールでは845件の情報を配信し、市民の声には419件の投稿があった。LINE、フェイスブックでも350件の情報を配信した。 ⑤LINEを利用したアンケート（新型コロナ対策に対する評価）を実施した。	①行政区で抱える問題や関心の高いことについて現状を把握し、区長会等を通じて対応状況等を伝達した。 ③様々な市の取組に対する疑問に対し資料を提示したり意見交換をすることで、理解を深めていただくことができた。 ④多様な媒体を活用し、より多くの人に迅速な情報提供ができた。 ⑤SNSをアンケートにも活用することができた。	—
評価	A※	評価理由	広報と広聴の両方について多様な手段を活用することで、幅広い分野の情報を収集・発信することができた。	今後の方針	LINEを活用したアンケートをさらに利用するなど、より効果的な情報収集・情報発信の方法について、研究・実施していく。

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	46	所管課	生涯学習課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	③市民と行政の情報の共有			取組業務	民俗資料等のデータベース化と活用
取組内容	市が所蔵する民俗資料に加え映像資料のデータベース化を進める。それらの情報を活用しホームページ上で企画展を開催する。				効果見込	郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育む。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	検討	・岩倉民具研究会への委託により、郷土資料室に所蔵する民俗資料のデータベース化を進めるとともに、それらの情報を活用した企画展について先進的な事例を参考に検討を進める。	・平成28年度に生涯学習センターで開催した民俗資料企画展「暮らしの中のはかり展」を再構成し、データベースの情報を活用してホームページ上に掲載した。			・企画展示期間中に来場できなかった人にも、ホームページ上で常に見覧できる形に整備し、岩倉市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供した。	—
H29	実施	・先進的な事例の情報収集に努めるほか、平成29年度実施予定の企画展示についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。また、過去に開催した企画展示についても公開できるよう検討する。	・平成29年度に開催した民俗資料企画展「むかしの冬の暮らし展」を再構成し、データベースの情報を活用してホームページ上に掲載した。 ・岩倉民具研究会に委託し、郷土資料室に所蔵しているデータ化されていない民俗資料について、データベース化を進めた。			・平成30年1月に生涯学習センターで開催した企画展示期間中に来場できなかった人にも、ホームページ上で常に見覧できる形に整備し、本市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供した。	—
H30	実施	・先進的な事例の情報収集に努めるほか、平成30年度実施予定の企画展示についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。 ・映像資料等のデジタル化についても研究する。	・平成30年度に開催した民俗資料企画展「学校のうつりかわり」を再構成し、データベースの情報を活用してホームページ上に掲載した。 ・岩倉民具研究会に委託し、郷土資料室に所蔵しているデータ化されていない民俗資料について、データベース化を進めた。 ・映像資料等のデジタル化については、近隣市町の状況把握に努めた。			・平成31年2月に生涯学習センターで開催した企画展をホームページ上で常に見覧できる形に整備し、岩倉市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供した。	—
R1	実施	・先進的な事例の情報収集に努めるほか、令和元年度実施予定の企画展示についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。 ・引き続き映像資料等のデジタル化についても研究を進める。	①民俗資料等のデータベースを一部活用し民俗資料企画展「道路・鉄道・消えた駅」を開催した。また、同企画展の内容を再構成し、ホームページ上に掲載した。 ②岩倉民具研究会に委託し、郷土資料室に所蔵している民俗資料約100点のデータベース化を進めるとともに、資料整理に努めたが収集品目等の絞り込み等には課題も残された。 映像資料のデジタル化は実現できなかった。			①2月に生涯学習センター及び市役所2階市民ギャラリーで開催した企画展をホームページでいつでも見覧できるよう整備したことにより、展示期間中に来場できなかった人にも市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供することができた。 ②郷土資料室の資料の整理を進めることができた。また、民俗資料データベースを活用したホームページは20,641回の閲覧があり、展示できていない民俗資料を広く紹介することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・広域連携による資料収集の役割分担についても考えてほしい。			行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）	・資料収集の広域連携について研究すること。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・ホームページ上での公開を行い、市民に郷土の歴史や文化を伝える。 ・民俗資料やデータベース化したデータの活用方法の研究を進める。	①民俗資料等のデータベースを一部活用し、2月に生涯学習センター及び市役所2階市民ギャラリーで民俗資料企画展「かつての町並みとその賑わい」を開催し、その内容をホームページにおいても公開した。ホームページは482回の閲覧があった。 ②岩倉民具研究会に委託し、郷土資料室に所蔵している民俗資料約40点のデータベース化を進めた。 ③資料収集の広域連携については、研究を進めることができなかった。	①多くの市民に向け、郷土の歴史や文化を周知することができた。 ②コロナ禍により整理作業が制限される中であったが、郷土資料の整理を進めることができた。また、ホームページ上の民俗資料のデータに対して22,651回の閲覧があり、展示できていない民俗資料を広く紹介することができた。	—
----	----	--	--	---	---

評価	B	評価理由	・市が所蔵する民俗資料については、岩倉民具研究会に委託しデータベース化を進め、5年間で440点の資料をデータ化した。また、データ化した一部を活用して民俗資料企画展を岩倉市生涯学習センター、市役所で開催したほか、ホームページにおいても企画展の内容を再構成して掲載し、市民に民俗資料の知識習得の機会を提供することができた。 ・映像資料については、資料が確保できずデジタル化の実現には至らなかった。	今後の方針	・引き続き、市が所蔵する民俗資料のデータベース化を進めるとともに、民俗資料やデータ化したデータの活用の拡大を図る。 ・資料収集の広域連携について研究する。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和２年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	47	所管課	協働安全課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	④情報セキュリティの確保			取組業務	セキュリティレベルの向上
取組内容	最新のセキュリティ対策について、常に情報収集を行い、その時々に対応した高度なセキュリティレベルを確保する。 また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を継続的に実施し、セキュリティ意識の向上に努める。			効果見込	セキュリティレベルが一定水準に保たれることにより、安心して情報やサービスの提供を受けることができる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28	実施	・自治体情報システム強靱性向上モデルに沿ってネットワーク環境の整備を行う。 ・セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を実施する。	・自治体情報システム強靱性向上モデルに沿ってネットワーク環境の整備を行った。また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を実施した。			・情報漏えい等の問題を起こすことなく、安全を確保することができた。 ・LAN環境について、基幹系、行政系、インターネット系の3つのネットワークの分離とインターネット仮想化を行ったことにより、漏洩リスクを大幅に軽減することができた。	—
H29	実施	・あいち情報セキュリティクラウドに参加し、インターネット接続系のセキュリティ強化を図るとともに全ネットワークにおいて最適なセキュリティ環境を確保する。 また、研修や訓練を通じて職員一人ひとりのセキュリティ意識向上を図る。	・あいち情報セキュリティクラウドに参加した。 職員に対してセキュリティ研修（受講者数120人）を実施するとともに、標的型攻撃メール訓練（1回）を実施した。			・あいち情報セキュリティクラウドにより、インターネット環境のセキュリティ対策を強化することができセキュリティレベルを向上することができた。 ・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識を向上させることができた。	—
H30	実施	・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、最新の脅威についての情報収集を常に行い、高度なセキュリティ環境を保持する。	・職員に対してセキュリティ研修（受講者22人）を実施するとともに、標的型攻撃メール対策訓練（1回）を実施した。 ・平成30年10月からセキュリティを向上させるためのサービス（セキュリティ向上プラットフォームサービス）の利用を開始した。 ・平成31年1月から住民情報系システムをクラウド方式に移行した。			・研修や訓練により職員のセキュリティの意識は向上され、標的型攻撃メール対策訓練では、メールに記載されたURLアクセス件数が減少した。 ・セキュリティ向上プラットフォームサービスの利用により、安全な回線を利用してWindowsの更新プログラムを取得できるようになった。 ・住民情報系システムのクラウド化により高度なセキュリティ環境のデータセンターで運用管理されることで、災害時等のリスクが下がった。	—
R1	実施	・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、不定期で実施していた内部での業務システムのアクセスログによる情報セキュリティ監査を毎年実施する。	①職員に対してセキュリティ研修（受講者51人）を実施するとともに、標的型攻撃メール対策訓練（1回）を実施した。 ②情報システムのアクセスログによる情報セキュリティ監査を実施した ③ホームページの全ページにおいて、セキュリティレベルを向上させるため、通信内容を暗号化するようHTTPSに切り替えた。			①研修や訓練により職員のセキュリティの意識が向上し、セキュリティレベルを維持することができた。 ②情報セキュリティ監査の結果、疑義となる操作ログはなかった。監査を実施することにより、不適切な使用の防止に寄与することができた。 ③ホームページをHTTPSに切り替えることで、安全に通信を行える環境を整えた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

R2	実施	・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、情報システムのアクセスログによる情報セキュリティ監査を実施する。	①職員に対してセキュリティ研修（受講者66人）を実施するとともに、標的型攻撃メール対策訓練（1回）を実施した。 ②情報システムのアクセスログによる情報セキュリティ監査を実施した。 ③情報システム事故等発生時における業務継続計画（ICT-BCP）を策定した。	①研修や訓練により職員のセキュリティの意識が向上し、セキュリティレベルを維持することができた。 ②情報セキュリティ監査の結果、疑義となる操作ログはなかった。監査を実施することにより、不適切な使用の防止に寄与することができた。 ③情報システム事故等発生時における業務継続計画（ICT-BCP）の策定により、災害や事故等発生時に備えることができた。	—
----	----	---	--	--	---

評価	A	評価理由	セキュリティ研修、標的型攻撃メール対策訓練及び情報セキュリティ監査の実施により職員のセキュリティ意識を高めることができた。また、セキュリティ対策については、適切かつ確実に行うことができた。	今後の方針	引き続き、研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、適切に情報セキュリティ対策を行う。
----	---	------	--	-------	--

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	48	所管課	商工農政課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	①市民サービスの充実			取組業務	消費生活相談体制の充実
取組内容	平成29年度に設置した岩倉市消費生活センターについて、多様化する消費生活に関する相談や苦情など迅速かつ適切に対応するため、さらなるセンターの周知を図るとともに、消費生活専門相談員への研修や相談員間による情報共有の場などを通し資質向上を図る。 また、センターの利用状況に応じて、開設日時を拡充するなど、相談体制の充実に努める。			効果見込	消費生活センターの相談体制を充実させることで、消費者トラブルに対する迅速な対応が可能となり、市民が安全で安心して豊かな消費生活を送ることが見込まれる。		
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28							—
H29	実施	・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	・4月は、広報紙でセンターの開設日や時間、連絡先などを記した啓発用マグネットを全戸配布するとともに、多発する手口の注意喚起や消費生活に係る情報掲載した。また、11月の「いわくら市民ふれ愛まつり」内の消費生活フェアで、啓発用のエコバックを配布し、センターの周知に努めた。 ・相談員を国民生活センターの開催する研修等へ派遣した。 ・年10回弁護士を交えた相談を実施した。 ・117件の市民からの相談があった。			・消費生活センター開設に伴い、今後、よりよい相談体制の充実が必要であることが確認できた。	—
H30	実施	・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	・広報紙や市ホームページを通し、多発する手口等の消費生活に係る注意喚起の情報を掲載することに併せ、相談先となる消費生活センターを周知した。また、11月の「いわくら市民ふれ愛まつり」内の消費生活フェアで、センターを啓発するエコバックの配布を行い、若年者向けの対策としては、小学6年生と中学3年生を対象に、注意喚起及びセンターを周知するため、クリアファイルとチラシを作成し、配布した。 ・相談員を国民生活センターの開催する研修等へ派遣した。 ・年10回弁護士を交えた相談を実施した。			・様々な機会を通し、消費生活センターを周知したことで、必要時にはセンターを活用いただくなど、市民生活の安心に寄与することができた。 ・相談員の研修や弁護士同席による相談、また、その相談記録を相談員間で情報共有することで、相談員のスキルアップが図られ、相談体制の充実に繋がった。 ・107件の市民からの相談があった。	—
R1	実施	・引き続き、消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施することにより、専門性の高い相談にも対応できるよう、相談員のスキルアップを図る。	①広報紙や市ホームページを通し、多発する手口等の消費生活に係る注意喚起の情報を掲載することに併せ、相談先となる消費生活センターを周知した。また、11月の「いわくら市民ふれ愛まつり」内の消費生活フェアで消費生活センターを周知するクリアファイルの配布を行った。 ②若年者向けの対策としては、小学6年生と中学3年生の全児童生徒、また、新成人のつどいの参加者を対象に、注意喚起及び消費生活センターを周知するため、クリアファイルとチラシを作成し、配布した。また、成年年齢の引き下げに伴う若年者被害の未然防止のため、消費生活相談員による高校生向け消費者教育講座の開催に向けて、先進的な取組を行う名古屋市消費生活センターを視察した。 ③相談員を国民生活センターが開催する研修等へ派遣した。 ④県や弁護士につないだ相談者に対し、相談員を通じて結果の報告を依頼した。 ⑤年10回弁護士を交えた相談を実施した。			①②様々な機会を利用し、消費生活センターを周知したことで、市民が、必要時には消費生活センターを活用できるようになり、市民生活の安心に寄与することができた。 ②先進事例を学ぶことで、令和2年度に計画する高校生向け消費者教育講座の準備を進めることができた。 ③相談員の研修や弁護士同席による相談、またその相談記録を相談員間で情報共有することで、相談員のスキルアップが図られ、相談体制の充実につながった。 ・市民から112件の相談があった。	—

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

行政経営プラン推進委員会 からの意見 (R3. 1)		行政改革推進本部からの指示 事項 (R3. 1)			
R2	実施	・引き続き、消費生活センターの周知を図る。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・年6回程度、弁護士を交えた相談等を実施することにより、専門性の高い相談にも対応できるよう、相談員のスキルアップを図る。 ・岩倉総合高校で高校生向け消費者教育講座を開催し、注意喚起及び消費生活センターの周知を図る。	①広報紙や市ホームページを通し、多発する手口等の消費生活に係る注意喚起の情報を掲載することに併せ、相談先となる消費生活センターを周知した。また、11月の「いわくらdeマルシェ」内で消費生活センターを周知するクリアファイルの配布を行った。 ②若年者向けの対策としては、小学6年生と中学3年生の全児童生徒、また、新成人のつどいの参加者を対象に、注意喚起及び消費生活センターを周知するため、クリアファイルとチラシを作成し、配布した。また、若年者向け消費者教育として、岩倉総合高校の3年生を対象に、岩倉市消費生活相談員が講師となり、「成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの未然防止」をテーマとして、出張消費生活講座を1月に実施した。 ③相談員を県が開催する研修等へ派遣した。 ④県や弁護士につないだ相談者に対し、相談員を通じて結果の報告を依頼した。 ⑤年5回弁護士を交えた相談を実施した。 ⑥地域の高齢者等「配慮を必要とする消費者」の消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会を設置し、その中で被害事例の共有と消費生活センターを周知した。	①②様々な機会を利用し、消費生活センターを周知したことで、市民が、必要時には消費生活センターを活用できるようになり、市民生活の安心に寄与することができた。 ②契約や取引のルール、消費者問題の知識や対処方法などを学ぶことで、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの未然防止及び消費生活センターの周知に繋げることができた。 ③相談員の研修や弁護士同席による相談、またその相談記録を相談員間で情報共有することで、相談員のスキルアップが図られ、相談体制の充実につながった。 ・電話相談のみの受付とした期間を含め、市民から126件の相談があった。 ⑥消費者安全確保地域協議会の中で、関係部署等と情報共有に努めたことで、被害の未然防止及び消費生活センターの周知に繋げることができた。	—

評価	A	評価理由	相談体制の拡充（消費生活センター設置以前は月4回の開催）や周知活動により、消費生活センターの相談件数は増加傾向にある。市民が必要としたときに相談の場として活用ができる体制を整えることができた。	今後の方針	引き続き、消費生活相談体制については随時見直し、その充実について検討する。また、市民の身近な相談窓口となるよう、様々な機会を捉えて周知活動を実施する。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	49	所管課	健康課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	①市民サービスの充実			取組業務	がん検診申込機会の拡大
取組内容	平日の開所時間に来所できない人のために、申込機会を拡大する。				効果見込	市民サービスの向上及び受診率の向上が期待できる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28							
H29							
H30	実施	・申込専用受付（場所）の設置期間を延長する。 ・保健センターの開庁所時間に来所できない人のために、申込日に日曜日も設定することを検討する。	・申込専用受付の設置期間を2日延長し、5日間とした。 ・女性を対象とする検診の申込を日曜日から開始した。			・申込専用受付の設置期間を延長したことにより、がん検診の申込以外で来所する人とのすみ分けができ、窓口の混雑を回避できた。 ・女性を対象とする検診の申込を日曜日から開始したことにより、申込初日の受付件数が平成29年度より39件増加し501件であった。 全体の申込者数としては、平成29年度より130件増加し2,225件であった。	—
R1	実施	・女性を対象とした検診と胃がん検診は申込開始日が異なるため、双方を同時に受診する場合については一度に申込できるよう検討する。	①乳がん検診（エコー）の申込開始月は4月から、胃がん検診の申込開始月は5月からとなっていたところ、乳がん検診（エコー）との同日受診者に限り、申込開始月前でも胃がん検診の申込をできるようにした。			①乳がん検診（エコー）と胃がん検診の同日実施日において、乳がん検診（エコー）を受診した51人中28人が胃がん検診を受診しており、受診者の利便を図ることができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・新型コロナウイルスに感染する危険性を軽減する申込方法を検討する。	①事前に検体容器を渡す必要がある大腸がん、肺がん（喀痰）検診以外は、令和2年度より原則電話予約のみで対応することとした。			①電話予約を実施した子宮頸がん検診（個別検診）では、来所する手間を省き、市民サービスの向上に繋がった。あわせて、来所者が重なることなく、新型コロナウイルス感染症罹患のリスクを減らすことができた。なお、集団検診は全て中止とした。	—

評価	B	評価理由	大腸がん、肺がん（喀痰）検診以外、原則電話予約のみで対応することとしたのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためだが、結果的に、予約について来所が不要となり、簡単に予約ができるようになったため、開所時間に来所が難しい人の申込機会の拡大体制を整えることができた。	今後の方針	令和2年度に実施した電話予約による検診の受付は、集団検診を全て中止としたことから、子宮頸がん検診（個別検診）のみに対する実施であったため、他の検診にも適用できるよう検討する。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	50	所管課	学校教育課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	②民間活力の積極的活用			取組業務	学校給食の配膳業務における民間活力の活用
取組内容	令和元年8月の給食調理及び配送等業務委託の更新に伴い、新たに配膳業務を民間に委託する。				効果見込	給食調理及び配送業務だけでなく、配膳業務も民間に委託することにより、調理から配膳まで給食に関する衛生管理が同じ水準で一貫して行うことができる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28							
H29							
H30	準備	・令和元年8月の委託業務の更新に向けて、（仮称）給食調理等業務委託事業者選定審査委員会を設置し、優先交渉権者を選定する。	・給食調理及び配送業務等委託事業者選定審査委員会を設置し、実施要領を定め、公募を行った。審査委員会において、事業者の企画提案の審査を行った。			・令和元年8月の委託業務の更新に向けて、プロポーザル方式で、配膳業務の実績も多くあり、ノウハウを持った事業者を決定することができた。	—
R1	準備・実施	・交渉権者と契約内容について協議し、契約を締結する。令和元年8月からは、調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行う。	①交渉権者と契約内容について協議し、5月に契約を締結した。8月からは従来の給食調理及び配送業務に加え、配膳業務を委託した。 ②給食の献立作成委員会等での意見や、子どもの様子と併せて残食量を分析することにより、当該献立における児童生徒の好みが推測できるため、それをどう活用できるか研究した。			①調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行うことができた。 ②給食は児童生徒の食べ慣れていない味付けや食材も、栄養や食育の観点から提供している。残食の多さにより、食べ慣れていないものが分かるので、味付けや食材の大きさを変えるなど、調理方法の工夫を促す目安になることが分かった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・引き続き、調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行う。 ・残食量や児童生徒の声を踏まえ、味付けや調理方法を工夫することで、献立づくりに反映させていく。	①学校給食衛生管理基準に基づき、引き続き、調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一環して行うことができた。 ②栄養や食育の観点から、児童生徒の声や残食量を踏まえて、味付けの辛さや酸っぱさを調整したり、季節が感じられる食材を使うなど、味付けや調理方法を工夫し献立づくりに反映させた。			①調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行ったことにより、安定した学校給食の提供に繋げることができた。 ②新型コロナウイルス感染症の影響があり、異なる状況での給食であったが、児童生徒への栄養や食育を考慮した給食の提供ができた。	—
評価	A	評価理由	令和元年8月から、新たに配膳業務を民間に委託することができた。これにより、調理から配膳まで、給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行うことができたようになった。			今後の方針	引き続き、調理から配膳まで給食に関する衛生管理を同じ水準で一貫して行えるよう、委託業者に求めながら、安全で安定した学校給食の提供に向けて取り組んでいく。

凡例 S：目標を大きく上回った。（120％程度の達成の状態）A：目標を達成した。（90％以上100％程度の達成の状態）B：目標を概ね達成した。（80％以上90％未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60％以上80％未満の達成の状態）D：目標を大きく下回った。（60％未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	51	所管課	環境保全課
第2期行政経営プランの位置づけ		(4)情報化への取組と市民との行政情報の共有	①情報化による市民サービスの向上			取組業務	ごみ分別アプリの導入
取組内容	スマートフォンの普及率が年々高まっている中、市民がごみの分別をより簡単に調べることができ、ごみ収集日や分別収集日のお知らせ、多言語対応も可能な「ごみ分別アプリ」を導入するもの。				効果見込	ごみ分別アプリの導入により、市民の分別意識が高くなり、ごみの出し忘れを少なくすることができる。多言語対応にすることで外国人のごみ出しルールに対する理解が深まる。	
	目標	計画	実績			実施効果	効果額（千円）
H28							
H29							
H30	検討	・先行自治体及び事業者への聞取り実施、導入に向けての課題整理、必要経費の積算を行う。	・実施に向けて、先行自治体や事業者からの聞取り等を行い、必要な準備作業を行った。			・課題の整理等を行い、多言語対応（英語・ポルトガル語）とするなど、導入に向けての準備をすることができた。	—
R1	準備・実施	・広報紙、ホームページ、窓口でのチラシ配布等により市民への周知啓発を行い、7月から運用を開始する。開始後は、市民の利用状況等を検証し、改善等に努める。	①令和元年7月から運用を開始。開始にあたっては、広報紙、ホームページ、チラシ等で市民周知を行った。利用状況では、外国語版のダウンロードが少なかったため、岩倉団地や人材派遣会社に対してチラシの配布を行うとともに、市役所窓口において、転入外国人に対してもチラシを配布した。			①令和2年3月31日現在のダウンロード数は983件で、うち英語が14件、ポルトガル語が26件となっている。導入初期には全ダウンロード数の1%程度だった外国語版の割合も4%に増加した。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）					行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）		
R2	実施	・引き続き、広報紙、ホームページ、チラシの窓口配布及び岩倉団地・人材派遣会社への配布等により市民への周知を図る。また、英語、ポルトガル語圏以外の外国語圏の人の増加傾向に注意しながら、新たな言語の追加など、分かりやすい周知方法の導入を検討していく。	①広報紙、ホームページ、での周知に加え、窓口、岩倉団地及び人材派遣会社へ作成したチラシを配布した。 ②英語、ポルトガル語以外の外国語の追加について検討した結果、対象言語における国籍別人口の流動性が高いため、状況確認を行った。			令和3年3月31日現在のアプリのダウンロード件数は1,200件で、うち英語版が23件、ポルトガル語版が33件となっており、外国語版のアプリダウンロード数は4.7%増加した。	—

評価	B	評価理由	・ごみ分別アプリのダウンロード数は増加(元年度：983件、2年度：1,200件)しており、周知の効果がみられるものの、件数としては微増であり、更なる周知が必要となっている。 ・外国語対応の拡大については、外国籍の住民の推移を引き続き状況確認を行うこととした。	今後の方針	・ごみ分別アプリは、気軽に資源ごみの分別方法を確認できたり、ごみの出し忘れ防止の通知機能などがあり、その利便性の効果には期待ができるため、まずは広く普及させることを目指す。今後は、更なる周知を図るとともに追加する外国語の選定方法など他自治体の運用を参考にしながら、分かりやすい周知方法の導入を検討していく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 S：目標を大きく上回った。（120%程度の達成の状態） A：目標を達成した。（90%以上100%程度の達成の状態） B：目標を概ね達成した。（80%以上90%未満の達成の状態）
C：目標を下回った。（60%以上80%未満の達成の状態） D：目標を大きく下回った。（60%未満の達成の状態）
（令和2年度実績が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、評価が困難なものについては、平成28年度から令和元年度までについての評価とし、評価に※を付しています。）

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	52	所管課	都市整備課
第 2 期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進		①市民サービスの充実		取組業務	民間住宅の耐震化の促進
取組内容	住宅の耐震化の必要性や補助制度等の周知・啓発により、耐震化を促進し、耐震化率の向上に取り組む。			効果見込	大規模災害の発生による家屋の倒壊や損傷を極力抑え、人命を守るとともに、家屋倒壊等による道路封鎖を削減し、円滑な救助活動の実施にもつながる。 目標：令和2年度耐震化率 91.0% 平成30年度 耐震化率 88.1%（木造：77.8%・非木造：96.6%）		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28							
H29							
H30							
R1	90%	・ホームページ、広報紙にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を決め戸別訪問を実施し、普及啓発に取り組む。	①ホームページ、広報紙に木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等の補助を掲載し、耐震化率向上に向け、周知・啓発を行った。 ・ふれ愛まつりで耐震コーナーを設け、木造住宅無料耐震診断の周知を行った。 ・木造住宅無料耐震診断の周知のため、重点地区（中本町）において80件の戸別訪問を実施した。 ・木造住宅無料耐震診断25件、耐震改修補助金1件、木造住宅解体工事費補助金10件を行い、耐震化に向け支援を行った。 ・平成25年度に策定した「岩倉市耐震促進計画」が令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、令和12年度までを計画期間とし、耐震化促進の方策等を定めた新たな「岩倉市耐震促進改修促進計画」を策定した。		令和2年3月末時点の耐震化率89.8%（目標90.0%に対し、0.2ポイント下回る）		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）				行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	91%	・ホームページ、広報紙にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を決め戸別訪問を実施し、普及啓発に取り組む。	①ホームページ、広報紙に木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等の補助を掲載し、耐震化率向上に向け、周知・啓発を行った。 ・木造住宅無料耐震診断の周知のため、重点地区（東町）において90件の戸別訪問を実施した。 ・木造住宅無料耐震診断48件、耐震改修補助金2件、木造住宅解体工事費補助金10件を行い、耐震化に向け支援を行った。		令和3年3月末時点の耐震化率90.5%（目標91.0%に対し、0.5ポイント下回る）		—
評価	B	評価理由	ホームページ、広報紙により木造住宅無料耐震診断や住宅耐震改修工事費の支援制度の周知等を実施した。2年間の実績として無料耐震診断が73件、耐震改修が3件、解体工事が20件となった。耐震化率が90.5%とわずかながら目標値には達しなかったが、着実に耐震化を促進した。		今後の方針	令和3年3月に策定した「岩倉市耐震改修促進計画」で定めた令和12年度末における住宅の耐震化率97%の目標達成に向けて耐震化促進の施策に取り組んでいく。	

第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H28～R2)における総括

				No.	53	所管課	学校教育課
第2期行政経営プランの位置づけ		(3)質の高い行政経営の推進	②民間活力の積極的活用			取組業務	小学校の水泳授業における民間活力の活用
取組内容	岩倉東小学校のプールは、経年劣化により底・壁面の防水シートが収縮し、膨れ上がっており、大規模な修繕が必要となっているが、令和元年度に1、2年生を対象に試行的に実施した水泳指導支援委託での効果が大きかったことに加え、改修に必要な経費、維持管理費が削減できるなど総合的に判断し、民間の屋内温水プールを活用して水泳授業を行うもの。			効果見込	天候に左右されず授業の実施が可能となるとともに、教職員に加えて複数の指導者が子どもたちに関わることで、よりきめ細かな指導を行うことができ、泳力の向上が期待できる。 ▲14,442千円（積算根拠等） 33,500千円（修繕費等）－19,058千円（委託料）＝14,442千円 ○既設プールを修繕し使用 ・防水シート貼替 一式 21,500,000円 ・光熱水費等 80万円/年×15年＝12,000,000円 計33,500,000円 ○民間活力の活用 ・水泳指導支援業務 770円/人×10単位時間×165(全児童数)×15年間≒19,058千円		
	目標	計画	実績		実施効果		効果額（千円）
H28							
H29							
H30							
R1	施行実施		・岩倉東小学校の1・2年生に対して水泳指導支援委託を試行的に実施した。		・岩倉東小学校の1・2年生に対し、天候に左右されず、安全な環境の下で、複数の指導員により泳力に合わせた指導をすることができた。 委託費用：540円/人×10単位時間×48人＝259,200円 (参考) 岩倉東小学校1・2年生用小プールシート防水改修費用 6,000,000円		—
行政経営プラン推進委員会からの意見（R3.1）		・「小中学校プールのありかたについて」に基づいて事業が進められていることを明記してほしい。		行政改革推進本部からの指示事項（R3.1）			
R2	実施	・岩倉東小学校の全児童に対して、民間の屋内温水プールを利用した水泳授業を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、市内全小学校の水泳授業を中止したが、令和3年度からは、岩倉北小学校も全児童を対象に水泳授業を実施することにした。		・水泳授業の中止により、実施効果を検証することができなかったが、小学校の水泳授業の民間活力の導入を図ることができた。		—

評価	A✕	評価理由	・令和元年度に岩倉東小学校の1・2年生に対して水泳指導支援業務を試行的に導入し、児童や保護者、教職員からは高い評価を得るとともに、事業の継続を望む意見をいただいた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、水泳授業は中止となったが、「小中学校のプールのあり方」に基づき、令和3年度から岩倉東小学校及び岩倉北小学校の全学年を対象に民間の屋内温水プールを活用して、水泳授業を行うこととした。	今後の方針	・令和3年度以降は、岩倉北小学校及び岩倉東小学校の全児童に対して水泳指導支援業務を実施していく。 ・その他の小学校についても、「小中学校のプールのあり方」に基づいて、引き続き、民間活力の積極的な活用を検討していく。
----	----	------	---	-------	--

行政経営プラン行動計画のうち財政効果が見込まれる項目

(単位：千円)

所管課	位置づけ	No.	取組業務	H28		H29		H30		R1		R2		計		
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
市民窓口課	(2)①	7	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	88	44	88	526	438	0	0	0	0	0	614	570	
				(内訳) 平成２７年度調定額(438,084,200円)を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
税務課	(2)①	8	市税の収納率の向上	2,517	23,845	6,860	22,857	6,860	9,685	6,641	1,963	6,641	5,191	29,519	63,541	
				市税（現年度分）	1,937	9,039	3,228	7,102	3,228	9,685	3,228	0	3,228	0	14,851	25,826
				市税（滞納繰越分）	95	0	475	3,609	475	0	317	1,963	317	5,191	1,678	10,763
				国民健康保険税（現年度分）	364	7,409	3,036	12,146	3,036	0	3,036	0	3,036	0	12,510	19,555
				国民健康保険税（滞納繰越分）	120	7,396	120	0	120	0	60	0	60	0	481	7,396
				(内訳) 平成２７年度調定額（市税：現年度分6,456,750,418円、滞納繰越分316,546,072円、国民健康保険税：現年度分1,214,556,800円、滞納繰越分601,331,746円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
長寿介護課	(2)①	9	介護保険料の収納率の向上	335	335	335	68	335	736	335	0	335	0	1,675	1,139	
				(内訳) 平成２７年度調定額（669,101,200円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
学校教育課	(2)①	10	給食費の収納率の向上	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	
				(内訳) 平成２７年度調定額(172,447,240円)を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
子育て支援課	(2)①	11	保育料の収納率の向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				(内訳) 平成２７年度調定額（122,627,950円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
子育て支援課	(2)①	12	放課後児童健全育成手数料の収納率の向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				(内訳) 平成２７年度調定額（10,614,580円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
秘書企画課	(2)②	15	ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進	13,795	24,269	13,795	36,919	36,919	43,123	36,919	76,091	36,919	54,755	138,347	235,157	
				(内訳) 平成２９年度寄附金額（歳入）－平成２９年度寄附金謝礼等支出額（歳出）												
－	(2)③	21	経常経費等の削減	12,616	12,616	37,470	37,470	800	800	4,080	4,080	152	152	55,118	55,118	
				(内訳) 予算積算時に見直しを行う経常経費等の額												
上下水道課	(2)⑤	24	上水道事業の健全経営	229	629	229	0	229	0	229	0	229	0	1,145	629	
				(内訳) 平成２７年度調定額（571,477,630円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
上下水道課	(2)⑤	24	上水道事業の健全経営（下水道使用料分）	95	405	95	215	95	0	95	0	95	0	475	620	
				(内訳) 平成２７年度調定額（238,448,850円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額												
計				29,675	62,177	58,872	98,055	45,676	54,344	48,299	82,134	44,371	60,098	226,893	356,808	

岩倉市収納率向上推進委員会の令和2年度の活動と今後の方針

1 岩倉市収納率向上推進委員会の設置目的と所掌事務

市税を始めとする市債権の収納率向上のために設置し、収納率向上対策を総合的に推進するための研究及び検討を行う。

2 組織

委員長：副市長

副委員長：総務部長

委員：市民窓口課長、税務課長、長寿介護課長、子育て支援課長、
学校教育課長、上下水道課長

部会：担当グループ長及び担当職員

3 令和2年度の活動と今後の方針

(1) 開催状況

①令和2年8月21日 委員会（書面開催）

- ・令和元年度収納実績と令和2年度事業計画
- ・新型コロナウイルス感染症に関する特例等の情報共有

②令和2年11月13日 部会及び研修会

- ・研修会

「折衝技術の向上及び収納連携について」

講師：愛知県名古屋東部県税事務所 特別滞納整理室 室長補佐

- ・収納連携についての意見交換

(2) 各課における取組

①部会の内容を参考に手法を研究し、給食費の戸別訪問等で実践した。

②水道の閉栓未届者について、市民窓口課に転出先の照会を行った。

(3) 効果

①新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への施策について情報を共有し、組織横断的な市民サービスにつなげることができた。

②情報交換や研修で得た知識を実務に活用することができた。

(4) 今後の方針

各課における対象者に適したきめ細やかな対応を基本としつつ、引き続き、可能な範囲で情報を共有し、連携して収納率の向上に取り組む。